



# 各種犯罪への対応

(時代に即した検察庁における人材育成)

令和4年6月  
法務省刑事局

# 目次

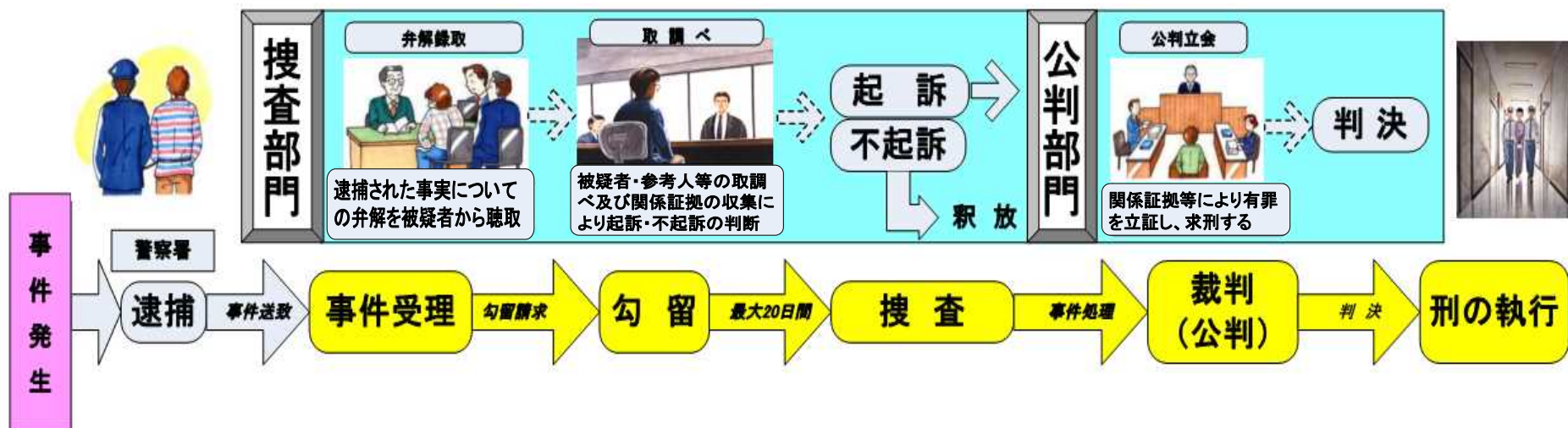
1	検察庁における事務の流れ	・ ・ ・	1
2	近時の犯罪情勢等	・ ・ ・	2
3	検察庁における現状と課題	・ ・ ・	3
4	刑事手続における情報通信技術の活用促進	・ ・ ・	4
5	本事業において実施している各種研修	・ ・ ・	5
6	デジタルフォレンジックとは	・ ・ ・	6
7	先端犯罪検察ユニット（JPEC）	・ ・ ・	7
8	DFセンター	・ ・ ・	9
9	研修体系	・ ・ ・	10
10	ロジックモデル	・ ・ ・	12
11	各種指標（資料編）	・ ・ ・	13

# 1 検察庁における事務の流れ

## 検察庁における事務の流れ

検察庁においては、検察官が犯罪の捜査、起訴・不起訴の決定、公判の維持遂行、刑の執行等を行っており、それを検察事務官が検察官の指揮のもとに補佐している。

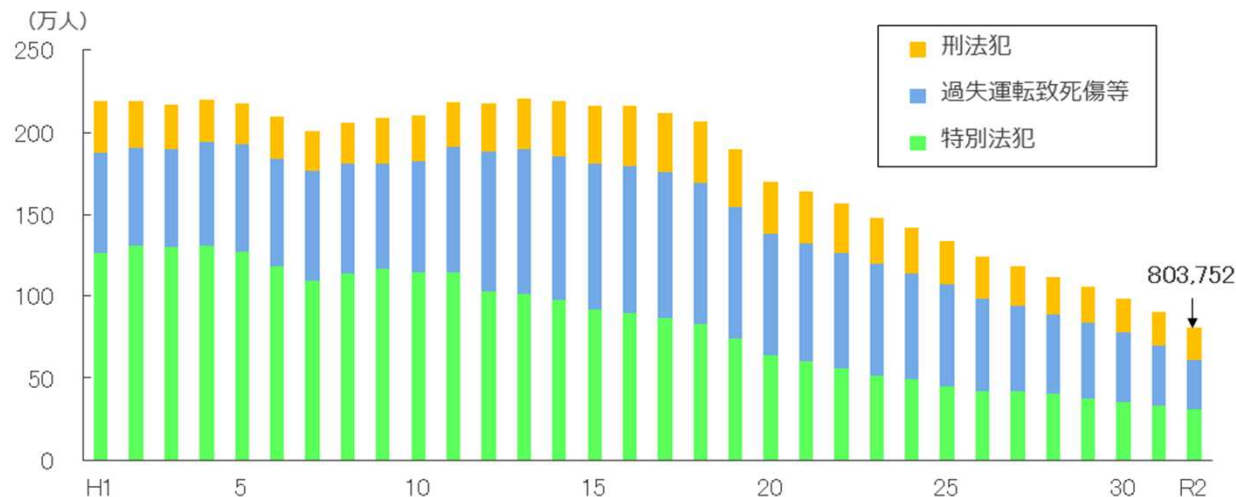
また、検察庁独自の事務として、事件の受理から捜査・公判、刑の執行に至るまで関連して生ずる様々な検務事務を業務として行っている。



## 2 近時の犯罪情勢等

### ◆ 検察庁新規受理人員の推移

※ 検察統計年報による。



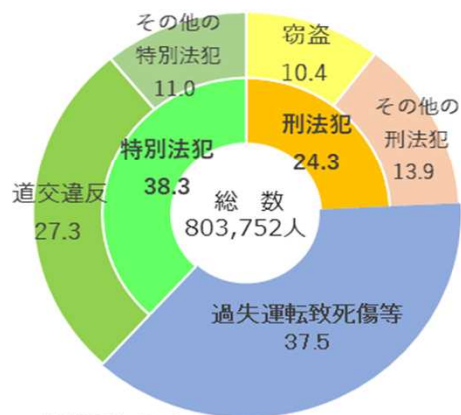
#### 全体の推移

- ・平成18年までは200万人超。
- ・その後、漸減。令和2年はピーク時の半数以下。

#### 令和2年の動向（前年比）

- ・総数： 80万3,752人（10.8%減）
- ・刑法犯： 19万5,092人（3.5%減）
- ・過失運転致死傷等： 30万1,092人（18.8%減）
- ・特別法犯： 30万7,568人（6.2%減）

### ◆ 検察庁新規受理人員の罪名別構成比（R2）

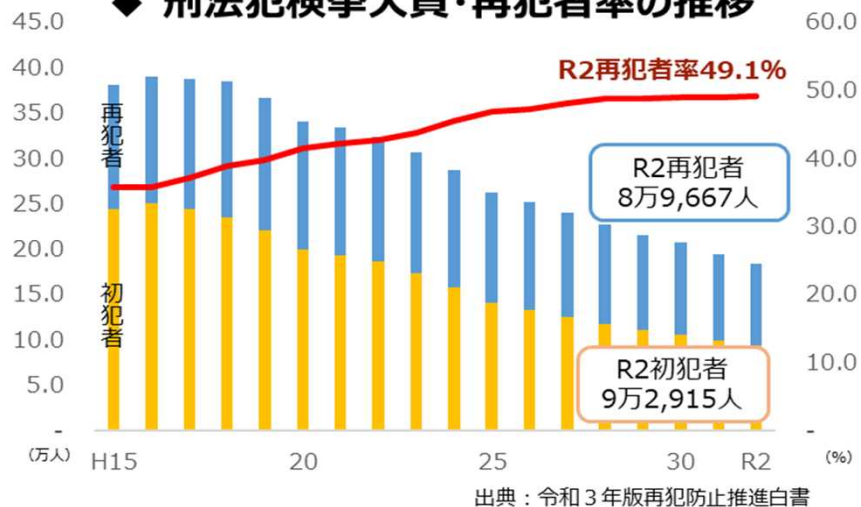


#### 罪名別人員（前年比）

罪名	人員数	前年比
刑法犯		
窃盗	8万3,239人	(5.2%減)
詐欺	1万3,593人	(8.2%減)
強盗	2,757人	(18.3%増)
殺人	1,511人	(6.7%増)
放火	830人	(2.3%増)
危険運転致死傷	639人	(19.9%増)
特別法犯		
道交違反	21万9,231人	(8.7%減)
その他の特別法犯	8万8,337人	(0.5%増)

※ 検察統計年報による。

### ◆ 刑法犯検挙人員・再犯者率の推移



出典：令和3年版再犯防止推進白書

# 3 検察庁における現状と課題

## 1 現状と課題

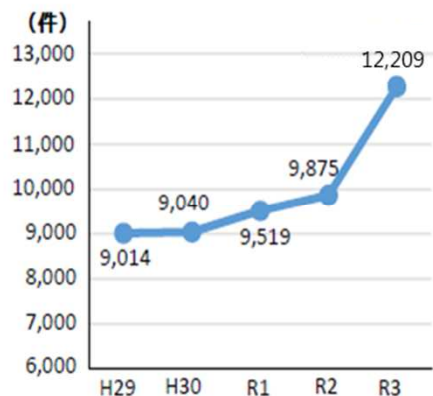
### ○ サイバー犯罪や国際的規模の事案、先端知識・技術を悪用した事案の増加

- ・地方の病院をランサムウェアで攻撃し身代金を要求
- ・海外のペーパーカンパニーを悪用
- ・暗号資産に関連する事案 など

### ○ 増加する児童虐待事案の特殊性

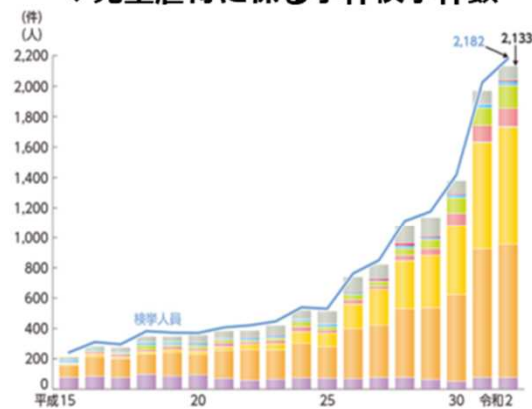
- ・最先端の医学的知見等の活用が必要
- ・関係機関連携など検察活動の新領域

◆サイバー犯罪の検挙件数



出典：警察庁「令和3年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」

◆児童虐待に係る事件検挙件数



出典：令和3年版犯罪白書

## 2 主な対応状況

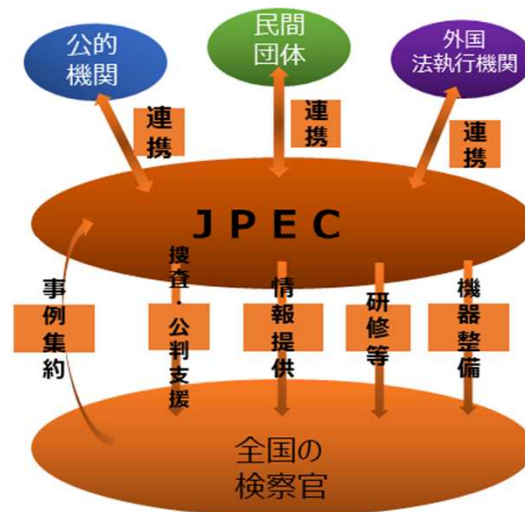
### ○ 先端犯罪捜査の強化

- ・R3.4.1検察庁にJPEC（先端犯罪検察ユニット）を立ち上げ
- 有益情報の収集・管理・提供、捜査・公判支援

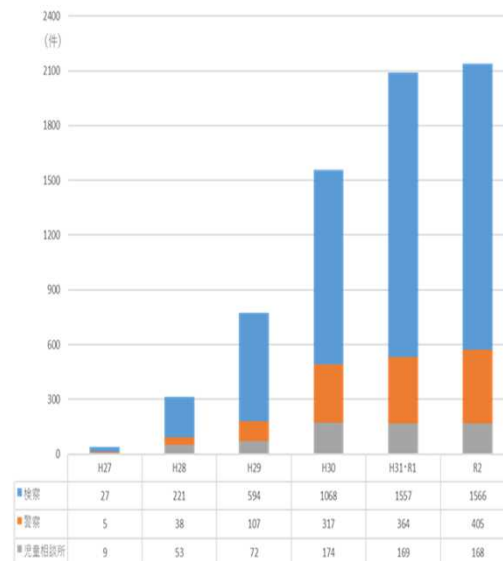
### ○ 児童虐待事案への対応

- ・関係機関との連携
  - ・代表者聴取（※）における司法面接的手法を用いた取調べ
- ※児童虐待などの被害を受けた子どもの事情聴取の負担軽減等を目的として、検察、警察と児童相談所が事前に協議し、その代表者が事情聴取を行うもの。

◆JPECの業務の概要



◆代表者聴取



# 4 刑事手続における情報通信技術の活用促進

## 1 経緯

### 政府方針

令和2年度閣議決定  
(令和2年7月)

「世界最先端デジタル国家  
創造宣言・官民データ活用  
推進基本計画」  
「成長戦略フォローアップ」

令和3年度閣議決定  
(令和3年6月)

「デジタル社会の実現に  
向けた重点計画」  
「成長戦略フォローアップ」  
「規制改革実施計画」

### 2つの検討の柱

#### 1 法整備についての検討ー「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」

○令和4年3月に取りまとめ

- ・書類を電子データで作成・管理し、オンラインで発受することを可能とすること
  - ・令状手続をオンラインで行うことを可能とすること
- などの情報通信技術の活用の方向性を示す

検討結果を踏まえ、  
法整備の在り方について更に検討

#### 2 IT基盤の整備についての検討

- 電子データによる書類の作成・管理、オンライン発受に対応できるシステム
- 警察や裁判所等との連携、弁護士ともデータのやり取りを可能に
- 確固たる情報セキュリティの確保が不可欠

令和4年度にシステム構築に向けた調査研究を実施するなど、システム構築に向けた取組を推進

## 2 情報通信技術の活用イメージ

### 1 書類の電子データ化・発受のオンライン化

#### (1) 電子データとしての書類の作成・管理

現在

紙媒体による書類の  
作成・管理



IT活用

電子データで書類を  
作成・管理



- ◎書類作成業務の合理化・効率化
- ◎記録保管業務の合理化・省スペース化

#### (2) オンラインでの書類の発受

持参・郵送による  
書類の発受



オンラインによる  
書類の発受



- ◎捜査・公判における業務の合理化・効率化
- ◎手続に関与する者の負担軽減

### 2 捜査公判における手続の非対面・遠隔化

捜査・公判は対面が原則



捜査・公判における  
非対面・遠隔手続を拡充



- ◎手続に関与する国民の負担軽減
- ◎円滑かつ迅速な公判手続の実現

## 5 本事業において実施している各種研修

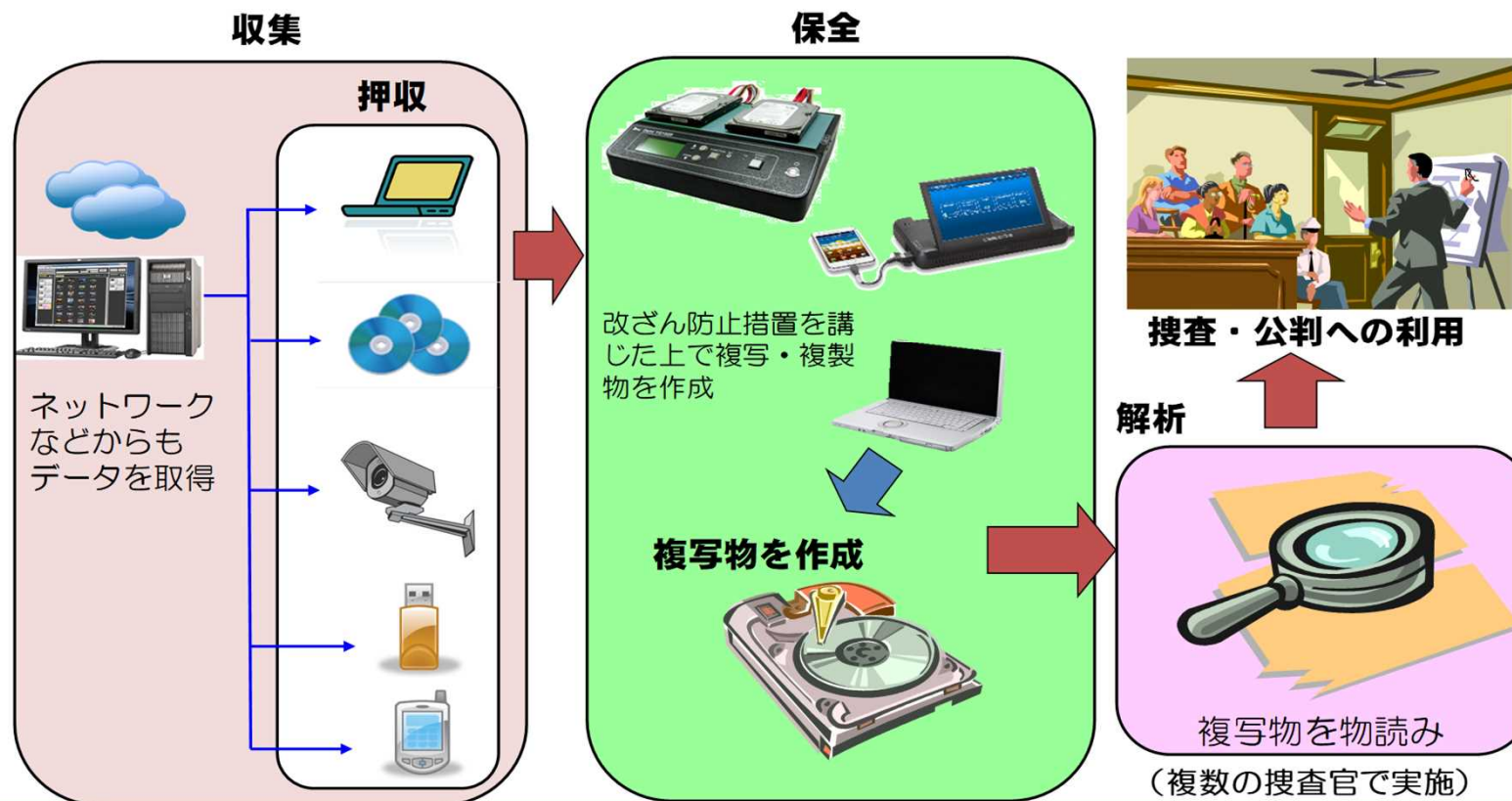
	令和3年度 補正後予算額	令和4年度 予算額
<b>デジタルフォレンジック対応研修経費</b>		
デジタルフォレンジックの技術 ⇒ 研修旅費	11,311千円	15,954千円
や知識習得 ⇒ 研修受講料等	36,827千円	32,852千円
<b>各種決裁官等研修経費</b>		
各種決裁官等に対する研修 ⇒ 研修旅費	23,783千円	25,884千円
⇒ 研修受講料等	10,244千円	10,244千円
<b>代表者聴取対応研修経費</b>		
児童虐待事犯等に対応するため ⇒ 研修旅費	4,043千円	7,543千円
の取調べ技法 ⇒ 研修受講料等	8,440千円	9,584千円
<b>国際・組織犯罪事犯対応研修経費</b>		
検察事務官等に対する語学研修 ⇒ 研修受講料等	12,178千円	12,178千円
<b>犯罪被害者対応研修経費</b>		
犯罪被害者支援員に対する研修 ⇒ 研修旅費	0千円	7,513千円
⇒ 研修受講料等	3,200千円	3,200千円
<b>特捜・財政経済事犯対応研修経費</b>		
税務大学校への派遣や検察事務 ⇒ 研修旅費	1,017千円	3,036千円
官に対する簿記研修 ⇒ 研修受講料等	2,842千円	2,842千円
<b>総 額</b>	<b>113,885千円</b>	<b>130,830千円</b>

# 6 デジタルフォレンジックとは

## デジタルフォレンジック=電子鑑識

デジタルフォレンジック（DF）とは、押収したデジタル機器内に保存されているデジタルデータを適正な手続により、全く同じ状態で抽出し（保全）、その抽出したデータの中から犯罪立証のための客観的証拠を見つける（解析）ための手法、技術。

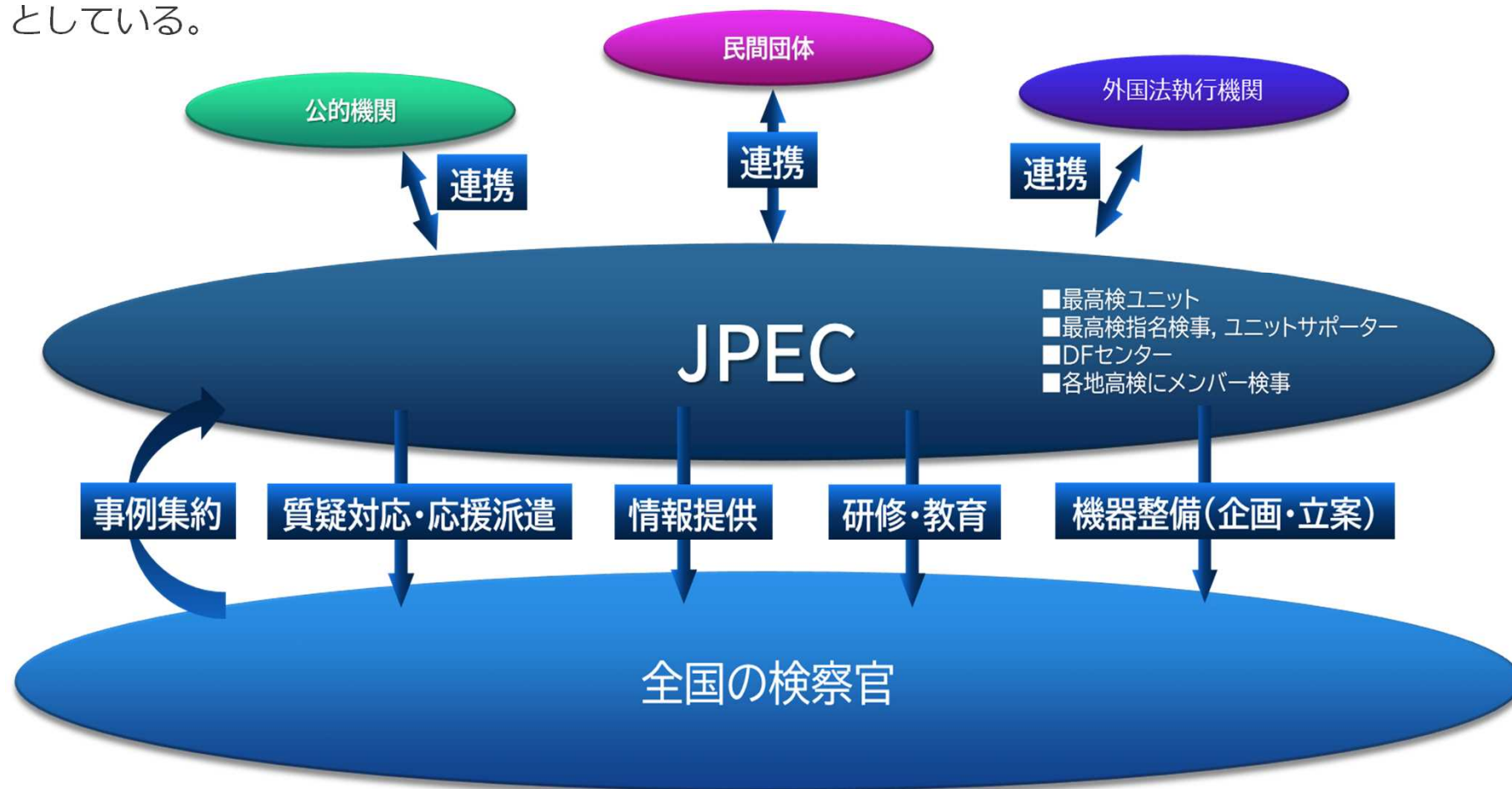
### デジタルフォレンジックのイメージ



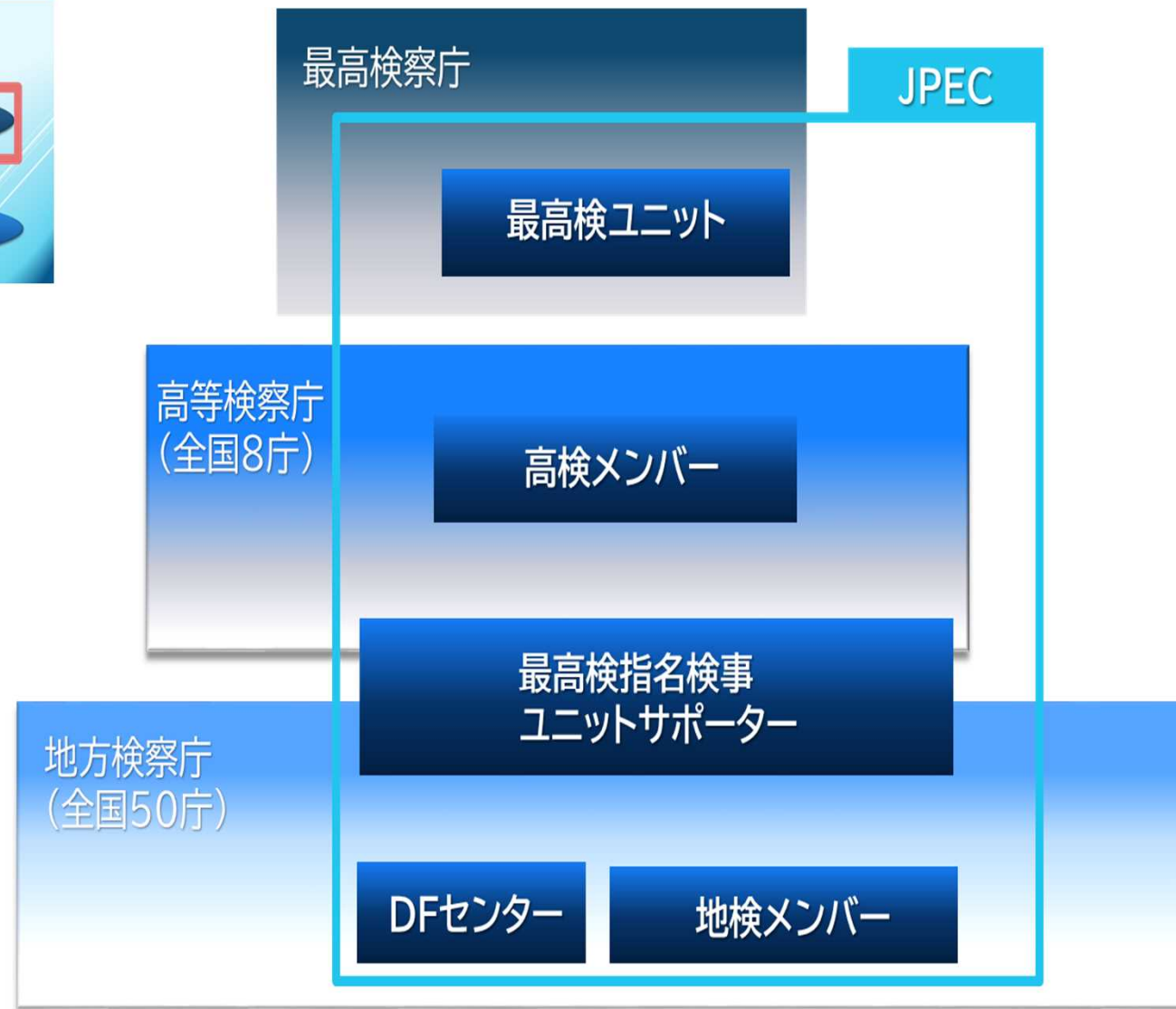
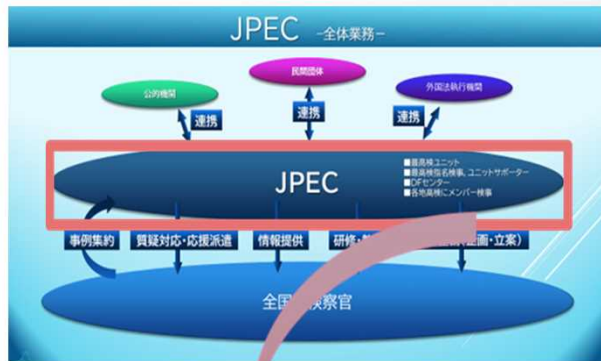


## 7-1 先端犯罪検察ユニット（JPEC）

先端犯罪検察ユニット（JPEC）とは、令和3年4月に検察庁に立ち上げられたチームであり、全国の担当検事と捜査や公判の問題点を協議して、解決を目指してサポートしたり、成果や課題を収集・分析し、外部の専門機関とも連携して、効果的な立証方法を検討したりすることを目的としている。



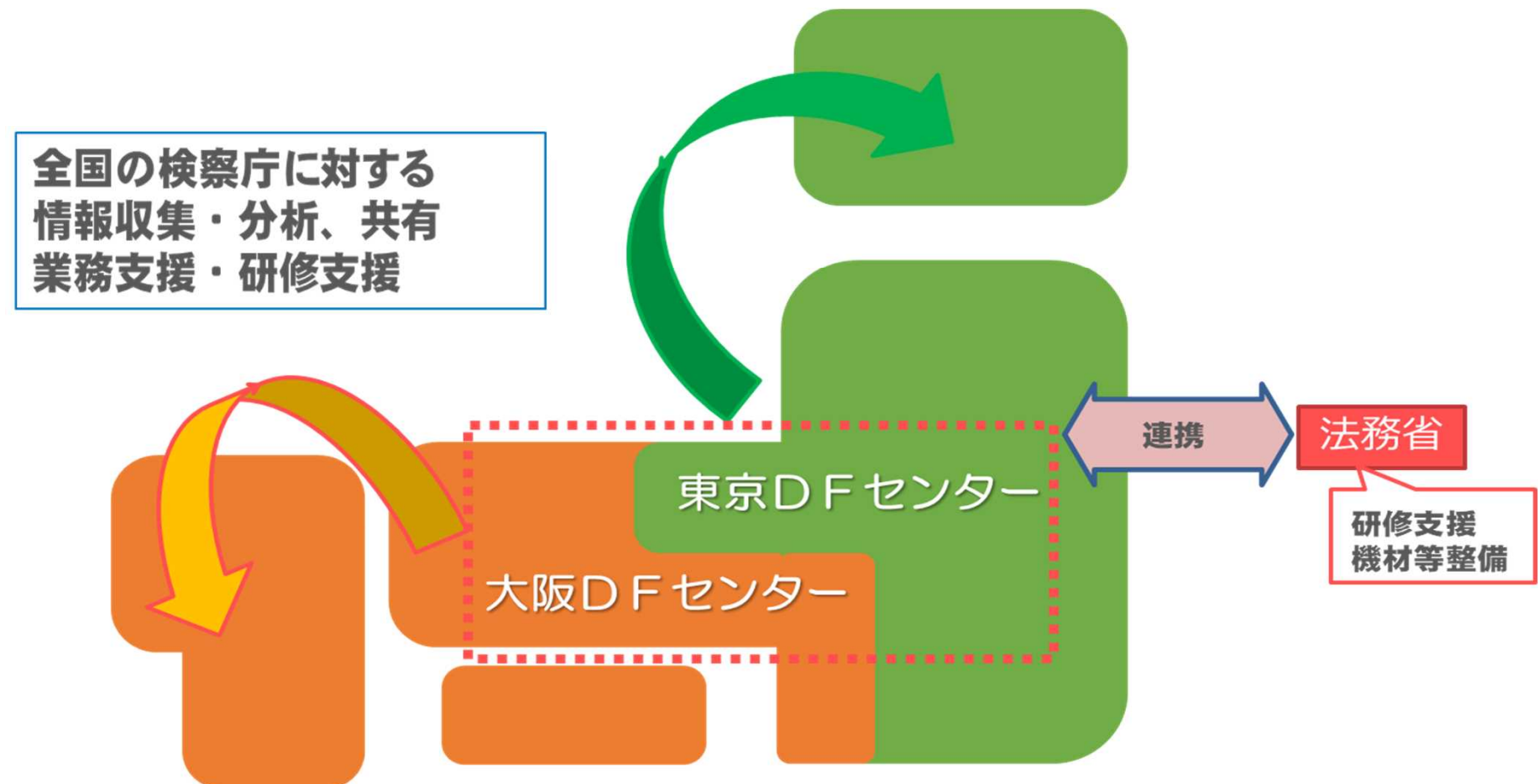
## 7-2 先端犯罪検察ユニット (JPEC)



検事と検察事務官による最高検ユニットのほか、サイバー事件や情報技術を悪用した犯罪、即ち先端犯罪に詳しい全国の検事らもこれをサポート。

## 8 DFセンター

DFセンターは、全国のハイレベルなデジタルフォレンジックへの対処や全国地検の研修等を実施する中枢拠点として東京地検と大阪地検に設置されており、日々最先端の情報収集・技能習得に努めるとともに、一般的なデジタルフォレンジックレベルでは対処困難な事件について、技術支援・指導を行っている。



# 9-1 検察官における研修体系

一定の年次の検事全員を対象とした研修においてDF及びサイバー犯罪の基礎等についての講義を実施しているほか、下記の実機操作を中心とする各種研修を実施している。

## スマートフォンフォレンジック入門研修

- ◆内容◆ 携帯電話解析機器のデータを用いたセルフラーニング
- ◆目的◆ 基本的な携帯電話解析機器の操作手法習得

## スマートフォンフォレンジック応用研修

- ◆内容◆ 実戦的なデータを用いた携帯電話解析機器研修
- ◆目的◆ 応用的な携帯電話解析機器の操作手法習得

## 暗号資産ハンズオン研修

- ◆内容◆ テストコインを使った暗号資産取引実践、暗号資産追跡調査の講師実演
- ◆目的◆ 基本的な暗号資産取引の仕組みと見え方や追跡調査の基本的な概念を理解

## ネットワークフォレンジック研修

- ◆内容◆ IPアドレス捜査・ログ解析を中心とした実戦的なハンズオン研修
- ◆目的◆ 基本から応用までのログ解析の習得

## PCフォレンジック研修

- ◆内容◆ 専用ツールを用いたPC解析・削除データの復元、イベントログ解析、レジストリ解析等、捜査公判を見据えた実機研修
- ◆目的◆ 基本から応用までのパソコン解析手法の習得

## 総合フォレンジック上級研修

- ◆内容◆ 外部機関等からの最先端の情報収集、極めて高度なフォレンジックの実機研修、検察庁全体のサイバー・DF能力の向上に向けた取組みの検討等、サイバー・DFに関する最新鋭の知見・技術を習得

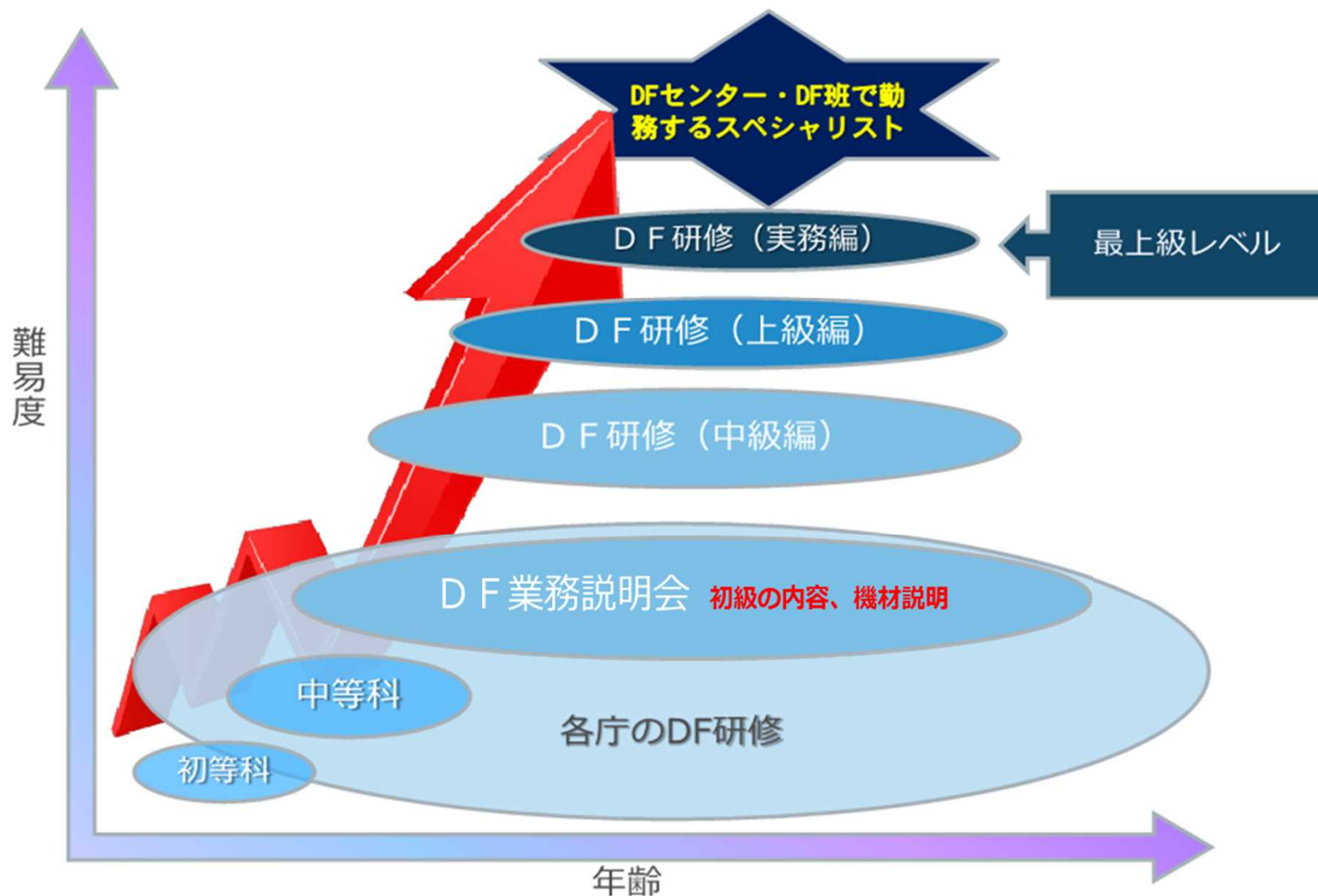
- ◆目的◆ 特にサイバー・DF捜査能力に秀でた者の更なる能力向上と検察庁全体のサイバー・DF能力向上に向けた視座の獲得

初級

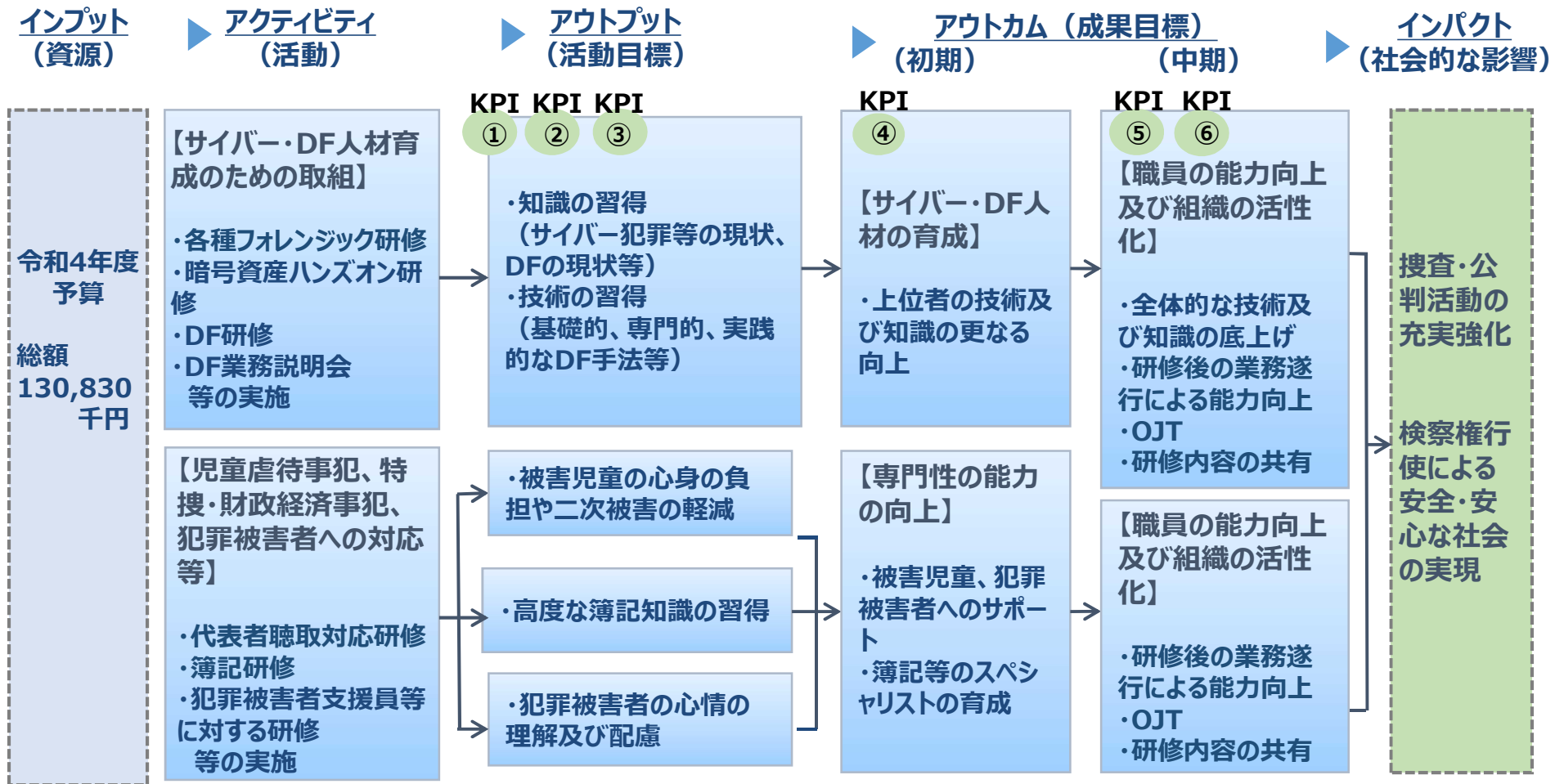
上級

## 9-2 検察事務官における研修体系

D F 研修は、若手職員等を対象に実施される研修等を初級とし、これを起点にD Fに関する知識や技術を段階的に習得できる体系としている。



# 10 ロジックモデル



- KPI①** ・DF研修(中級編)研修員に対する確認テスト結果
- KPI②** ・DF研修(上級編・中級編)研修員に対するアンケート調査結果(理解したとする回答者数)
- KPI③** ・総合フォレンジック上級研修研修員に対するアンケート調査結果(理解したとする回答者数)

- KPI④** ・上位研修(総合フォレンジック上級研修、DF研修(実務編))の受講者数
- KPI⑤** ・サイバー及びDFに係る各種研修の受講者総数
- KPI⑥** ・JPEC職員等による各種研修への講師の派遣回数

# 11-1 各種指標（資料編）

## 1 サイバー犯罪の現状(検挙件数の推移)

区分	年次	H28	H29	H30	R1	R2
合計(サイバー犯罪)		8,324	9,014	9,040	9,519	9,875
不正アクセス禁止法違反		502	648	564	816	609
不正指令電磁的記録に関する罪及びコンピュータ・電磁的記録対象犯罪		374	355	349	436	563
児童買春・児童ポルノ禁止法違反		2,002	2,225	2,057	2,281	2,015
詐欺		828	1,084	972	977	1,297
著作権法違反		586	398	691	451	363
上記以外の罪種		4,032	4,304	4,407	4,558	5,028
刑法犯の検挙件数		337,066	327,081	309,409	294,206	279,185

(令和3年版警察白書)

## 2 モバイル端末の保有状況(個人)

区分	年次	H28 (n=44,430)	H29 (n=41,752)	H30 (n=42,744)	R1 (n=39,658)	R2 (n=44,035)
モバイル端末全体		83.6%	84.0%	84.0%	81.1%	83.0%
スマートフォン		56.8%	60.9%	64.7%	67.6%	69.3%
携帯電話・PHS		33.6%	29.3%	26.3%	24.1%	21.8%

(令和2年通信利用動向調査)

# 11-2 各種指標（資料編）

## 【指標①】 DF研修（中級編）研修員に対する確認テスト結果

年次	研修	知識問題 (10点満点)			実技問題 (10点満点)			合計 (20点満点)		
		最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
平成30年度	前期 (29名)	10	3	6.93	10	4	9.03	20	11	15.97
	後期 (30名)	10	4	7.2	10	4	7.93	20	9	15.13
令和元年度	前期 (30名)	10	3	6.77	10	4	8.4	20	9	15.17
	後期 (30名)	10	4	7.4	10	4	8.53	20	9	15.93
令和2年度	前期 (14名)	10	4	7.57	10	6	7.71	20	10	15.29
	後期 (15名)	10	5	7.07	10	4	8.13	20	10	15.20
令和3年度	前期 (15名)	10	4	6.8	10	6	8.13	20	12	14.93
	後期 (14名)	10	3	7.14	10	4	7.29	18	9	14.43

※確認テストについては、「コンピュータ解析実習」のみで実施



# 11-3 各種指標（資料編）

## 【指標②】 DF研修(上級編・中級編)研修員に対するアンケート調査結果(理解したとする回答者数)

DF研修(上級編)			
年次	受講者数	研修を理解した回答者数	研修を理解した回答者数の累計
平成30年度	29	27	27
令和元年度	16	16	43
令和2年度	12	12	55
令和3年度	30	29	84

DF研修(中級編)			
年次	受講者数	研修を理解した回答者数	研修を理解した回答者数の累計
平成30年度	59	59	59
令和元年度	60	60	119
令和2年度	29	29	148
令和3年度	29	28	176

## 【指標③】 総合フォレンジック上級研修研修員に対するアンケート調査結果(理解したとする回答者数)

年次	受講者数	研修を理解した回答者数
平成30年度	17	17
令和元年度	16	16
令和2年度	15	15
令和3年度	12	12

※令和2年度まではネットワークフォレンジック研修として実施

# 11-4 各種指標（資料編）

## 【指標④】 上位研修（総合フォレンジック上級研修、DF研修（実務編））の受講者数

総合フォレンジック上級研修		
年次	受講者数	受講者数累計
令和3年度	12	12

DF研修（実務編）		
年次	受講者数	受講者数累計
平成30年度	10	10
令和元年度	10	20
令和2年度	4	24
令和3年度	6	30

## 【指標⑤】 サイバー及びDFに係る各種研修の受講者総数

年次	受講者総数	受講者数累計
令和30年度	215	215
令和元年度	202	417
令和2年度	60	477
令和3年度	196	673

※総合フォレンジック上級研修（ネットワークフォレンジック研修）、DF研修（中級編・上級編・実務編）及びDF業務説明会の受講者数を合算

## 11-5 各種指標（資料編）

### 【指標⑥】 JPEC職員等による各種研修への講師の派遣回数

年次	講師の派遣回数
平成29年度	46
令和30年度	70
令和元年度	84
令和2年度	19
令和3年度	46

真実を見つめ  
社会正義の実現のために  
犯罪に立ち向かう

Public Prosecutors Office

# 検察庁



Public  
Prosecutors  
Office

検察の使命は、厳正公平・不偏不党を旨として、基本的人権を尊重しつつ、刑事事件の事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現することにあります。

これによって法秩序が守られ、安全・安心な社会が実現されると考えています。

昨今は、情報通信技術の進展が著しく、また、犯罪のボーダレス化も進んでいますが、検察は、専門的な知識・技能を取得し、国際分野にも力を入れるなどして、時代の変化に的確に対応できるよう努めています。

また、犯罪の被害に遭われた方々への支援や、罪を犯した者への再犯防止・社会復帰支援に向けた取組も推進しています。

検察庁職員は、その職責を自覚し、公正誠実に、熱意を持って職務に取り組んでいます。



検事総長 林 眞琴



## Contents

検察庁の役割	3
検察庁の組織	4
検察庁の機構	5
全国の検察庁で処理した事件	5
刑事事件の流れと検察庁職員の関わり	6
検察官・検察事務官によるトークセッション	11
検務部門	13
他機関での勤務	16
犯罪被害者支援	18
再犯防止等に関する取組	19
デジタルフォレンジック	20
国際捜査	21
ワークライフバランス	22
検察の理念	23
その他 Q&A	25
検察庁所在地一覧表	26

# 検察庁の役割

検察庁の役割は、適正な捜査手続を通じて、刑事事件の事案の真相を解明し、真に罰すべきものがあれば、これを起訴し、その者の犯した罪に見合った刑罰が科されるように公判活動（裁判）を進めていくことにあります。

検察庁では、検察官と検察事務官が、社会正義を実現し、市民生活や社会経済の基盤である法秩序を守っているという誇りを持って職務に取り組んでいます。

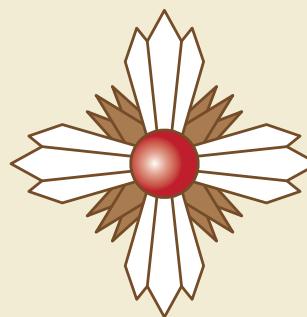
## 検察官とは

検察官は、警察から送致された事件等を捜査し、裁判所に起訴するかどうかを決めるなどの仕事をしています。

また、起訴された事件の公判（裁判）に立ち会い、被告人（起訴された者）が罪を犯したことなどを証明します。その後、被告人にどのような刑罰を与えるべきかについて裁判所に意見を述べます。有罪の裁判の確定後は、その刑の執行を指揮します。

その他、公益の代表者として法令に定められた事務を行います。

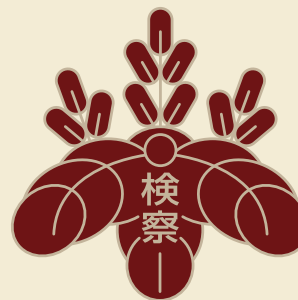
検察官は、検事総長、次長検事、検事長、検事及び副検事に区分されています。



(検察官記章)

## 検察事務官とは

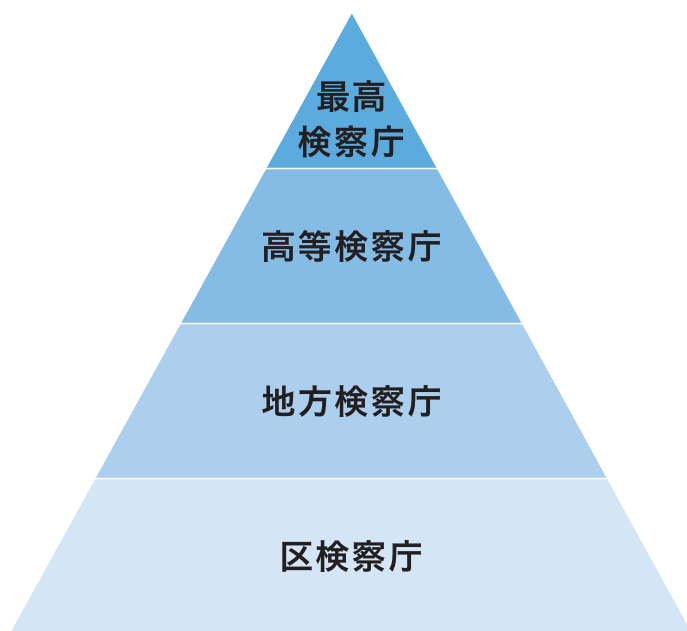
検察事務官は、検察官を補佐し、又はその指揮を受けて捜査・公判活動に携わります。捜査官として犯罪の捜査や逮捕状による逮捕などを行う捜査公判部門、罰金の徴収などの事務を行う検務部門、総務・会計などの事務を扱う事務局部門などに配置されています。



(検察事務官記章)

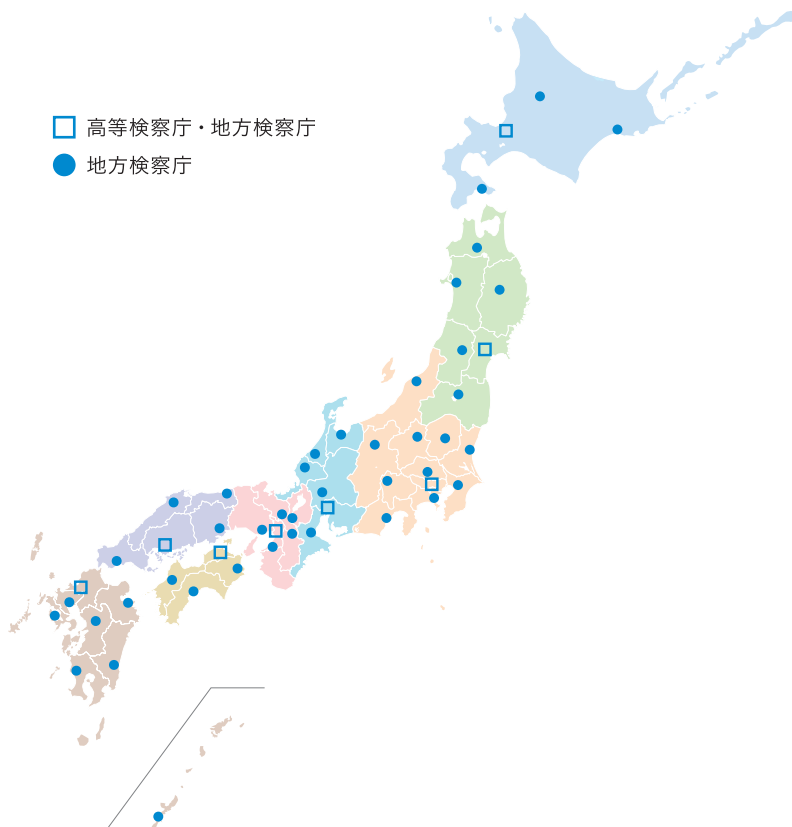
# 検察庁の組織

検察庁には、最高検察庁・高等検察庁・地方検察庁・区検察庁の4種類があり、裁判所に対応して置かれています。



□ 高等検察庁・地方検察庁

● 地方検察庁



## 最高検察庁 1庁

最高裁判所に対応する検察庁で、東京にあります。高等裁判所が行った刑事事件の裁判で、上告された事件などを取り扱います。

## 高等検察庁 8庁(支部6庁)

高等裁判所に対応する検察庁で、東京・大阪・名古屋・広島・福岡・仙台・札幌・高松の8か所にあります。その他、高等裁判所の支部に対応する高等検察庁支部が合計6か所があり、地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所が行った刑事事件の裁判で、控訴された事件などを取り扱います。

## 地方検察庁 50庁(支部203庁)

地方裁判所・家庭裁判所に対応する検察庁で、各都道府県庁所在地と北海道の函館・旭川・釧路を加えた50か所にあります。その他、各地方裁判所の支部に対応する地方検察庁支部が合計203か所あり、地方裁判所・家庭裁判所が管轄する刑事事件などを取り扱います。

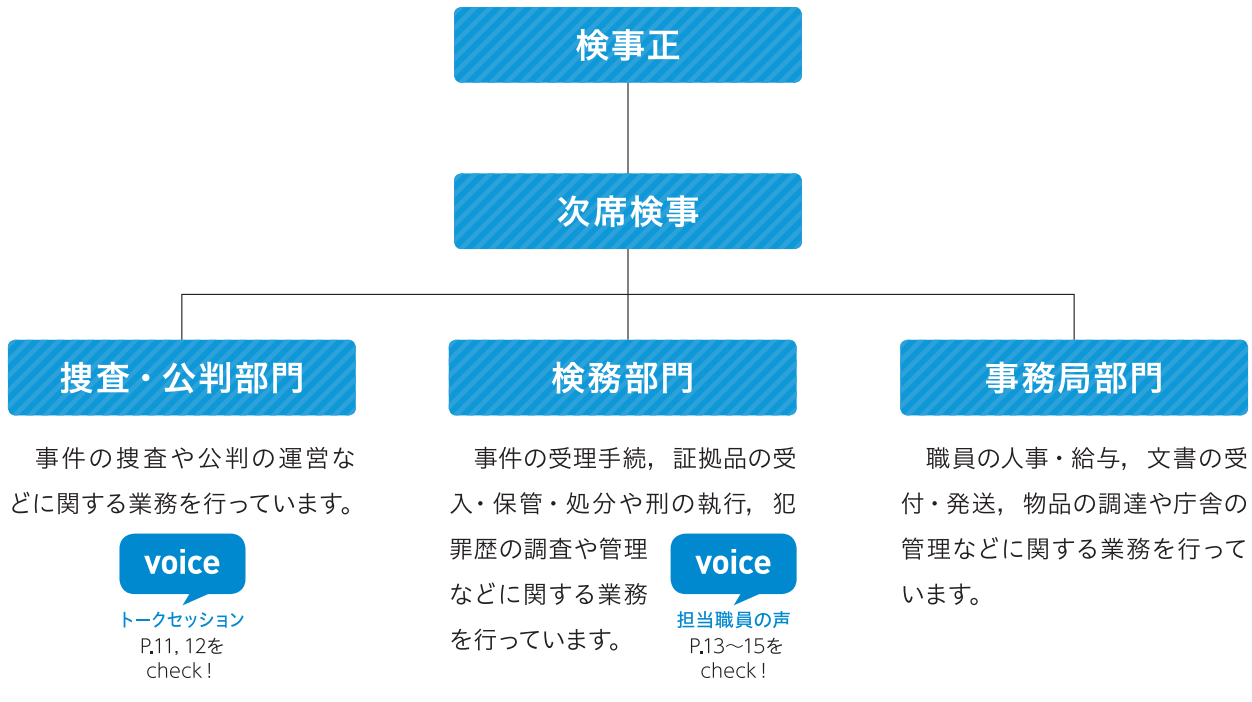
## 区検察庁 438庁

簡易裁判所に対応する検察庁で、全国438か所があり、簡易裁判所が管轄する刑事事件を取り扱います。

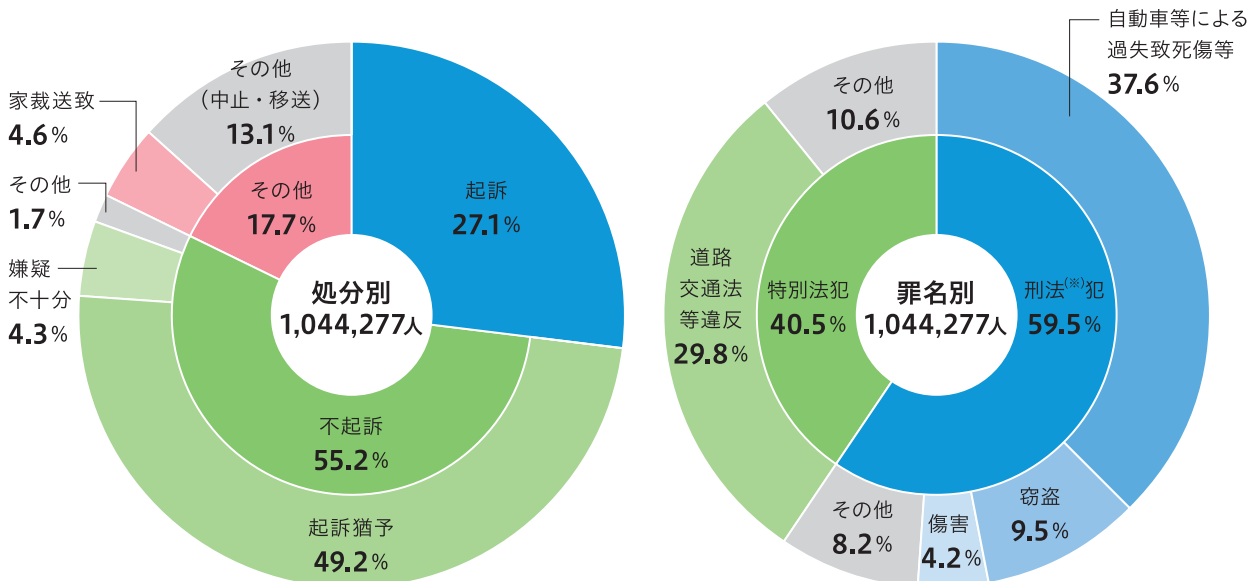


# 検察庁の機構

各検察庁の職場は、主に、大きく、捜査・公判部門、検務部門及び事務局部門に分けられます。



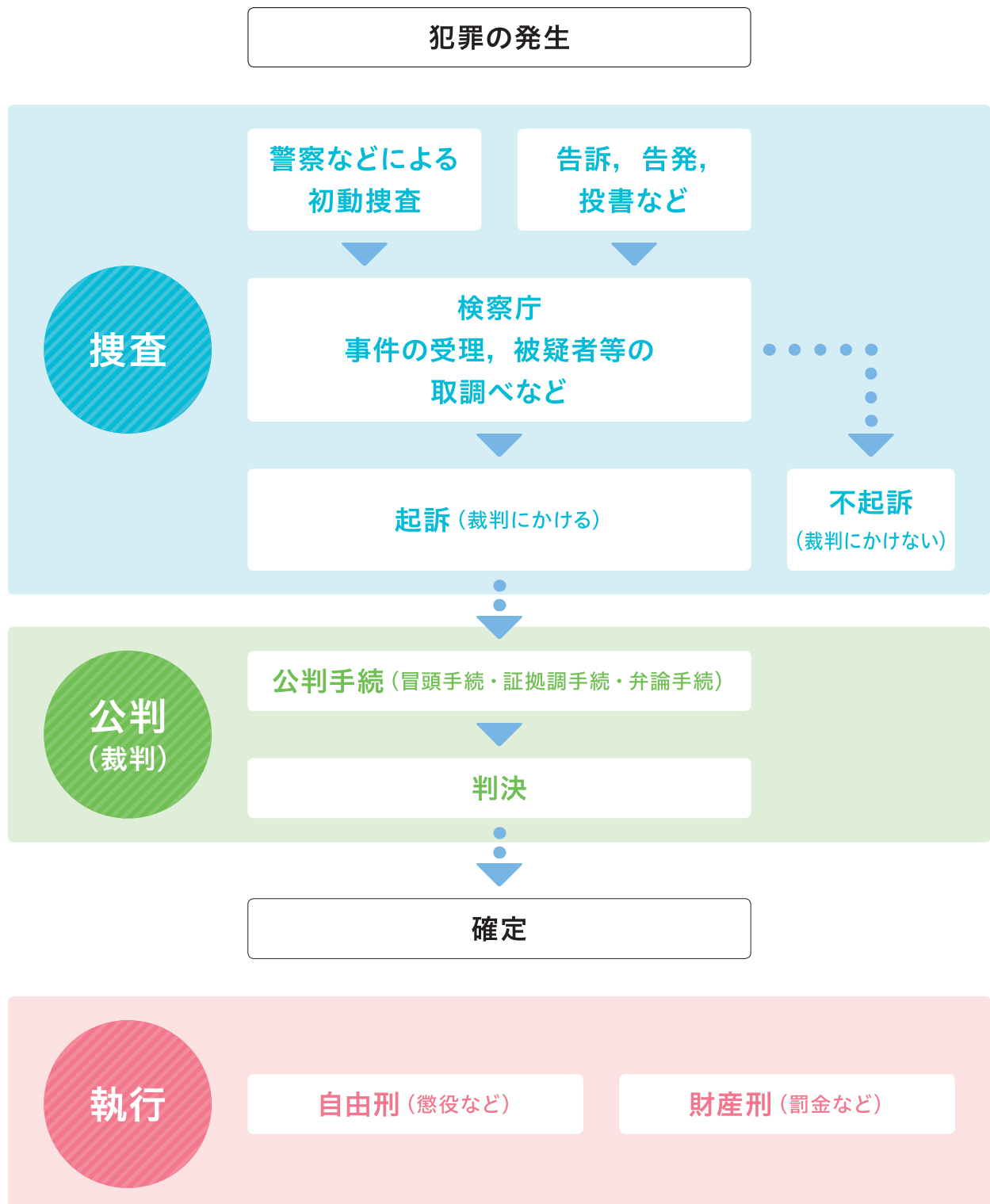
## 全国の検察庁で処理した事件 (令和元年)



※自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律を含む

# 刑事事件の流れと検察庁職員の関わり

刑事事件は、大きく、捜査、公判（裁判）及び執行の3つの段階に分かれており、その大まかな流れは以下の図のとおりです。検察官・検察事務官は、それぞれの段階で活躍しています。



# 捜査

捜査とは、捜査機関が、犯罪があると考えたときに、真相解明や起訴・不起訴の判断のため、犯人を検挙したり、証拠を発見、収集、保全する手続きのことをいいます。

犯罪が発生したとき、どのように捜査が行われていくのか見てみましょう。

## 1. 犯罪の発生



## 2. 被害の届出，警察による捜査

犯罪が発生すると、通常、警察が捜査を行い、犯人（被疑者といいます。）を検挙します（Q1）。

犯罪の種類によっては、警察以外の捜査機関が捜査することもあります。



## 3. 検察庁への事件の送致

警察等が事件を捜査した場合には、書類と証拠物を検察庁に送ることになっています。検察庁では、捜査手続が法律に従っているかどうかの確認を行います。

通常、検察官は、事件が検察庁に送られた後、捜査を開始します（Q2）。

voice

担当職員の声  
P.13をチェック!





## 4. 被疑者の取調べ、参考人の事情聴取 捜索・差押えなどの捜査

検察官は、自ら被疑者・参考人（被害者や目撃者等）の取調べを行い、警察を指揮して、証拠が不十分な点について補充捜査を行います。



## 5. 事件処理

検察官は、捜査して得られた証拠の内容を十分に検討した上で、被疑者を起訴する（裁判にかけ）か不起訴にする（裁判にかけない）かを決めます。

memo

一定要件の下、裁判所が検察官の提出した資料を調査して刑を決める略式手続があります。

## 捜査に関するQ&A

Q1

検察と警察の役割はどのような違いがありますか。

A

犯罪を捜査する権限があることは検察（官）と警察（官）も同じですが、「5. 事件処理」にあるように、被疑者を起訴するか不起訴にするかを定める権限を有しているのは検察官だけです。そのため、警察が捜査した事件は、「3. 検察庁への事件の送致」のとおり、検察庁に送られることになります。

Q2

検察官が捜査を行うのは、事件が送られてきたときだけですか。

A

検察官はどのような犯罪でも捜査することができます。必要があれば、自ら検挙摘発して捜査することがあります。このような捜査を独自捜査と呼び、検察庁の重要な仕事の一つです。

Q3

一度警察で事情を聞かれて調書を作成したのに、また、検察庁に呼ばれて事情を聞かれたり、調書を作成したりすることもあるのですか。

A

検察官は、起訴・不起訴を決定するため、必要な場合には、改めて被害者の方等から事情を聞くこともあります。

Q4

どのような場合に起訴をするのですか。

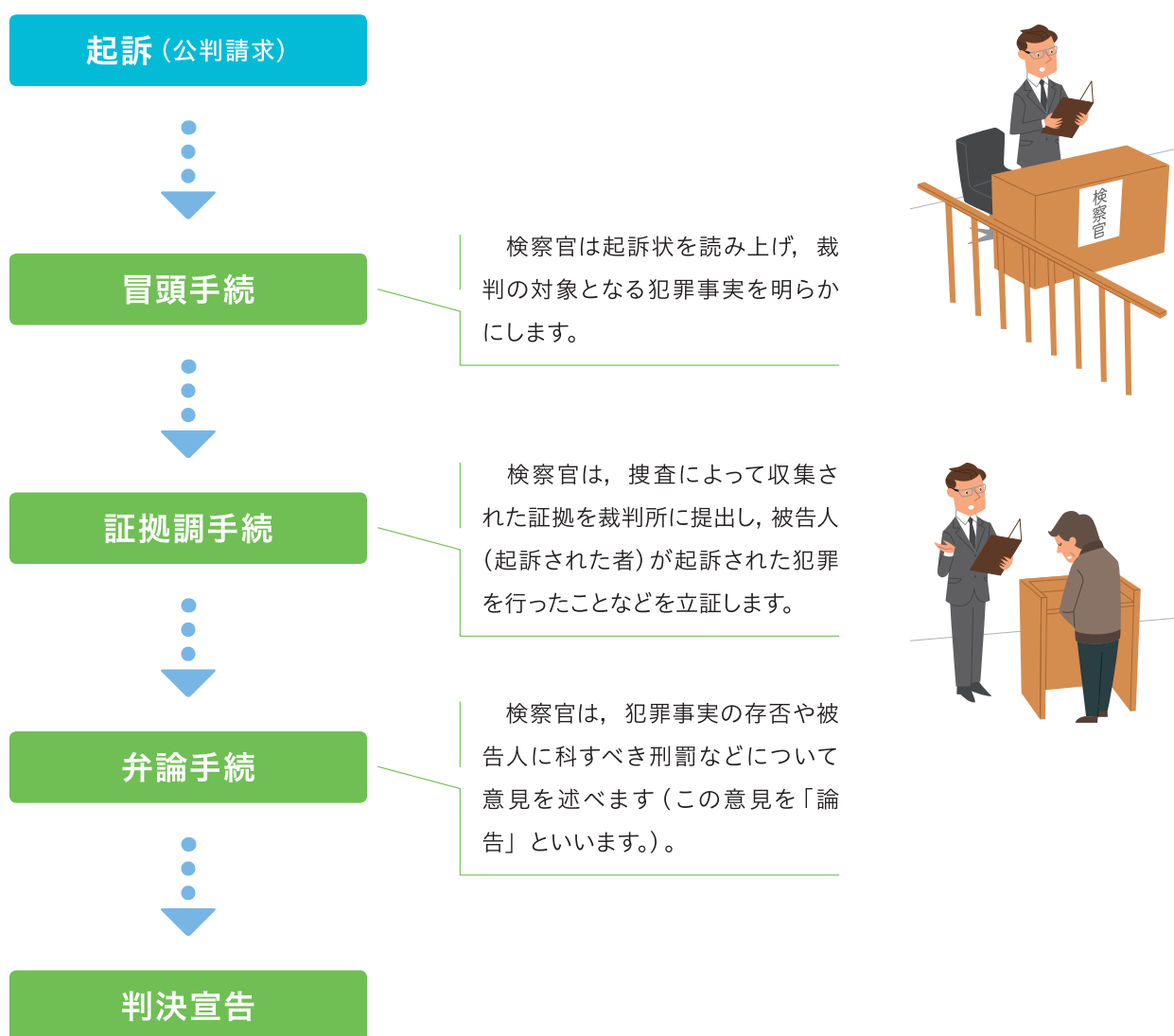
A

被疑者が犯罪を犯したことが証拠から明らかであり、処罰の必要性があると判断した場合に、裁判所に起訴状を提出して起訴します。

# 公判

検察官は、裁判所に起訴（公判請求）した事件の裁判に立ち会います。刑事裁判は、冒頭手続、証拠調手続、弁論手続の順に進んでいきます。

それぞれの手続において、検察官が果たす役割を見てみましょう。



## 裁判員制度について

裁判員制度は、国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。国民の皆さんが裁判官と共に刑事裁判に参加することにより、司法に対する国民の皆さんの理解の増進や信頼の向上につながることを期待されています。

# 執行

裁判で言い渡された判決が確定すると、検察官が刑の執行を指揮します。

判決の確定



検察官の執行指揮



懲役・禁錮・拘留



罰金・科料など



実刑（刑事施設）



徴収

自由刑（懲役・禁錮又は拘留）に係る裁判が確定すると検察官が裁判の執行を指揮し、執行事務を担当する検察事務官が手続を行います。

執行事務を担当する検察事務官は、この刑事裁判の締めくりである刑の執行という重要な仕事に携わっています。

財産刑である罰金・科料等（これらを徴収金といいます）に係る裁判が確定すると、検察官の指揮・命令により、徴収事務を担当する検察事務官が手続を行います。

**voice**  
担当職員の声  
P.14をチェック!



## その他

### 収容手続等

検察庁では、逃亡している被告人や実刑確定者等の収容を行っているほか、罰金等を納付しない者に対しても、刑務所等において労役場留置の手続を行い、適切な刑の執行を行っています。



### 犯歴・記録

検察庁では、有罪の裁判を受けた人の犯罪歴の調査・管理を行う「犯歴事務」や、裁判が確定した記録等を保管・管理するとともに、記録の閲覧申請がされた場合の閲覧手続等を行う「記録事務」を行っています。



**voice**  
担当職員の声  
P.15をチェック!

## 検察官・検察事務官によるトークセッション

参加者 東京地方検察庁刑事部検事(A検事), 同公判部検事(B検事), 同刑事部検察事務官(C事務官), 同公判部検察事務官(D事務官)

捜査・公判部門で活躍する検察官・検察事務官から仕事のやりがいなどについて、話を聞きました。

検察官、検察事務官の仕事のやりがいについて教えてください。

**A 検事:** 検察官の仕事は、何らかの利益に左右されることがなく、真相解明に全力を注ぐことができる、とてもやりがいに溢れたものです。具体的には、被疑者や被害者等の事件関係者から直接話を聴き、さらに、必要な捜査事項を自分で考え、そして、警察と協力して捜査をすることで、事案の真相に迫ることができる点、その上で、どのような処分が適切かを自分で考えて判断することができる点で、大きな責任を感じるとともに、やりがいを強く感じます。

**B 検事:** 公判における立証活動の中で特に重要なのは証人尋問ですが、公判準備のために被害者等と直接会って話をすることで、被害者等が真に言わんとしていることを適切に証言してもらうように努め、また、医師や科学者等の専門家証人の尋問の場合には、分かりやすい証言を引き出すために未知の分野の勉強をしながら質問を練るなどしています。尋問が無事に終わり、適正な判決を得られたときには、安堵するとともに、達成感や充実感が得られ、検察官としてやりがいを感じます。

**D 事務官:** 公判部の立会事務官は、検察官とペアになって、公判に向けた準備をします。事件記録の整理や書類作成、警察等の関係機関との連絡・調整といった様々な業務がありますが、その中でも、被害者や御遺族の方の対応をする

ことがあります。被害者の方や御遺族の悲しみや怒りを完全に消し去ることはできないのかもしれませんが、お気持ちに寄り添い、不安な気持ちを少しでも和らげることができたときや、被害者の方や御遺族から感謝の言葉をいただいたときには、とてもやりがいを感じます。



B 検事

仕事をする上で心がけている(気をつけている)ことは何ですか？

**A 検事:** 検察官には、自分自身が経験していない、過去に起きた出来事について、証拠に基づいて事実を認定し、真相を解明することが求められます。検察官の判断は、被疑者や被害者のみならず、多くの事件関係者の人生を左右しかねないものであり、その重みを自覚しながら職務に当たる必要があると思っています。そのため、様々な可能性を排除することなく、広い視野を持って事件に臨み、適正な手続に従って、十分な証拠を収集、検討することを心がけています。

**B 検事:** 捜査段階で集められた証拠のみによって立証を試みるのではなく、権限を与えられた検察官であることを常に自覚し、疑問点があれば積極的に動くこと、経験のない分野や事件については文献等の資料で勉強していく努力を惜しまないことを心がけています。また、事件関係者には、それぞれ複雑な心情があると思うので、できる限り配慮し、被告人に対しても決して失礼な態度は取らず、礼節をもって接するように気をつけています。

**C 事務官:** 仕事をする上で根拠となる法律、条文を確認することです。私たちの仕事は法律で規定されているので、日々の業務においては、その根拠となる条文を確認することを徹底しています。各種手続に不備が生じないように、必要な法令や規定などを習得することを心がけています。

検察官と検察事務官の関係(特に検察官と立会事務官の関係)について教えてください。

**A 検事:** 検察官と立会事務官とは、どんな事件も二人三脚で捜査に当たる、正に「パートナー」といえる関係です。



A 検事

そして、立会事務官は、検察官とは違う視点で証拠などを見ていることがあり、事件について話をしたり、一緒に事件現場に赴いた際の立会事務官の一言で、新しい観点到に気付かされ、改めて証拠を見返すことによって新しい事実が判明することもあります。また、苦境に立ったときには一番の理解者であって、検察官にとって、立会事務官はなくてはならない、強い味方だと感じています。

**C 事務官:** 検察官と検察事務官は二人三脚で事件捜査に当たっています。立会事務官は、スケジュール管理や捜査に必要な書類を関係機関に照会して取り寄せるなど検察官が行う捜査を周りからサポートしています。また、警察等捜査機関と連携して捜査を進めていく上で事件の概要を把握しておく必要があり、立会事務官も事件を考察し、捜査のアイデアを検察官に提案したりするなどして主体的に捜査に参加します。このように検察官と立会事務官は、刑事事件の真相解明に向けてペアで事件に取り組んでいます。

**D 事務官:** 公判は、検察官が立ち会うため、当初は検察官と事務官の業務は全く別のものなのでは?という印象でした。しかし、検察官は、事件に関する些細なことでも話をしてくれ、事務官としての意見を求めてくれます。また、「立会事務官がいて初めて検察官は仕事ができるんだよ」とも言ってくださり、共に公判に向けて準備をしているという実感を持つことができました。まだまだ未熟ですが、検察官の信頼を得て、検察官をしっかり支えられる立会事務官になりたいです。

#### 犯罪被害者の方とどのように向き合っていますか?

**A 検事:** 被害者の方は、事件による直接的な被害に加え、心にも大きな傷を抱えていることが多く、事情聴取を実施する際には、そのことを常に意識し、被害者の方が抱く不安や疑問、要望等を丁寧に聴き取り、できる限り、その心情に配慮しながら進めるようにしています。事件当時のことを思い出すという意味で、事情聴取自体のご負担は決して小さくないと思いますが、事情聴取の必要性や今後の手続の流れなどを分かりやすく説明し、理解を得ながら進めるように努めています。

**B 検事:** 検察官としてできることには限界もありますが、できる限り被害者の方に寄り添うようにしています。公判部の仕事でいえば、特に証人尋問は、被害者の方にとって大きな負担となるので、被害者の方との間で信頼・安心してもらえる関係を築くことによって、心理的な負担を少しでも軽減することに努めています。

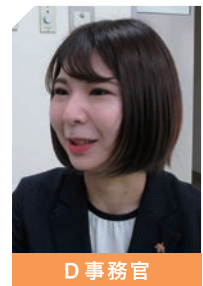


C 事務官

**C 事務官:** 犯罪被害者の方は身体的な傷害を負った方、精神的な苦痛を受けた方、財産的な被害に遭われた方など境遇は様々であり、検察庁に馴染みのない方がほとんどだと思います。ですので、事件の進捗状況や、事件を捜査した結果、被疑

者をどのような処分にしたか、また、起訴して裁判になった場合に裁判でどのような流れになっていくのかをイメージしてもらえるように、捜査及び公判の手続を分かりやすくお伝えするようにしています。

**D 事務官:** 犯罪被害者の方に連絡を取る際や、公判への出廷や傍聴に付き添う際には、相手方の気持ちを少しでも酌み取り、思いやりの心を忘れないように努めています。また、検察官に対応を頼り切るのではなく、事件の内容を正確に理解した上で被害者の方と接し、心配や不安な気持ちを少しでも和らげるためには何ができるのかを常に考え、実践し続けたいと思っています。



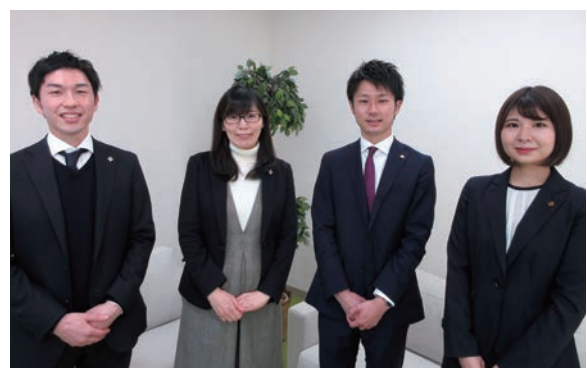
D 事務官

#### ワークライフバランスについて、緊張感のある仕事の中で、どのように息抜きやリフレッシュをしていますか?

**B 検事:** 平日の朝は、子供を保育園へ送り届けてから出勤しており、ドタバタしますが、朝から子供との時間を持つことで心にゆとりが生まれます。また、通勤時間中は本を読み、登庁したらコーヒーを飲んでから仕事に取りかかるというサイクルを保つことで気持ちを落ち着かせることができます。忙しく、帰宅しても子供の寝顔しか見れないときもありますが、その分、休みの日に子供と遊ぶ楽しさが倍増し、リフレッシュすることができます。

**C 事務官:** 近所に銭湯があるので、週末はそこでゆっくりしたり、友人たちとスポーツをしたり、自宅でゲームをしたりして過ごし、夏季休暇や年末年始などの連休は実家に帰省して久々に家族と会って、仕事のことを考えない時間を過ごしてリフレッシュしています。プライベートの計画を立てることは、仕事をする上で活力にもなります。

**D 事務官:** 休日に家族や友人と買い物に行ったり、ごはんを食べに行ったりしてリフレッシュをしています。特に最近はいろいろな国の料理を食べることにハマっていて、外国の料理のお店探しをよくしています。私は、海外旅行が好きなのですが、頻繁には行くことはできないので、外国の料理を食べに行くことで、海外旅行気分を味わっています。休日にしっかり息抜きをすることで、また来週も頑張ろう!という気持ちになります。





## 検務部門

検務部門では、検察事務官が刑事事件の受理、懲役刑などの執行手続や罰金などの徴収手続をしています。

### 事件・令状

#### 事件・令状事務 徳島地方検察庁

事件事務は、事件の受理手続及び処理手続を行う事務です。

受理手続では、警察等の捜査機関から送られてきた事件について、事件記録を点検し、法律上定められた手続が適正になされているかを確認して、事件を受理しています。

処理手続では、検察官の捜査が終了した事件について、検察官が作成した起訴状等の記載内容を確認して、裁判所に提出するなどしています。

令状事務では、裁判所に対して、勾留状等の令状を請求するほか、その執行等に関する事務を行っています。

事件・令状事務は、多くの実務経験が必要となる上、一つ手続を間違えれば、被疑者等の権利を侵害することにもつながりかねないことから、一つ一つ丁寧に着実に処理することを心掛けています。

また、困難な事案に直面しても、同僚に相談したり、上

司から指導を受けるなどし、事件・令状担当の職員が一つのチームとして協力し合いながら解決策を見いだし、適正に処理できるようにしています。



事件・令状事務は、様々な実務経験を積むことにより、幅広い知識や教養が身に付いていると実感することができ、日々やりがいを感じつつ、常に自分の仕事に誇りを持って業務に取り組んでいます。

### 証拠品

#### 証拠品事務 熊本地方検察庁

私達が携わっている証拠品担当の事務は、警察等が押収した証拠品について、受入れ、保管及び処分を行うことです。証拠品は刑事裁判における重要な証明資料となる上、必要がなくなれば基本的に還付しなければならないため、証拠品担当としては、滅失や変質等がないよう証拠価値と財産的価値の保全に努めています。例えば、現金や違法薬物等は特に厳重に保管していますし、携帯電話機などの通信機



器はデータが消失しないように定期的に充電を行っています。また、殺人罪等の公訴時効が撤廃されたことから、未検挙事件についてはDNA型鑑定に必要な検体を長期間にわたって超低温証拠品庫で保管しています。

近年は、違法な薬物が証拠品として送致されることが多くなっており、事前に検査した鑑定書と見比べて成分に誤りがないかなどを慎重に確認して受け入れています。

また、証拠品を処分するに当たり、検察庁内で処分困難なものは、専門業者へ証拠品を持ち込み、私達が立ち会って処分しています。

このように証拠品担当には、日々多様な証拠品の受入れがあり、また、個々の事情によりその処分内容が異なるため多くの実務経験と知識が求められ、送致してきた警察や上司・同僚と相談して適正に業務を進める必要があり、とてもやりがいのある仕事です。

## 執行

### 執行事務 山口地方検察庁

執行事務は、裁判所で言い渡された判決内容の確認から始まって、その刑の執行指揮及び執行終了までの通知事務を取り扱います。

その事務において、特に懲役・禁錮刑等の実刑判決を受けた者については、犯罪を犯した代償とはいえ、その者の自由を長期間にわたって奪うわけですから、絶対に間違いは許されない上、法治国家として確実な刑の執行を行わなければなりません。

ですから、執行担当としては、執行される者の人権を侵害しないよう十分注意しつつも、逃亡などによって刑の執行ができず、一般市民に対して多大な影響を与えるような事態を防ぐよう細心の注意を払って事務を行っています。

また、執行担当では、犯罪被害者の方などに希望があれば、加害者の刑事施設等での処遇状況やその釈放等の情報を通知する事務も行っており、それらの事務は犯罪被害

者の方などの再被害防止等の一助となっています。

以上のように、執行事務は人権に大きく関わる事務であり、時に困難な事案も発生しますが、上級検察庁及び上司・同僚の指示、助言を得つつ、責任感を持って着実に事務を行うよう努めています。



## 徴収

### 徴収事務 盛岡地方検察庁水沢支部

徴収担当は、罰金や料料といった財産刑等に関する裁判の把握から、納付告知、督促、収納などの事務を行っており、主に電話や面談で納付義務者の対応をします。

連絡が取れない未納者の場合は、自宅や職場等に赴いて本人や家族、職場の方と話をすることもあります。

また、未納者の資産調査を行った上、資産を差し押さえ

る強制執行や、未納者を労役場に留置することにより罰金等の裁判を執行することもあります。

納付義務者が罰金などを納付できない事情は様々で、納付に窮している状況を切々と語られることもあり、話を聞けば聞くほど感情移入してしまいそうになりますが、刑罰の厳格な執行のため、また、納付義務者本人のためにも、事務手続を適正かつ迅速に遂行するよう心掛けています。

納付義務者の対応に悩むこともありますが、経験豊富な上司や先輩に報告・相談をして指導や助言を受け、助けられながら業務に当たっています。

徴収事務は、納付義務者に対する対応やささいな言葉がきっかけで納付の成否が分かれることもありますので、常に緊張感を持ちながら接する必要がありますが、納付が難しいと思われる事案が納付に至った際などには達成感を得ることができるやりがいのある業務です。



## 犯 歴

### 犯歴事務 金沢地方検察庁

犯歴とは、有罪の確定裁判を受けた事実（前科）などのことで、個人のプライバシーの最たるものです。

私は、そのような犯歴を適正に把握・管理し、他の検察



庁や警察などからの照会に対して前科の有無について調査・回答などを行う犯歴事務を担当しています。

私が扱っている犯歴は、検察官の起訴・不起訴の判断や裁判における証拠にもなる重要な資料となり、また、罪名によっては、選挙権を一定期間停止させたり、特定の資格の欠格事由の有無を証明したりする資料にもなります。

そのため、その管理や調査に間違いがあってはならず、ひとたび間違いが起きれば、個人の人権を侵害し、検察庁の信用が失墜することにもなりかねませんので、常に責任感と緊張感を持って事務に取り組まなければなりません。

大変ではありますが、この重要な仕事を任せられ、信頼する上司や先輩から指導を受けながら、犯歴事務の業務を適切に処理できていることにやりがいや達成感を感じており、充実した毎日を過ごしています。

## 記 録

### 記録事務 札幌地方検察庁

私は、現在、記録事務を担当しています。記録の閲覧請求があったときは、閲覧の必要性や閲覧の許可により事件関係人などの名誉又は生活の平穏などを害するおそれがないかどうかを十分に検討することになります。その結果、一定の閲覧制限を加える場合もあるので、個々の閲覧請求事案ごとに、関係法令を確認することはもちろん、記録を十分精査するなどして細心の注意を払う必要があります。

また、被害者の方と接する機会も多い部署ですので、被害者の心情等に配慮した適切な対応を行うよう常に心掛けています。

記録事務の中には判断の難しい事案もありますが、一人で悩むのではなく、周囲と相談し合うなどして、明るく風通しの良い雰囲気の中で執務しています。

私は現在育児のために時間的制約のある身ですが、周り

の方に助けていただきながら、十分な職務経験を積むことができています。仕事と育児の両立をサポートする制度も整っており、充実したやりがいのある日々を過ごしています。



## 他機関での勤務

検事や検察事務官は、検察庁のほか、様々な組織での活躍の場が与えられています。

### 外務省

#### 在韓国日本大使館 一等書記官（検事）



当館の法務アタッシェの重要な業務の1つに、日韓関係に関わる法律問題の分析があります。これは、日本と韓国との間に生じた問題に関して、法律家の視点から、法的問題点を抽出し、その解決に向けた情報収集・法的分析を行うものです。分析すべき点は、刑事法のみならず民法を含めた多岐にわたりますが、検事として培った法的思考力が要求される非常にやりがいのある仕事の1つです。また、韓国の捜査・訴追機関との間で、捜査共助や逃亡犯罪人の引渡しのための調整をすることも重要な業務です。その他にも、韓国の弁護士会や大学等からの依頼に基づき、日本の刑事司法に関する講義を行うなど、大使館での業務は多岐にわたります。慣れない海外生活での苦労もありますが、多角的な見地から様々な物事を見つめ直す機会である上、韓国の法曹関係者らとの交流を通じてかけがえのない経験を積ませてもらっており、毎日がとても充実しています。

#### 在ロサンゼルス日本国総領事館 副領事（検察事務官）

私は、在ロサンゼルス日本国総領事館において、主に「邦人援護」という業務に携わっています。邦人援護業務とは、海外に在住、滞在する日本国民が事件や事故などに巻き込まれた場合に、必要な助言や援助を提供し側面的に支援するというものです。具体的には、海外で逮捕・拘禁された邦人との面会、刑事事件の被害に遭った邦人へのアドバイス、海外で事件事故に遭われて亡くなった邦人の遺族対応や、海外渡航中に急病・困窮となった邦人への対応などが挙げられ、内容は多岐にわたります。ロサンゼルスは在留邦人や邦人旅行者が多いため、対応が必要となる事案が多く、土日や深夜に緊急対応しなければならないときもあり、大変な仕事ではありますが、これまでの検察事務官としての職務経験をいかすことができ、また、検察庁とは違ったやりがいや達成感を感じられる仕事でもあります。海外での生活は新しい発見・出会いの連続であり、公私ともに非常に貴重な体験・勉強をしている毎日です。



## 公正取引委員会

### 事務総局審査局付 特別専門官（検事）

公正取引委員会は、不当な取引制限等を規制して公正かつ自由な市場競争を実現する役割を担っており、私は、主に事務総局審査局付としてカルテル等の行政審査に携わり、検察官として培ってきた知見に基づいて事実認定等につき



指導、助言を行っています。

職員の方々は独占禁止法に対する造詣が深く、専門的な知識・経験が豊富で、それぞれの「持ち味」をいかして共に切磋琢磨しながら、その役割を全うすべく尽力した経験は、検察官としての視野を広げ、より多角的な視点で公平適切な事件処理を行うための貴重な財産になるものと、やりがいを感じています。

### 事務総局審査局犯則審査部第二特別審査 内閣府事務官（検察事務官）

私の所属する犯則審査部では、検事総長への刑事告発を目指し、犯則事件に関する内偵調査や令状請求、臨検捜索差押えなどの業務を行っています。

検察庁での経験をいかしつつ、職員の方々から様々なことを吸収できる環境は、とても充実しています。

## 東京国税局

### 査察部統括 国税査察官付国税査察官（検察事務官）

査察調査は、大口・悪質な脱税に対し刑事責任を追究し、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に貢献することを目的としています。査察部は、内偵調査等により脱税の疑いがある者の情報を収集する情報部門と、裁判官が発付する許可状に基づく強制調査等により証拠を収集するほか、関係者に対し質問調査等を行う実施部門により組織され、脱税者を検察官に告発し刑事訴追を求めため日々努めています。

私は、実施部門に所属し、収集した証拠の分析・検討、関係者への質問調査等の業務を行っていますが、業務を行うに当たり税に関する専門的な知識が必要な上、調査の手法には決まったやり方があるわけではなく、事案を解明するため試行錯誤を重ねる日々ですが、周囲の方々から多く

のことを学び、また、自分がこれまでに培ってきた経験をいかながら事案を解明していくことにやりがいや達成感を感じながら職務に当たっています。



### その他出向先



預金保険機構、司法研修所、内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、外務省、財務省、国税庁、防衛省、文部科学省など

# 犯罪被害者支援

捜査や裁判を行うためには、被害者の方に、検察庁で事情聴取に応じていただいたり、裁判で証人として証言していただいたりするなどの協力を得ることが必要となります。被害者の方の協力によって、事件の真相が明らかとなり、犯人に対し、犯した罪の重さにふさわしい刑罰を科すことが可能となります。

その一方で、犯罪によって様々な困難に直面した被害者の方には、適切なサポートが必要な場合が少なくありません。刑事手続においては、様々な場面で犯罪被害者保護・支援のための制度が用意されています。

検察庁では、被害者の方からの相談に応じ、各種制度についての説明を行ったり、事件の処分結果をお知らせするなど、被害者の方の保護・支援に努めています。

検察庁で行っている制度や取組の例を紹介します。

## 被害者等通知制度

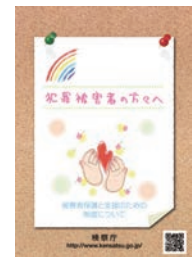
被害者やその親族等の方々に対し、できる限り、事件の処分結果、刑事裁判の結果、犯人の受刑中の刑務所における処遇状況、刑務所からの出所時期などに関する情報を提供できるよう、被害者等通知制度を設けています。

## 犯罪被害者の方々へ（パンフレット）

このパンフレットは、検察庁における被害者保護・支援について分かりやすく解説しているもので、被害者の方にお渡ししています。

ホームページからもご覧いただけますので、ご活用下さい。

([http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji\\_keiji11.html](http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11.html))



## 被害者支援員制度

全国の地方検察庁には、被害者の方などに、よりきめ細やかな配慮を行うため、犯罪被害者の支援に携わる「被害者支援員」が配置されています。

被害者支援員は、被害者の方々からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けを行っています。

また、被害者の方々の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介する支援も行っており、例えば、心のケアを必要としている犯罪被害者の方には、心理カウンセラーなどの専門家による支援を行っている機関を紹介するなど、被害者の方々が適切な支援を受けることができるよう、関係機関との連携を図っています。

## 被害者支援員からのメッセージ

被害者支援員は、犯罪の被害に遭われた方々への刑事手続に関する支援を主な目的として、全国の地方検察庁に配置され、「被害者ホットライン」を通じて電話等による相談を受けたり、裁判が行われるときには、裁判所の法廷まで付き添うなどの支援を行っています。

犯罪の被害に遭われた方やその御家族は、突然の出来事に戸惑い、悲しみを抱き、大変不安なお気持ちになっておられると思います。

事件を担当する検察官や検察事務官は、加害者に対して、本人が犯した罪の重さにふさわしい刑罰を科すため、犯罪の被害に遭われた方やその御家族からも事情をお伺いするなどの捜査協力をお願いすることがあります。そのような、なじみがなく、不安に思われる刑事手続



広島地方検察庁  
被害者支援員（左）  
検察事務官（右）

について、被害者支援員は、捜査段階から、検察官や検察事務官と連携して、不安や負担が少しでも軽減できるよう努めています。

また、刑事手続に関する支援のほかにも、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている警察、法テラス等の関係機関とも強く連携し、犯罪被害者等の方々への支援が円滑に行われるよう取り組んでいます。

# 再犯防止等に関する取組

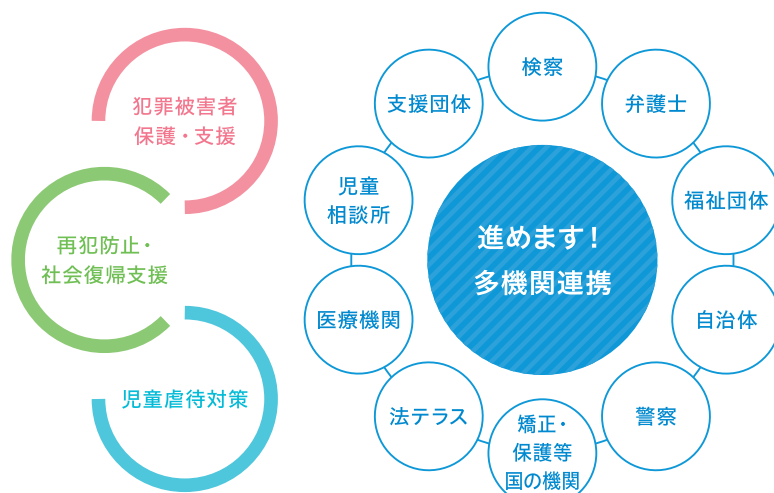
平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布・施行され、翌 29 年 12 月 15 日に「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

検察庁では、犯罪の防止や、罪を犯した者の更生といった観点も踏まえながら、捜査・公判活動を行っています。最近では、高齢化や児童虐待事案の増加といった社会情勢や検察庁を取り巻く環境の変化に伴い、保護観察所などに加え、福祉機関や児童相談所などの関係機関と協力して、被疑者・被告人の再犯を防ぎ、社会への復帰を支援するための様々な取組を行っています。

## 最高検察庁刑事政策推進室の役割

最高検察庁刑事政策推進室では、犯罪被害者の保護・支援や児童虐待事案への対応のほか、罪を犯した者の再犯防止や社会復帰支援など刑事政策に関する諸課題について、全国各地での取組を集積するなどし、全国各地への情報提供を行っています。

また、検察官や検察事務官を対象とする各種研修において、刑事政策に関する講義を実施するなど、再犯防止・社会復帰支援等について、検察職員全体の能力向上に努めています。



## 長崎地方検察庁刑事政策推進班からのメッセージ

長崎地方検察庁刑事政策推進班は、検事・副検事・検察事務官により構成されています。

罪を犯した者に対して、その犯した罪に見合った刑罰を科すことは、本人の反省を促す上でも大切なことですが、



一方で、捜査を行った結果、起訴されずに、あるいは執行猶予付き判決を受けて釈放された者について、円滑な社会復帰を支援し、再犯を防止するというのも、新たな犯罪被害を防ぐという意味で、とても重要なことです。

私たちは、保護観察所を始め、釈放された者や受刑を終えた者の社会への定着を支援する長崎県地域生活定着支援センター、地方公共団体の社会福祉事務所、福祉施設といった多くの機関と連携し、対象者の釈放後の生活まで見据え、例えば、釈放後の一時的な生活場所の確保、生活保護費の受給、障害者手帳の交付、福祉施設への入居といった、様々な支援がスムーズに行われるために日々努力し、再犯防止業務に積極的に取り組んでいます。

# デジタルフォレンジック

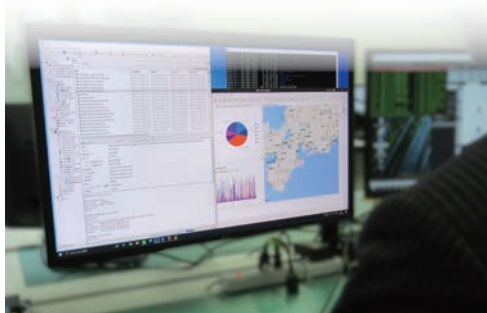
現代社会における科学・技術の発展は、デジタル機器の急速な普及という影響をもたらしました。あらゆる活動にパソコン、スマートフォン等デジタル機器が使用されており、これらが犯罪に利用されることも珍しくありません。

デジタルフォレンジック (DF) とは、押収したデジタル機器内に保存されているデジタルデータを適正な手続により、全く同じ状態で抽出し (保全)、その抽出したデータの中から犯罪立証のための客観的証拠を見つける (解析) ための手法、技術のことを指しています。検察庁では、DF を積極的に活用し、犯罪の真相解明に努めています。

## 最高検察庁 DF 推進班の役割

検察庁で行う捜査・公判における DF 業務は、更に重要な役割になるものと考えています。

最高検察庁刑事部及び東京・大阪 DF センターで構成する最高検察庁 DF 推進班は、DF 関連機器の計画的整備、各種研修による DF に関する知識・技術の向上、DF に関する最新技術等の情報提供をするなどして、全国の検察庁における DF の推進に取り組んでいます。



## 大阪 DF センターからのメッセージ

大阪 DF センターは、平成 31 年 4 月に発足しました。DF センターでは、検察官の依頼により、スマートフォンやパソコン等の電子機器からデータを抽出し、その内容を解析して、犯罪の証拠となる情報を探し出すことが主な業務です。

現代はパソコンで作成した文書や会社の経理情報など、ありとあらゆるものがデータ化されていますが、電子化されたそれらの情報を人間が読める形にすることは容易ではあ



りません。

そのため、時には捜索差押えの現場に臨場し、その場でデータを押収したり、企業のシステム担当者から直接話を聞いたりするなど、事案の真相を解明するための様々な捜査支援を行っています。

さらに、最高検察庁等と協力して、様々な DF 研修を職員に対して企画・開催しており、検察庁の中での DF の普及にも取り組んでいます。

デジタル技術の進歩は早く、最新と呼ばれる技術もあっという間に古いものになってしまいます。DF センター職員それぞれが常に学ぶ姿勢を維持しつつ、関係機関とも協力して、時代の要請に即した捜査ができるよう、DF に関する情報の入手、活用方法の探求に努めています。

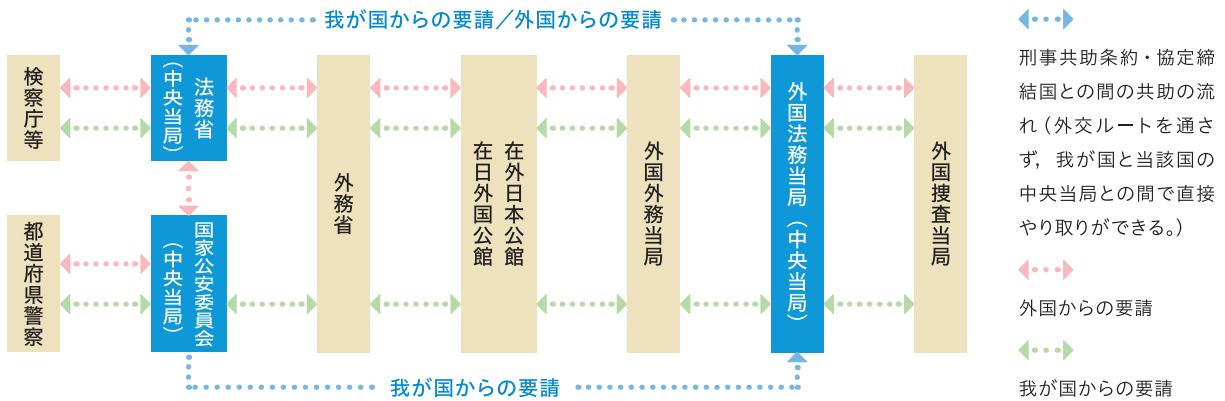


# 国際捜査

近時、政治・経済・文化等あらゆる分野で国際交流が活発になっています。その一方で、多国籍企業による脱税・贈収賄事件や麻薬密輸事件など国境を越えて敢行される犯罪が増加しています。そのため、犯人が国外に逃亡したり、重要な証人や証拠が国外に存在することなどから、刑事分野における国際間の協力が強く求められています。そこで、我が国は米国、韓国、中国、香港、EU及びロシアとの間でそれぞれ刑事共助条約又は協定を締結するなどしているほか、多数国間条約として「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」等を締結しており、諸外国との捜査関係協力の一層の強化に取り組んでいます。

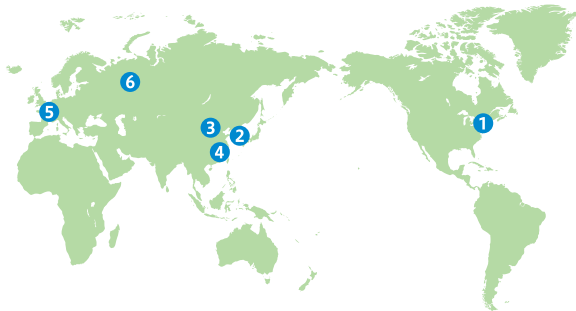
検察庁では、我が国の刑事事件の捜査・公判活動や刑の執行等に関して、外国に逃亡した犯罪人の引渡しや証拠の提供等を受けるため、あるいは外国からの協力要請に応じるため、検察官・検察事務官を海外へ派遣するなどしています。

## 捜査共助の手続

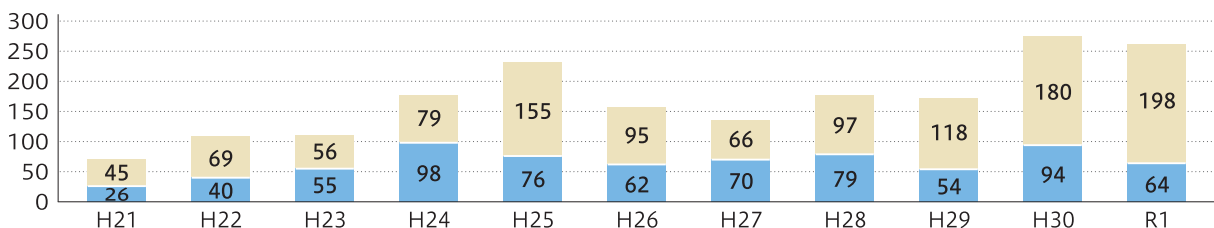


## 刑事共助条約・協定

- ① 日・米刑事共助条約 平成 18 年 7 月
- ② 日・韓刑事共助条約 平成 19 年 1 月
- ③ 日・中刑事共助条約 平成 20 年 11 月
- ④ 日・香港刑事共助協定 平成 21 年 9 月
- ⑤ 日・EU刑事共助協定 平成 23 年 1 月
- ⑥ 日・露刑事共助条約 平成 23 年 2 月



## 国際捜査共助事件件数



# ワークライフバランス

検察庁では、働く時間の柔軟化（フレックスタイム制度や早出・遅出勤務制度の利用等）を始め、男女を問わず家事・育児・介護等をしながら活躍できる職場環境を整備するなど、全職員のワークライフバランスを推進するための取組を行っています。

## 育児と仕事

### 大阪地方検察庁刑事部（検事）

長男を出産し、約1年5か月間育児休業を取得した後（検察庁に勤務する夫も生後2か月から約半年間育児休業を取得。）、大阪地検刑事部に復帰し、殺人、強盗、詐欺、窃盗、児童虐待など多種多様な事件を担当しています。

長男を保育園に迎えに行くため早出勤務をしており、時間的制約がある中、育児と仕事を両立できているのは、育児と家事を分担してくれる夫の存在だけでなく、家庭の事情を理解し、いつでも事件の相談や決裁等してくださる上司、事件処理について共に考え、悩み、支えてくれる立会事務官、所属部の同僚のお陰です。

今後子育てとの両立を図り、立会事務官と協力して事件の真相を解明し、それぞれの被疑者にとって適切な処分が何かを見極めながら、執務に励みたいと思います。



### 山形地方検察庁（検察事務官）

私は、検務部門に所属し、警察等から送致される事件の受理手続等の業務を行っています。

私は、長女（第一子）の誕生に伴い、育休取得したい旨を上司や同僚に相談したところ、快く取得の後押しをしていただき、1か月余りの育児休業を取得しました。

育休中は、ミルクをあげたり、夜泣きをあやしたり、ベビー用品の買出しなどに追われ、毎日があっという間に過ぎました。人生の中でこの時期にしかない妻子との貴重な時間を過ごせたことで、育児の大変さや喜びを実感し、家族の絆が強くなったと感じています。

仕事復帰後も、上司や同僚のサポートもあり、早出遅出勤務の活用や育児に関わる休暇等を取得するなどして積極的に家事や育児に関わり、慌ただしくも充実した日々を過ごしています。



## 仕事と趣味

### 名古屋地方検察庁（検察事務官）

検察庁は、部活動が盛んであり、私は、名古屋高等・地方検察庁野球部のマネージャーとして、選手のサポートのほか、時には練習に参加してとても気持ちのいい汗を流しています。

野球部は、春と秋の官公庁大会や夏の検察庁親善野球大会で好成績を挙げるために活動しており、大会では、その成果を存分に発揮するとともに、プレーを通じて他の検察庁職員との親睦も深めています。

また、仕事では、刑事部の立会事務官として、事件の真相解明にやりがいを感じながら、日々、検察官と二人



三脚で様々な事件の捜査に臨んでいます。

このように、平日は、事件の捜査を通じて社会正義の実現の一翼を担い、休日は、趣味の野球を目一杯楽しみながら、仕事にも活用できるネットワークを築くなど、仕事と趣味のバランスのとれた大変充実した毎日を送ることができています。

# 検察の理念

この規程は、検察の職員が、いかなる状況においても、目指すべき方向を見失うことなく、使命感を持って職務に当たるとともに、検察の活動全般が適正に行われ、国民の信頼という基盤に支えられ続けることができるよう、検察の精神及び基本姿勢を示すものである。

検察は、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現するため、重大な役割を担っている。我々は、その重責を深く自覚し、常に公正誠実に、熱意を持って職務に取り組まなければならない。

刑罰権の適正な行使を実現するためには、事案の真相解明が不可欠であるが、これには様々な困難が伴う。その困難に直面して、安易に妥協したり屈したりすることのないよう、あくまで事実を希求し、知力を尽くして真相解明に当たらなければならない。

あたかも常に有罪そのものを目的とし、より重い処分の実現自体を成果とみなすかのどき姿勢となってはならない。我々が目指すのは、事案の真相に見合った、国民の良識にかなう、相応の処分、相応の科刑の実現である。

そのような処分、科刑を実現するためには、各々の判断が歪むことのないよう、公正な立場を堅持すべきである。権限の行使に際し、いかなる誘引や圧力にも左右されないよう、どのような時にも、厳正公平、不偏不党を旨とすべきである。また、自己の名誉や評価を目的として行動することを潔しとせず、時としてこれが傷つくことをもおそれない胆力が必要である。

同時に、権限行使の在り方が、独善に陥ることなく、真に国民の利益にかなうものとなっているかを常に内省しつつ行動する、謙虚な姿勢を保つべきである。

検察に求められる役割を果たし続けるには、過去の成果や蓄積のみに依拠して満足してはならない。より強い検察活動の基盤を作り、より優れた刑事司法を実現することを目指して、不断の工夫を重ねるとともに、刑事司法の外、広く社会に目を向け、優れた知見を探求し、様々な分野の新しい成果を積極的に吸収する姿勢が求められる。

これらの姿勢を保ち、使命感を持って各々の職務に取り組むことを誇りとし、刑事司法の一翼を担う者として国民の負託に応えていく。

- 1 国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務を自覚し、法令を遵守し、厳正公平、不偏不党を旨として、公正誠実に職務を行う。
- 2 基本的人権を尊重し、刑事手続の適正を確保するとともに、刑事手続における裁判官及び弁護人の担う役割を十分理解しつつ、自らの職責を果たす。
- 3 無実の者を罰し、あるいは、真犯人を逃して処罰を免れさせることにならないよう、知力を尽くして、事案の真相解明に取り組む。
- 4 被疑者・被告人等の主張に耳を傾け、積極・消極を問わず十分な証拠の収集・把握に努め、冷静かつ多角的にその評価を行う。
- 5 取調べにおいては、供述の任意性の確保その他必要な配慮をして、真実の供述が得られるよう努める。
- 6 犯罪被害者等の声に耳を傾け、その正当な権利利益を尊重する。
- 7 関係者の名誉を不当に害し、あるいは、捜査・公判の遂行に支障を及ぼすことのないよう、証拠・情報を適正に管理するとともに、秘密を厳格に保持する。
- 8 警察その他の捜査機関のほか、矯正、保護その他の関係機関とも連携し、犯罪の防止や罪を犯した者の更生等の刑事政策の目的に寄与する。
- 9 法律的な知識、技能の修得とその一層の向上に努めるとともに、多様な事象とその変化にも対応し得る幅広い知識や教養を身につけるよう研鑽を積む。
- 10 常に内省しつつ経験から学び行動するとともに、自由闊達な議論と相互支援を可能とする活力ある組織風土を構築する。

# その他 Q & A

## 検察官・検察事務官の資格、採用について

**Q** 検察官になるための資格について教えてください。

**A** 検事になるための資格

- 1 司法試験に合格した後、司法修習を終えた者
- 2 裁判官（判事・判事補）
- 3 弁護士
- 4 3年以上特定の大学において法律学の教授又は准教授の職にあった者
- 5 3年以上副検事の職にあつて、検察官になるための特別の試験に合格した者

が、検事になるための資格を持ちます。

**副検事になるための資格**

検察事務官や法務事務官などの一定の公務員が副検事になるための特別の試験に合格すると副検事になることができます。

**Q** 検察事務官になるための資格について教えてください。

**A** 検察事務官になるためには、国家公務員採用一般職試験に合格する必要があります。

**Q** 検察官になるためには年齢とか学歴は関係あるのですか？

**A** 年齢については特段の制限はありません。なお、検察官の定年は63歳（検事総長のみ65歳）となっています。学歴についての制限はありませんが、法科大学院を修了していない場合には、受験すべき試験が加わります。

**Q** 検察官や検察事務官についての採用手続を教えてください。

**A** 検察官の採用に関する事務は、法務省の大臣官房人事課（法務省代表電話 03-3580-4111）において取り扱っていますので、そちらに問い合わせてください。検察事務官の採用については各地方検察庁において取り扱っていますので、採用を希望する地方検察庁にお問い合わせください。

## 検察庁の広報について

**Q** 検察庁の業務や裁判員制度について、もっと詳しく知りたいのですが？

**A** 検察庁では、より詳しく検察庁の業務を知っていただくため、広報活動を積極的に行っています。

主として小学校高学年から高校生までを対象に、検察庁を見学しながら、検察庁の業務や検察官の役割の説明を行う移動教室プログラム、検察庁職員が学校や講演会等に出向いて業務などの説明を行う出前教室プログラム、法廷での裁判傍聴に加えて、説明や質疑応答等を行う刑事裁判傍聴プログラムなどを行っています。また、裁判員制度や刑事裁判のルールなどについての説明も行っていますので、詳しくは、最寄りの検察庁まで御連絡ください。

検察庁ホームページはこちら

<http://www.kensatsu.go.jp/>

## 検察官のバッジについて

**Q** 検察官の付けているバッジには、どのような意味があるのでしょうか？

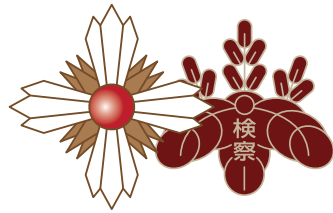
**A** 検察官のバッジの形は、紅色の旭日に菊の白い花卉と葉があしらってあり、昭和25年に定められました。その形が霜と日差しの組合せに似ていることから、厳正な検察官の職務とその理想像とが相まって「秋霜烈日（しゅうそうれつじつ）のバッジ」と呼ばれているようです。「秋霜烈日」とは、秋に降りる霜と夏の厳しい日差しのこと、刑罰や志操の厳しさにたとえられています。



# 検察庁所在地一覧表

2020年12月現在

最高検察庁		〒100-0013	東京都千代田区霞ヶ関1-1-1	03-3592-5611
高等検察庁	札幌	〒060-0042	札幌市中央区大通西12	011-261-9311
	仙台	〒980-0812	仙台市青葉区片平1-3-1	022-222-6153
	東京	〒100-8904	東京都千代田区霞ヶ関1-1-1	03-3592-5611
	名古屋	〒460-0001	名古屋市中区三の丸4-3-1	052-951-1581
	大阪	〒553-8511	大阪市福島区福島1-1-60	06-4796-2100
	広島	〒730-0012	広島市中区上八丁堀2-31	082-221-2451
	高松	〒760-0033	高松市丸の内1-1	087-821-5631
福岡	〒810-0044	福岡市中央区六本松4-2-3	092-734-9000	
地方検察庁	札幌	〒060-0042	札幌市中央区大通西12	011-261-9313
	函館	〒040-0031	函館市上新川町1-13	0138-41-1231
	旭川	〒070-8636	旭川市花咲町4	0166-51-6231
	釧路	〒085-8557	釧路市柏木町5-7	0154-41-6151
	青森	〒030-8545	青森市長島1-3-25	017-722-5211
	盛岡	〒020-0023	盛岡市内丸8-20	019-622-6195
	仙台	〒980-0812	仙台市青葉区片平1-3-1	022-222-6151
	秋田	〒010-0951	秋田市山王7-1-2	018-862-5581
	山形	〒990-0046	山形市大手町1-32	023-622-5196
	福島	〒960-8017	福島市狐塚17	024-534-5131
	水戸	〒310-8540	水戸市北見町1-1	029-221-2196
	宇都宮	〒320-0036	宇都宮市小幡2-1-11	028-621-2525
	前橋	〒371-8550	前橋市大手町3-2-1	027-235-7800
	さいたま	〒330-8572	さいたま市浦和区高砂3-16-58	048-863-2221
	千葉	〒260-8620	千葉市中央区中央4-11-1	043-221-2071
	東京	〒100-8903	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3592-5611
	横浜	〒231-0021	横浜市中区日本大通9	045-211-7600
	新潟	〒951-8502	新潟市中央区西大畑町5191	025-222-1521
	富山	〒939-8510	富山市西田地方町2-9-16	076-421-4106
	金沢	〒920-0912	金沢市大手町6-15	076-221-3161
	福井	〒910-8583	福井市春山1-1-54	0776-28-8721
	甲府	〒400-8556	甲府市中央1-11-8	055-235-7231
	長野	〒380-0846	長野市大字長野旭町1108	026-232-8191
	岐阜	〒500-8812	岐阜市美江寺町2-8	058-262-5111
	静岡	〒420-8611	静岡市葵区追手町9-45	054-252-5135
	名古屋	〒460-8523	名古屋市中区三の丸4-3-1	052-951-1481
	津	〒514-8512	津市中央3-12	059-228-4121
	大津	〒520-8512	大津市京町3-1-1	077-527-5120
	京都	〒602-8510	京都市上京区新町通下長者町下る両御霊町82	075-441-9131
	大阪	〒553-8512	大阪市福島区福島1-1-60	06-4796-2200
	神戸	〒650-0016	神戸市中央区橘通1-4-1	078-367-6100
	奈良	〒630-8213	奈良市登大路町1-1	0742-27-6821
	和歌山	〒640-8586	和歌山市二番丁3	073-422-4161
	鳥取	〒680-0022	鳥取市西町3-201	0857-22-4171
	松江	〒690-0886	松江市母衣町50	0852-32-6700
	岡山	〒700-0807	岡山市北区南方1-8-1	086-224-5651
	広島	〒730-8539	広島市中区上八丁堀2-31	082-221-2453
	山口	〒753-0048	山口市駅通り1-1-2	083-922-1440
	徳島	〒770-0852	徳島市徳島町2-17	088-652-5191
	高松	〒760-0033	高松市丸の内1-1	087-822-5155
	松山	〒790-8575	松山市一番町4-4-1	089-935-6111
	高知	〒780-8554	高知市丸ノ内1-4-1	088-872-9191
	福岡	〒810-8651	福岡市中央区六本松4-2-3	092-734-9090
	佐賀	〒840-0833	佐賀市中の小路5-25	0952-22-4185
	長崎	〒850-8560	長崎市万才町9-33	095-822-4267
	熊本	〒860-0078	熊本市中央区京町1-12-11	096-323-9030
	大分	〒870-8510	大分市荷揚町7-5	097-534-4100
宮崎	〒880-8566	宮崎市別府町1-1	0985-29-2131	
鹿児島	〒892-0816	鹿児島市山下町13-10	099-226-0611	
那覇	〒900-8578	那覇市樋川1-15-15	098-835-9200	



**Public  
Prosecutors  
Office**

令和4年6月

# 人権擁護委員活動の実施

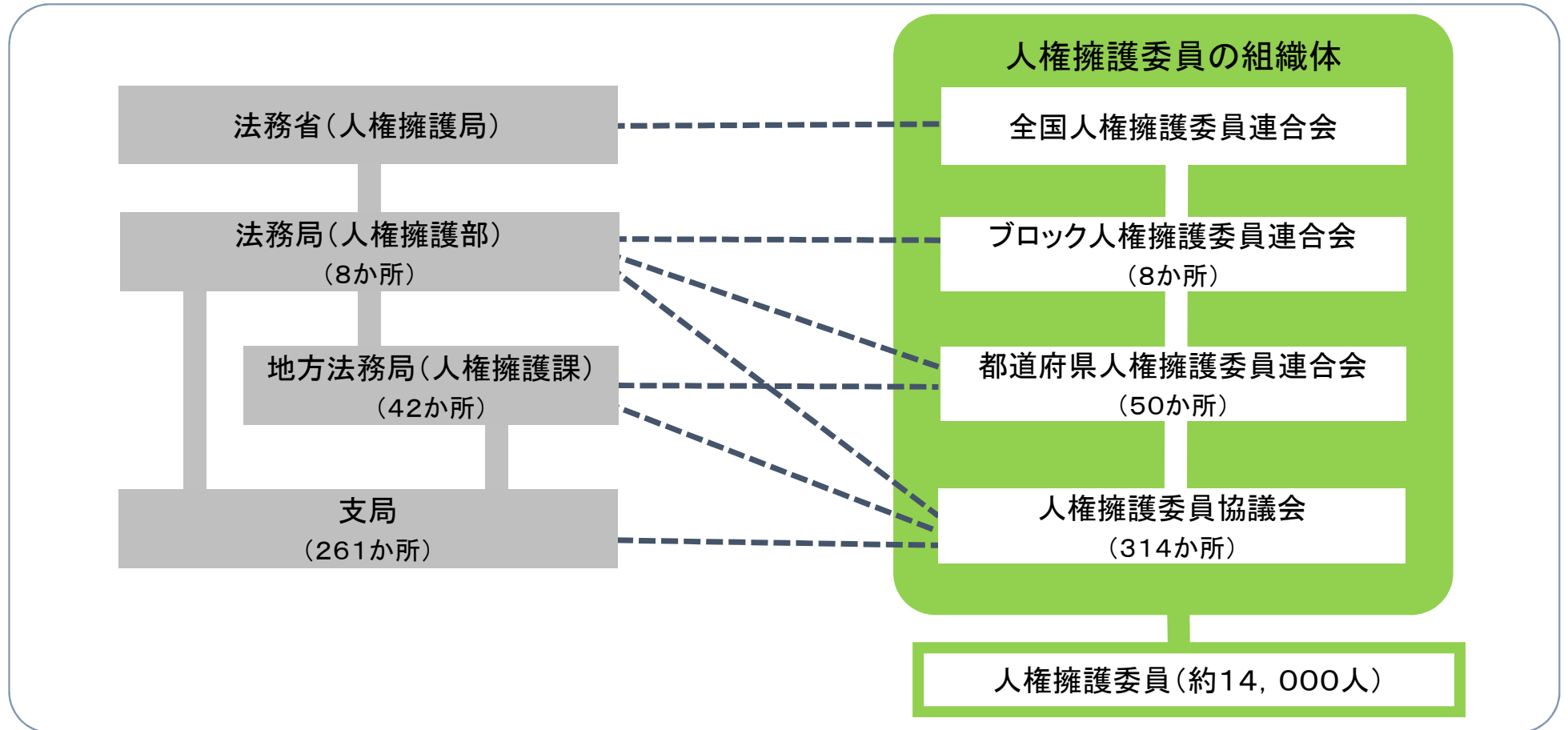
---

法務省人権擁護局



# 法務省の人権擁護機関

法務省の人権擁護機関の組織図 (令和4年4月1日現在)



国民の人権を擁護し、人権尊重思想の普及高揚を図るため、**官民一体**となって活動を展開

# 法務省の人権擁護機関の役割

## 人権啓発活動

国民一人一人が、互いの人権を尊重することの重要性を認識し、その理念を日常生活に根付かせる活動

### 様々な活動手法

- ・人権教室
- ・人権の花運動
- ・企業研修
- ・シンポジウム、講演会
- ・テレビ、ラジオ等による放送
- ・新聞、広報誌への掲載
- ・インターネット広告
- ・ホームページや動画配信サイトでの啓発資料等の公表



人権啓発動画「『誰か』のことじゃない。」  
(YouTube法務省チャンネル)

## 人権相談活動

いじめ、虐待、差別、インターネット上での誹謗中傷等の様々な人権に関する相談について、適切な助言等を行うことで問題解決を図る活動

### 多様な相談ツール

- ・面談（常設／特設相談所）
- ・電話（みんなの人権110番等）
- ・メール（SOS-eメール）
- ・手紙（子どもの人権SOSミニレター）
- ・SNS（LINE人権相談）



子どもの人権SOS-eメール相談入口ページ画面

## 調査・救済活動

人権侵害の疑いのある事案について、被害者の申告等を受けて調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずることで問題解決を図る活動

### 人権侵犯事件の措置

- ・援助：関係機関等の紹介、働きかけ、法律上の助言
- ・調整：被害者等と相手方等との関係の調整
- ・要請：実効的な対応が可能な者に対する要請
- ・説示：人権侵害の加害者等に対する事理の説示
- ・勧告：人権侵害の加害者等に対する改善の勧告  
など

人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会の実現

# 昨今の人権課題の状況

国内の人権状況は、従来からの人権問題である子ども、女性、高齢者や障害者等に対する差別や虐待等の事案、外国人に対する差別に加え、新型コロナウイルス感染症に関連する偏見・差別など、新たな人権問題も生じ、インターネット上の人権問題が社会問題となるなど、深刻な状況にある。

## 子どもに関する人権侵害

- ・ いじめの認知件数（令和2年度約52万件）
- ・ 児童虐待相談件数（令和2年度約21万件）
- ・ 児童虐待被害児童が過去最多（令和2年）
- ・ 小中高生の自殺者数が過去最多（令和2年度）

中長期的に大幅な増加

子どもを取り巻く  
人権状況の悪化

- ・ SNSいじめなど認知され難いいじめの存在
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響による新たなストレス要因や子どもの見守り機会の減少による児童虐待被害の増加のおそれ

## インターネット上の人権侵害

- ・ インターネット上の人権侵害に関する相談が過去最多（令和3年約8千件）

誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、  
新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する誹謗中傷も

○ 令和3年インターネット上の  
人権侵害に関する人権侵犯事件数 1,736件

- (内訳)
- ・ プライバシーの侵害 725件
  - ・ 名誉毀損 483件
  - ・ 識別情報の摘示 296件
  - ・ 私事性的画像記録 98件
  - ・ その他 134件



SNSの匿名性、  
情報発信の容易さ  
もあり、増加し続  
けている

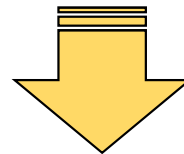


## 人権擁護委員制度（1）

- 人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき法務大臣が委嘱した民間のボランティア
- 様々な分野の人々が、地域の中で人権尊重思想を広め、住民の人権が侵害されないよう配慮し、人権を擁護していくことが望ましいという考えから創設
- 全国の各市町村に約14,000人

諸外国にも例を見ない  
我が国独自の制度

全国の市町村にあまねく配置された人権擁護委員によって、  
地域の実情を踏まえたより身近な人権擁護活動が展開可能



国と人権擁護委員が補完しあい、互いの長所を生かした人権擁護活動を展開

## 人権擁護委員制度（2）

### 使命

人権擁護委員法

第2条 人権擁護委員は、国民の基本的な人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。

### 任期

3年（再任可）

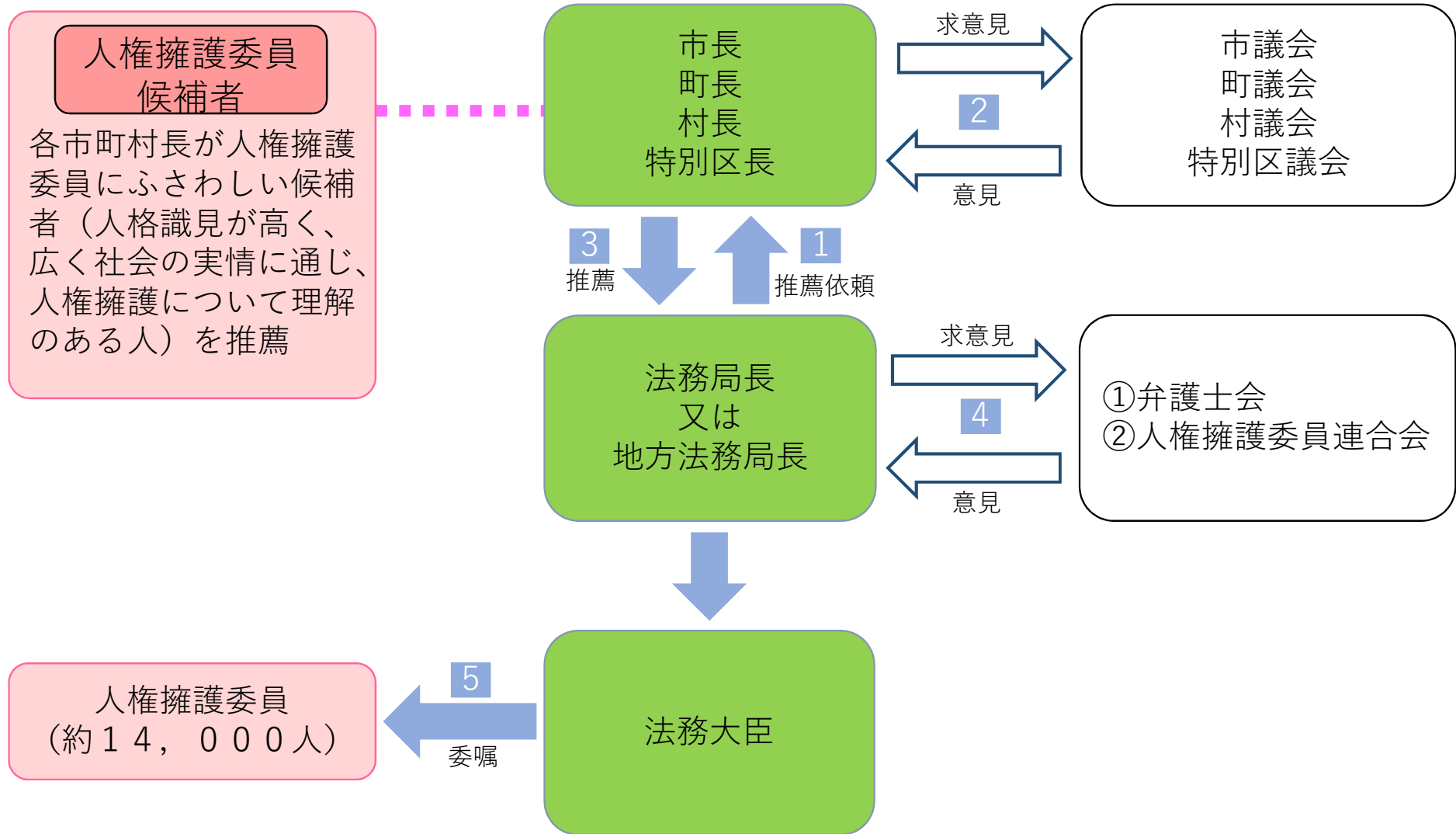
### 年齢

法律上の年齢制限なし（ただし、運用により、原則として初任は68歳まで、再任は74歳まで）

### 実費弁償

職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる

# 人権擁護委員の委嘱の流れ



# 人権擁護委員の活動

- 人権擁護委員は、法務局職員と連携・協力しながら、人権啓発活動、人権相談活動、調査・救済活動を実施
- 人権擁護委員は、特に人権啓発活動及び人権相談活動で活躍
- 人権擁護委員とその組織体の活動全般の企画・立案、組織体の運営及び関係機関との連絡調整などの「事務局事務」を実施



スポーツチームと連携した啓発活動



面談による人権相談



人権擁護委員組織体の事務局の様子

# 人権擁護委員の活動 — 人権啓発活動 —



中学校における人権教室  
(障害者スポーツ体験)



小学校における人権の花運動



スポーツチームと連携した啓発活動



携帯電話会社等によるスマホ・ケータイ安全  
教室と連携した人権教室をWEBで実施

コロナ禍により、従来どおりの接触型・対面型による啓発活動  
が実施できず、人権擁護委員による啓発活動従事回数が減少

人権擁護委員による啓発活動従事回数

平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
252,565	250,721	251,940	138,675	176,321

← 前  
→ 後  
コロナ前 コロナ後



# 人権擁護委員の活動 —人権相談活動—

人権擁護委員は、法務局の常設人権相談所や市役所等の公共施設における特設相談所で人権相談を実施



面談



電話



インターネット



手紙 (SOSミニレター)



SNS (LINE)

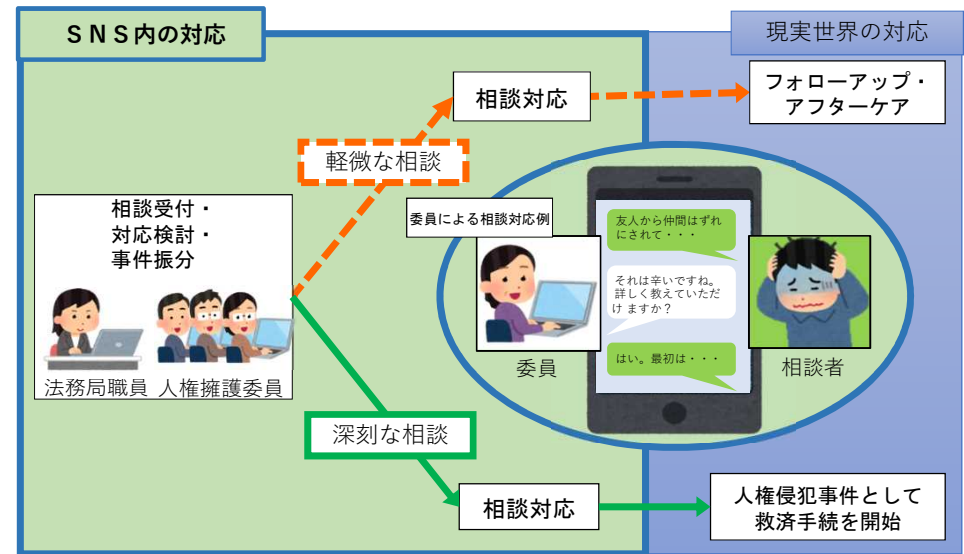


人権擁護委員による人権相談取扱件数

平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
120,293	115,196	107,837	73,030	70,853

← コロナ前      コロナ後 →

## ● SNS人権相談の対応の流れ ●

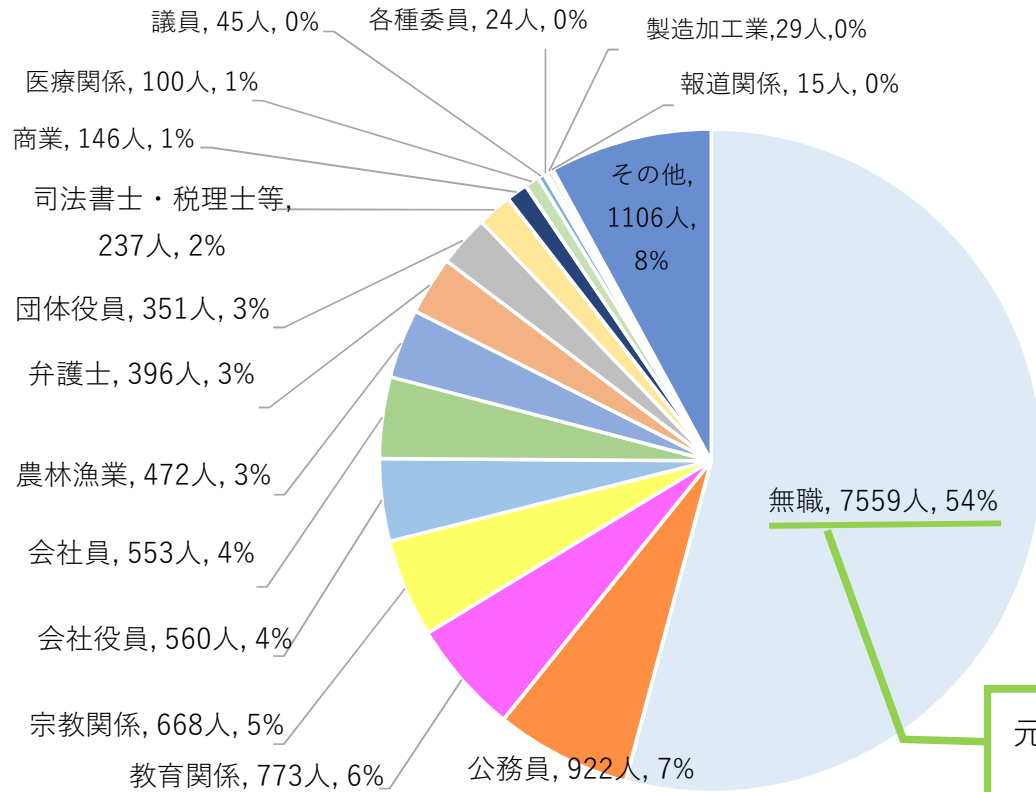


令和元年度 名古屋法務局で開始  
 令和2年度 東京法務局で開始  
 令和3年度 大阪法務局、福岡法務局で開始  
 令和4年度 上記法務局管区内、広島法務局、仙台法務局、札幌法務局、高松法務局で開始予定

**実施局の拡大**

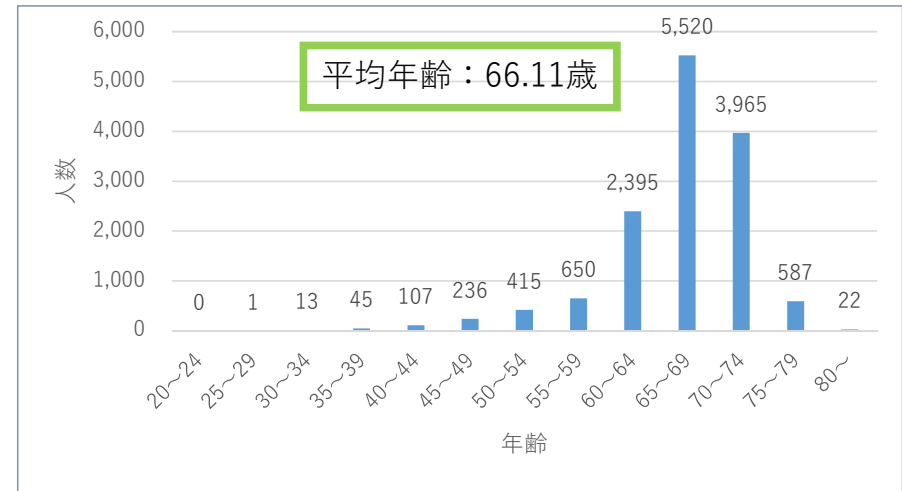
# 人権擁護委員の構成

## 人権擁護委員の職業



※令和4年1月1日現在  
 ※端数処理の都合上、各職業の割合の合計は100%とならない

## 人権擁護委員の年齢



※令和4年1月1日現在

元教育関係者と元公務員がそれぞれ約3割前後

# 人権擁護委員の認知度向上に向けた取組

人権擁護委員の  
認知度向上



- ・ 人権相談は、機微にわたるものも扱う。相談先である人権擁護委員が、安心して相談できる身近な存在であることを認知してもらい、相談の利用を促すこと。
- ・ 人権擁護委員の活動を広く知ってもらうことにより、なり手を確保すること

## 認知度向上のための取組

- 人権啓発活動、相談窓口の周知の機会を捉えた人権擁護委員の周知



人権教室の実施



SOSミニレターの配布



バナー広告



相談窓口広報ポスター

- 動画



- YouTube法務省チャンネルにて公開
- ・ スポットCM（平成29年4月公開）
  - ・ 広報用動画（平成31年2月公開）  
一般向け／候補者向け 2種類

- 法務省公式SNSへの投稿（LINE、Twitter、Facebook）

- ポスター、冊子、リーフレットの配布、掲示



ポスター



冊子



リーフレット

- 政府広報

令和4年6月3日放送  
BS朝日「ビビるとさくらとトモに  
深堀り！知るトビラ」

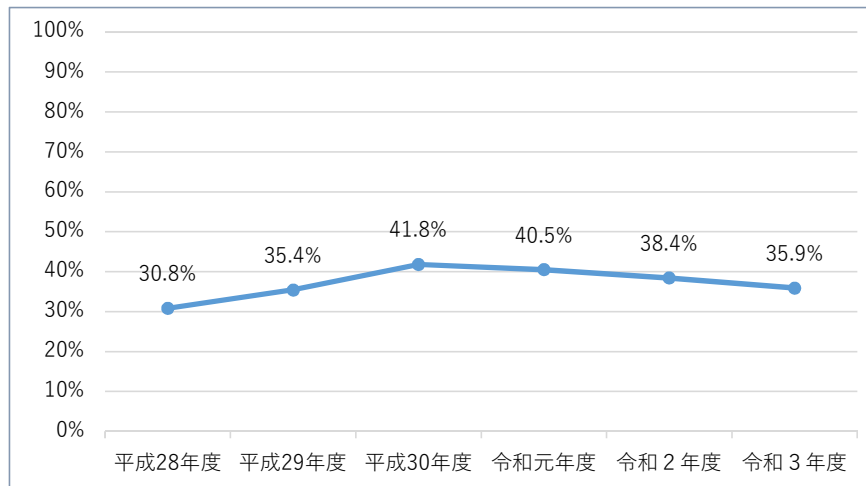
「サキドリ情報便！  
あなたの街の相談パートナー 人権擁護委員」



- 地元テレビ局、ラジオ放送局への出演、市区町村広報誌への掲載等

# 人権擁護委員の認知度の推移

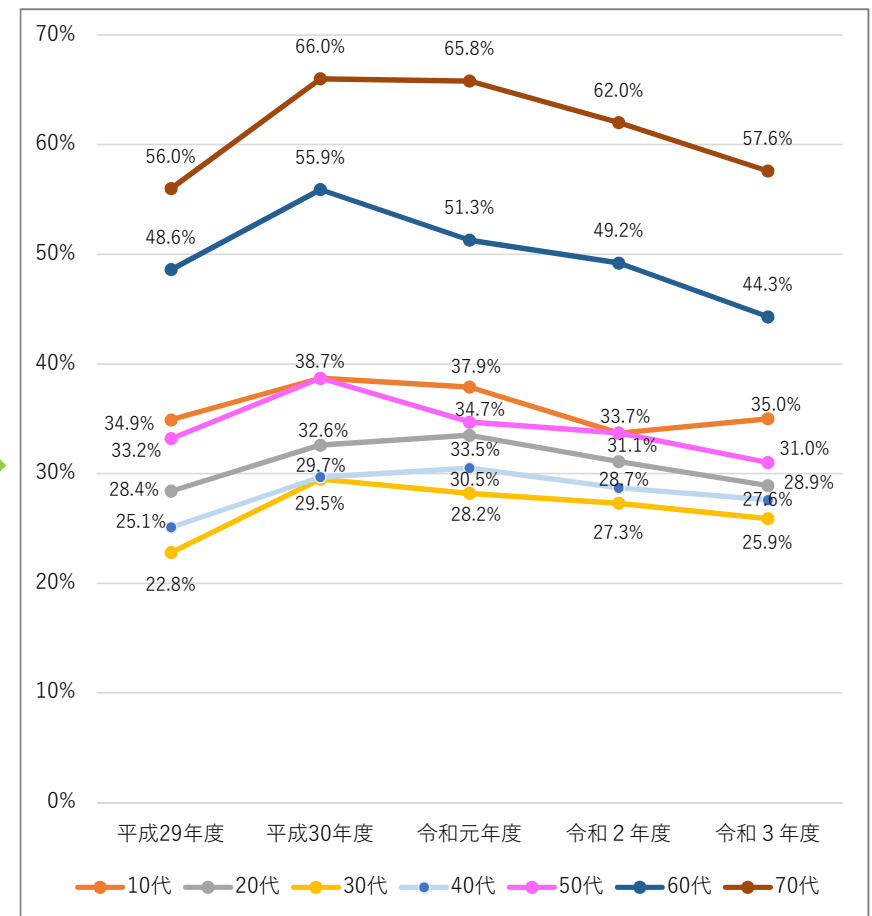
## 認知度の推移（全体）



※調査対象者数：18,000人

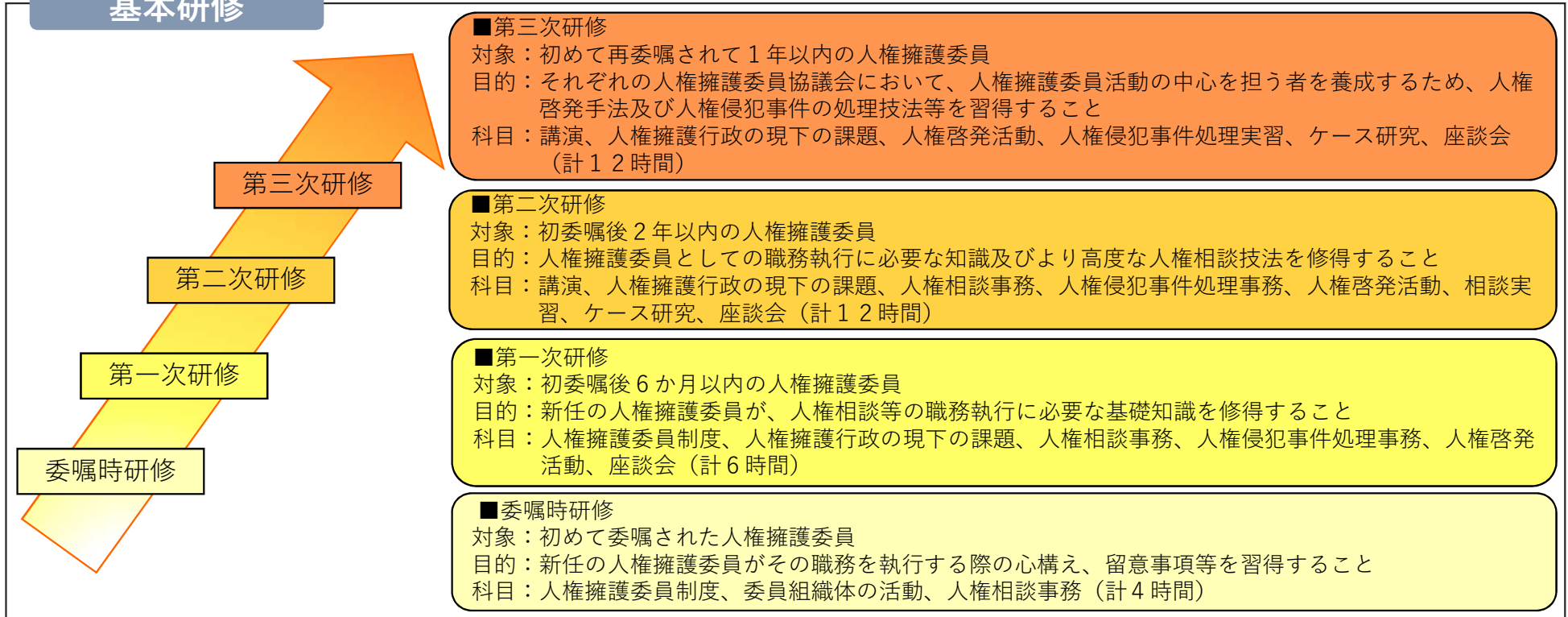
年代ごとの認知度

## 年代別の認知度の推移の比較



# 人権擁護委員の研修制度

## 基本研修



## その他の研修

### ■人権相談対応研修

- ・カウンセリングやメンタルトレーニングに関する研修
- ・各法務局で年1回程度実施

### ■人権擁護委員指導者養成研修

法務省にて年1回、約80名を対象に実施

### ■委員組織体が開催する自主研修

部落差別、ハンセン病問題、アイヌ民族等の様々な人権課題に関する研修を委員組織体自身で企画して実施

等

令和3年度版

じん

けん

よう

ご

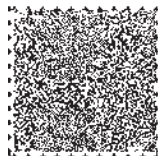
# 人権の擁護

The Protection of Human Rights

「誰か」のこと

じゃない。

この冊子には、音声コード (Uni-Voice) が各ページ (奇数ページ右下, 偶数ページ左下) に印刷されています。Uni-Voice アプリを使用して読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。



法務省人権擁護局

## はじめに

「人権」という言葉からあなたはどんな印象を受けますか。

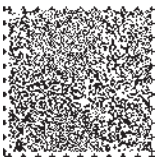
「とても大切なもの」、それとも「何だか堅苦しくて難しいもの」、はたまた「自分には関係ないもの」でしょうか。

私たちは、「人権」とは、「全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、誰にとっても身近で大切なもの、違いを認め合う心によって守られるものだと考えています。子どもたちに対しては、「命を大切にすること」、「みんなと仲良くすること」と話しています。

「人権」は難しいものではなく、誰でも心で理解し、感じることのできるものです。しかし、現実の社会では、いじめや虐待等によって子どもの命が奪われたり、インターネット上に個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長するような書き込みがされたりすることがあります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という、これまでに経験したことのない困難に直面する中で、感染者、医療従事者やその家族の方々などに対する偏見や差別といった、新たな人権問題も発生しています。障害があることを理由とする偏見や差別、ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別、いわゆるヘイトスピーチを含む外国人に対する差別、部落差別（同和問題）なども依然として存在しています。いずれも悲しく痛ましい人権問題です。どうしてこのようなことが起こるのでしょうか。どうすればこのようなことをなくせるでしょうか。

この冊子では、本年6月に公表された「令和3年版人権教育・啓発白書」に基づき、我が国でどのようなことが主な人権課題として取り上げられているのか等について説明しています。

この機会に、皆様にこの冊子をお読みいただき、様々な人権問題を、誰かのことではなく自分のこととして考え、「人権」についての理解を一層深めるきっかけにいただければ幸いです。



令和3年8月  
法務省人権擁護局

# 目次



## 1. 主な人権課題

① 女性～性犯罪・性暴力・DV・ハラスメント～	2
② 子ども～いじめ・体罰・児童虐待・性被害～	4
③ 高齢者	8
④ 障害のある人	10
⑤ 部落差別（同和問題）	12
⑥ アイヌの人々	14
資料 ウポポイ（民族共生象徴空間）の開業	15
⑦ 外国人	16
資料 外国語による人権相談	17
⑧ 感染者等～HIV・肝炎～	18
⑨ ハンセン病患者・元患者・その家族	19
⑩ 刑を終えて出所した人	21
⑪ 犯罪被害者等	22
⑫ インターネットによる人権侵害	23
資料 インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内	25
⑬ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等	26
⑭ ホームレス	27
⑮ 性的指向・性自認（性同一性）	28
⑯ 人身取引（性的サービスや労働の強要等）	30
⑰ 東日本大震災に起因する人権問題	31



## 2. 特集 新型コロナウイルス感染症に関連して発生した人権問題への対応

資料 リーフレット「不安を差別につなげちゃいけない。」	34
-----------------------------	----



## 3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

① 法務省人権擁護局とその下部機関	36
② 人権擁護委員	37



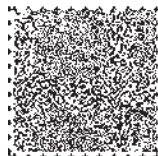
## 4. 法務省の人権擁護機関の活動

① 人権侵犯事件の調査救済	40
人権侵害による被害者の救済事例	41
② 人権相談	45
③ 人権啓発	46
資料 第39回全国中学生人権作文コンテスト内閣総理大臣賞受賞作品	50



## 5. 国際社会における人権擁護

① 国際連合	52
② 世界人権宣言	53
資料 SDGs達成に向けた法務省の人権擁護機関の取組	54
資料 「ビジネスと人権」に関する我が国の取組	55
③ 主要な人権関係条約	56
資料 我が国が締結している主要な人権関係条約	59



法務局・地方法務局 所在地等一覧	60
------------------	----



# 1. 主な人権課題

あなたや、あなたの周りの方々の人権が守られていないと感じたことはありませんか。この章では、取組が求められている主な人権課題について取り上げています。

## ① 女性～性犯罪・性暴力・DV・ハラスメント～

今なお、「女だから…」などと言う人がいます。女性というだけで社会参加や活躍の機会が奪われることはあってはなりません。また、女性を、性犯罪・性暴力、DV、ハラスメント等から守ることが必要です。

男女平等の理念は、「日本国憲法」に明記されており、法制上も「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」等によって、男女平等の原則が確立されています。しかし、現実には今なお、「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的に捉える意識が社会に根強く残っており、このことが家庭や職場において様々な男女差別を生む一因となっています。

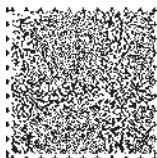
また、性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力（DV）、職場におけるセクシュアルハラスメントや、いわゆるマタニティハラスメントなどの妊娠、出産等を理由とする不利益取扱い等の問題も、近年多く発生しています。

こうした女性の人権問題に対して、平成28年4月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、国と地方公共団体に加え、一定数の労働者を常時雇用する事業主に対して、女性の活躍状況の把握・課題分析、数値目標を掲げた行動計画の策定、策定した行動計画及び女性の活躍状況に関する情報の公表等が義務付けられました。令和2年6月には、義務の対象を拡大すること

### ●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29年10月調査)から

女性に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？  
複数回答(%)

0	10	20	30	40	50	60
職場において差別待遇(女性が管理職になりにくい、マタニティ・ハラスメントなどの妊娠、出産等を理由とする不利益取扱い等)を受けること【50.5%】 セクシュアル・ハラスメント(性的嫌らせ)【42.9%】						
ドメスティック・バイオレンス(配偶者やパートナーからの暴力)【35.6%】 男女の固定的な役割分担意識(「家事は女性」等)に基づく 差別的取扱いを受けること【33.3%】						
売春・買春【19.2%】						
アダルトビデオ等への出演強要【15.5%】 「令夫人」、「婦人」、「未亡人」、「家内」のように女性だけに用いられる言葉が 使われること【10.0%】 特にない・わからない【16.9%】						





# 1. 主な人権課題

## 2. 特集 新型コロナウイルス感染症に関連して 発生した人権問題の対応

## 3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

## 4. 法務省の人権擁護機関の活動

## 5. 国際社会における人権擁護

などを内容とする改正法が一部施行され、職業生活において、女性はその希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するための取組が進められています。また、同時に改正された「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（労働施策総合推進法）では、事業主のパワハラ防止対策義務や、労働者が事業主に各種ハラスメントに関する相談を行ったこと等を理由とした不利益取扱いの禁止が明記された中で、妊娠、出産、育児休業に関するハラスメント、セクシュアルハラスメントに係る規定も一部改正されました。

女性に対する暴力等への取組については、毎年11月12日から25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間とし、社会の意識啓発等を行うほか、都道府県に設置された配偶者暴力相談支援センターや性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等において、相談や支援を行っています。さらに、令和2年6月に策定された「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、被害者支援の充実や教育・啓発の強化など、性犯罪・性暴力を撲滅するための総合的な対策に取り組んでいます。



ポスター「女性の人権  
ホットライン強化週間」



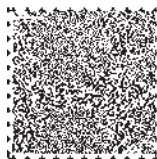
啓発動画  
「デートDVって何?」

法務省の人権擁護機関では、専用相談電話「女性の人権ホットライン」（ナビダイヤル**0570-070-810**（全国共通））を設置し、法務局職員や人権擁護委員が、DVや職場等における各種ハラスメント、ストーカー行為、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等といった女性をめぐる様々な人権問題に関する相談に応ずるとともに、人権啓発活動や調査救済活動に取り組んでいます。

### ■女性に対する暴行・虐待に関する人権侵犯事件(注)の新規救済 手続開始件数

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
女性に対する暴行・虐待	1,776	1,386	1,182	947	629

(注) 人権侵犯事件については、40～44ページをご覧ください。

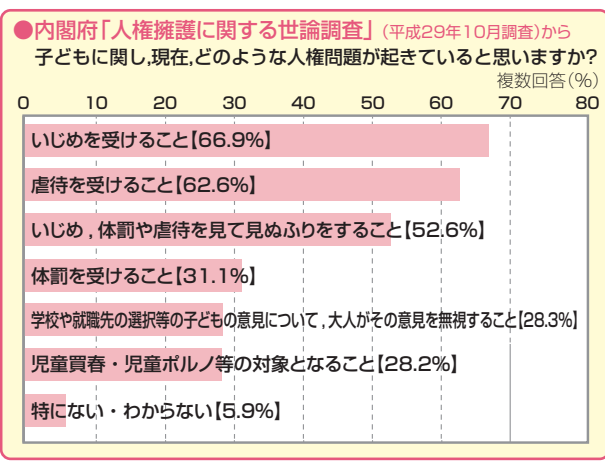


## ② 子ども～いじめ・体罰・児童虐待・性被害～

いじめや体罰，児童虐待，児童ポルノ等の性被害など，子どもが被害者となる事案が後を絶ちません。子どもは一人の人間として最大限に尊重され，守られなければなりません。

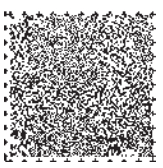
文部科学省が実施した令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によれば，小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は7万8,787件（対前年度比8.0%増），いじめの認知件数は61万2,496件（同12.6%増）です。また，令和2年に警察がいじめに起因する事件で検挙・補導した人員は，199人（対前年比25.2%減）となっています。

法務省の人権擁護機関が調査・処理を行う人権侵犯事件においても，令和2年には，学校におけるいじめ事案が1,126件，教育職員による体罰に関する事案が83件，児童に対する暴行・虐待事案が341件と，高水準で推移しており，こうした人権侵害から子どもたちを守るための取組等が課題となっています。



### いじめ

いじめの問題が依然として大きな社会問題となっている中，平成25年6月の「いじめ防止対策推進法」の成立を受け策定された「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定）に基づき，いじめの未然防止や早期発見・早期対応のための取組が進められています。



最近の子どものいじめは，SNS上などで行われ，周りから一層見えにくくなっていることに加え，ささいなきっかけから深刻ないじめへとエスカレートすることが少なくないことから，人権の観点からも重視すべき課題となっています。



1. 主な人権課題

2. 特集  
新型コロナウイルス感染症に関連して  
発生した人権問題の対応

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護

いじめをする子どもやいじめを見て見ぬふりをする子どもが生じる原因や背景は様々ですが、その根底には、他人に対する思いやりやいたわりといった人権尊重意識の希薄さがあると思われます。この問題を解決するためには、お互いの異なる点を個性として尊重するなどの人権意識を養っていくことが重要です。



啓発冊子  
「いじめ」させない 見逃さない

■いじめに関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
学校におけるいじめ	3,371	3,169	2,955	2,944	1,126



## 体罰

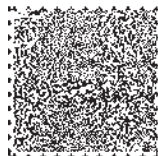
体罰は、「学校教育法」第11条ただし書で禁止されています。児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為等の土壌を生むおそれがあり、いかなる場合でも決して許されません。

■教育職員による体罰に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
教育職員による体罰	448	263	201	141	83

## 児童虐待

近年、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、令和元年度には19万3,780件となっています。子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題です。



令和2年4月には、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が一部施行され、親権者による体罰の禁止、児童相談所の体制強化や設置促進、関係機関間の連携強化など、対策の強化が進められています。

■児童虐待に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
児童に対する暴行・虐待	586	486	453	413	341

## 性被害

性的虐待の問題や児童買春、インターネット上における児童ポルノの氾濫等、児童を性的に商売の道具にする商業的性的搾取の問題が世界的に深刻になっています。

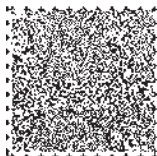
平成26年7月に施行された「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」において、自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノ又はその電磁的記録を所持・保管する行為や、ひそかに児童の姿態を描写することにより児童ポルノを製造する行為を処罰する罰則が設けられました。子どもの性被害を防止するため、取締りが強化されるとともに、流通・閲覧防止対策や被害児童の早期発見・支援に向けた様々な取組が行われています。

## 法務省の取組

法務省の人権擁護機関では、平成18年度から、全国の小・中学校の児童・生徒に「子どもの人権SOSミニレター」（便箋兼封筒）を配布しています。このレターを通じて先生や保護者にも相談できない子どもの悩みごとを的確に把握し、学校や関係機関とも連携を図りながら、様々な人権問題の解決に当たっています。

また、専用相談電話「子どもの人権110番」（フリー

ダイヤル0120-007-110（全国共通）を設置し、法務局職員や人権擁護委員が子どもからの相談に応ずるとともに、法務省ホームページ上に「インターネット人権相談受付



ポスター  
「子どもの人権110番強化週間」



1. 主な人権課題

2. 特集 新型コロナウイルス感染症に関連して発生した人権課題の対応

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護

窓口 (SOS-eメール) (https://www.jinken.go.jp/kodomo) を開設し、インターネットでも人権相談を受け付けています。さらに、若年層の利用が多いSNSを活用した人権相談を実施するなど、様々な手段を用意し、子どもの人権侵害事案の早期発見に努めています。

そして、人権相談等を通じて、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずるとともに、学校等と連携し、子どもたちの人権意識を育てる「人権教室」(48ページ参照)を実施したり、啓発冊子を作成・配布したりするなど、様々な人権啓発活動に取り組んでいます。



啓発冊子「みんなとめだす マンガで考える『人権』」



啓発冊子「うんこ人権ドリル」



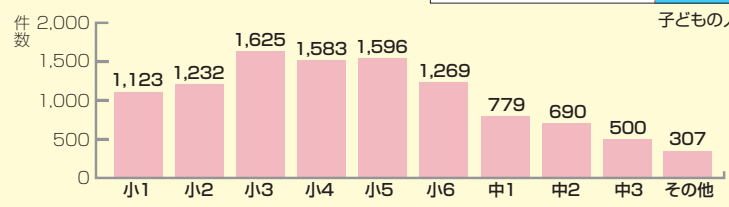
### 子どもの人権SOSミニレター事業の取組結果について

集計期間：令和2年度  
集計対象：全国の小・中学校の児童・生徒から寄せられた子どもの人権SOSミニレター



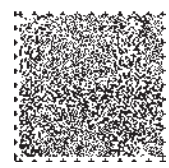
子どもの人権SOSミニレター

- 相談件数：1万704件
- 学年別相談件数



●相談内容 [内訳]

- いじめ……………2,368件(22.1%)
- 虐待……………451件( 4.2%)
- 体罰……………37件( 0.3%)
- その他……………7,848件(73.3%)



## 3

## 高齢者

介護の際に虐待を受けた、無断で財産を処分されたなどの事案が発生しています。豊かな知識と経験を基にこれからも社会に貢献したい、地域の人たちと交流し、趣味を楽しみたい…。高齢者が生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、高齢者についての理解を深め、高齢者を大切にすることを育てることが必要です。

我が国は、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景として、人口の4人に1人が65歳以上の者となっています。このような中、介護者による身体的・心理的虐待といった高齢者の人権問題が大きな社会問題となっています。

平成7年12月、国民一人一人が生涯にわたっ

て安心して生きがいを持って過ごすことができる社会を目指して「高齢社会対策基本法」が施行され、平成8年7月には、同法に基づき、政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として、「高齢社会対策大綱」が策定されました（現行の大綱は平成30年2月閣議決定）。

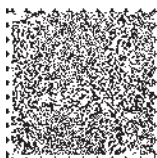
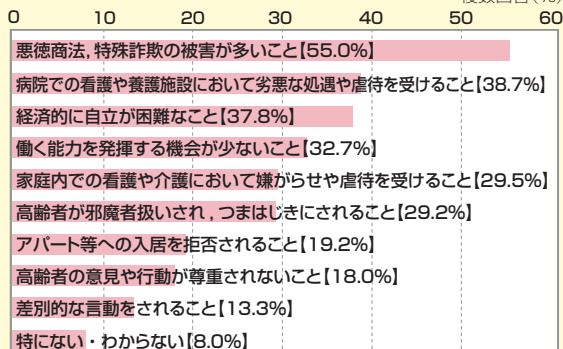
また、高齢者の尊厳を守るため、平成18年4月に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者虐待の防止や虐待の早期発見・早期対応のための施策が進められています。

さらに、平成30年12月には、「障害の有無、年齢等にかかわらず、国民一人一人が、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、もって国民一人一人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する」ユニバーサル社会の実現に向けて、「ユニバーサル社会の

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29年10月調査)から

高齢者に関し、現在、どのような人権問題が起きていますか？

複数回答(%)





1. 主な人権課題

2. 特集  
新型コロナウイルス感染症に関連して発生した人権問題の対応

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護

実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」が施行されました。同法に基づいて「ユニバーサル社会推進会議」を開催し、関係省庁が連携しながら取組を推進しています。

加えて、令和元年6月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の方や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪とした施策を推進しています。

法務省の人権擁護機関では、啓発冊子の配布や、啓発動画の配信などの各種人権啓発活動を実施しています。

また、老人福祉施設等の社会福祉施設において、特設の人権相談所を開設するなど、普段、法務局に出向くことが困難な入所者やその家族も、施設内で気軽に相談できるように配慮しています。

そのほか、高齢者に接する機会の多い社会福祉事業従事者等に対して、人権相談活動について周知・説明し、人権侵害事案を認知した場合の情報提供を呼び掛けるなど連携を図っています。



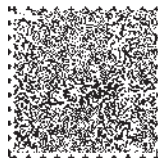
啓発冊子  
「ともに生きる時代へ 高齢社会と人権」



啓発動画「虐待防止シリーズ」

■高齢者に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
高齢者に対する暴行・虐待	437	363	319	251	185
高齢者福祉施設における人権侵犯	57	40	42	31	23





## 4 障害のある人

障害のある人が車椅子での乗車を拒否されたり、アパートの入居を断られる事案が発生しています。障害のある人に対する十分な理解と配慮が必要です。

障害のある人を含む全ての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、国や地方公共団体が障害のある人に対する各種施策を実施してだけでなく、社会の全ての人々が障害のある人について十分に理解し、必要な配慮をしていくことが求められています。

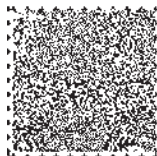
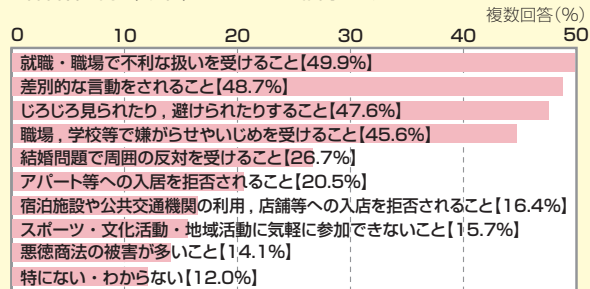
我が国では、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、「障害者基本法」に基づき策定された「障害者基本計画（第4次）」に沿って、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を推進しています。

障害者基本法では、「共生社会」の理念の普及を図るため、毎年12月3日から9日までの期間を「障害者週間」と定めており、この期間を中心に、国、地方公共団体が民間団体等と連携し、全国各地で様々な行事や取組を集中的に開催しています。

また、障害のある人の尊厳を守るため、平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障害者虐待の防止や虐待の早期発見、早期対応のための施策が進められています。

さらに、平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、各行政機関等や事業者において、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を始めとする、障害を理由とする差別の解消に向けた取組が行われており、令和3年5月には、これまで努力義務とされてきた事業者による合理的配慮の提供を義務へと改めることなどを内容とする改正法が成立しました（公布の日（令和3年6月4日）から3年以内に施行）。

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成29年10月調査）から  
障害者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？





1. 主な人権課題

2. 特集  
新型コロナウイルス感染症に関連して発生した人権課題の対応

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護

平成29年2月、「心のバリアフリー」とユニバーサルデザインの街づくりを推進することなどを定めた「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を決定し、この計画に基づき、平成30年12月、障害のある人の視点を施策に反映させるべく、障害のある人やその支援団体が構成員の過半数を占める「ユニバーサルデザイン2020評価会議」を設置し、そこでの評価結果を踏まえて施策の改善等を行っているほか、同月に施行された「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」の下、ユニバーサル社会の実現に向けた取組を推進しています。

法務省の人権擁護機関では、車椅子や障害者スポーツ体験、パラリンピアンによる講話と組み合わせた人権教室など、様々な人権啓発活動に取り組んでいます。

また、障害者支援施設等において、特設の人権相談所を開設するなど、普段、法務局に出向くことが困難な入所者やその家族が、施設内で気軽に相談できるように配慮しています。さらに、障害のある人に接する機会が多い社会福祉事業従事者等に対して、人権相談活動について周知・説明し、人権侵害事案を認知した場合の情報提供を呼び掛けるなど連携を図っています。



啓発動画  
「障害のある人と人権」



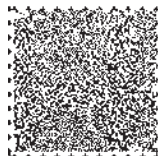
啓発冊子  
「いっしょに学ぼう！  
障害のある人の人権」



ポスター  
「誰だって手を貸してほしい時がある～明日と笑顔をつなぐ一声を～」

■障害者に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
障害者に対する差別待遇	286	272	235	163	125
障害者福祉施設における人権侵犯	63	49	40	38	28



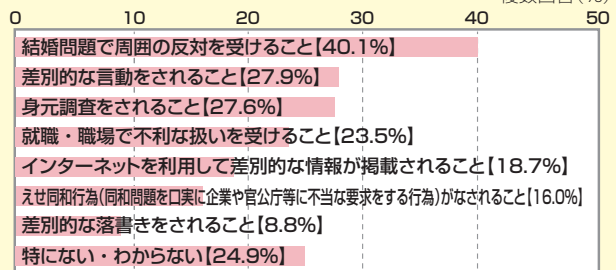
## 5 部落差別（同和問題）

「あの人は同和地区出身だから…。」「部落出身だから…。」などと言われて結婚を妨げられたり、差別発言、差別落書きがされたりするなどの事案が依然として存在しています。部落差別（同和問題）を解消することが必要です。

### 部落差別（同和問題）

部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題です。

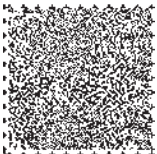
●内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成29年10月調査）から  
同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていますか？



この問題の解決を図るため、国は、地方公共団体と共に、昭和44年から33年間、特別措置法に基づき、地域改善対策を行ってきました。その結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善されました。

しかしながら、インターネット上の差別的書き込み等の事案は依然として存在していることなどから、平成28年12月、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行されました。部落差別（同和問題）については、同法及び附帯決議の趣旨を踏まえつつ、的確に対応していくこととなります。

法務省の人権擁護機関では、部落差別（同和問題）解消のため、部落差別解消推進法の施行を周知するとともに、各種人権啓発活動に取り組んでいます。また、部落差別（同和問題）をめぐる人権侵害事案に対し、人権相談及び人権侵害事件の調査・処理を通じ、その被害の救済及び予防を図ってい





ます。関係行政機関からの通報等により、インターネット上で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの内容の情報を認知した場合は、その情報の削除をプロバイダ等に要請するなど、適切な対応に努めています。

なお、部落差別解消推進法第6条に基づき、部落差別の実態に係る調査を実施し、その結果を令和2年6月に公表しました ([http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00127.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html))。部落差別の実態として、インターネットにおける特定個人や不特定者を対象とする誹謗中傷等の差別表現や、結婚・交際の場面における差別が発生していること、正しい理解が進む一方で偏見・差別意識が依然として残っていること、インターネット上で部落差別関連情報を閲覧した者の一部には差別的な動機が見られることなどが明らかとなっています。

■部落差別（同和問題）に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
部落差別（同和問題）に関する人権侵犯	78	86	92	221	244

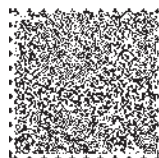
## えせ同和行為の排除

部落差別（同和問題）の解消を阻む大きな要因になっているものに、いわゆるえせ同和行為の横行があります。これは、同和問題を口実にして企業や官公署等に不当な利益や義務のないことを求める行為（例えば、高額の書籍を売りつけるなど）を指します。

えせ同和行為に対しては、行政機関や企業等が密接に連携し、不当な要求には、き然とした態度をとることなどが重要です。

国は、昭和62年に全省庁参加の下、「えせ同和行為対策中央連絡協議会」を設置し、また、地方においても、全国の法務局・地方法務局を事務局として「えせ同和行為対策関係機関連絡会」を設置するなど、えせ同和行為を排除するための取組を行っています。

また、法務省では、えせ同和行為への具体的な対応に関する手引きを作成し、法務省ホームページで公開 (<http://www.moj.go.jp/content/001290968.pdf>) するとともに、えせ同和行為の実態を把握するため、昭和62年から11回にわたってアンケート調査を実施しています（直近の平成30年度の調査結果は、<http://www.moj.go.jp/content/001290375.pdf>）。



## 6 アイヌの人々

アイヌの人々に対する理解を深め、偏見や差別をなくすことが必要です。

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、ユカラなどの多くの口承文芸等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつあります。

政府は、平成19年9月に採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」や、平成21年7月の「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」による報告を踏まえ、総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進しています。

また、令和元年5月に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会を実現することを目的として、アイヌの人々への、アイヌであることを理由とした差別等の禁止やアイヌ政策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置などが定められています。政府は、同法に基づき、従来の文化振興や福祉政策に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めた施策を総合的かつ効果的に推進しています。

法務省の人権擁護機関では、アイヌの人々に対する理解と認識を深め、アイヌの人々に対する偏見や差別の解消を目指して、人権啓発活動や人権相談、調査救済活動に取り組んでいます。



インターネットバナー広告

### ●内閣官房・内閣府「国民のアイヌに対する理解度に関する調査」(平成28年2月調査)から

アイヌの人々に対する  
差別や偏見の有無

差別や偏見があると思う理由

(差別や偏見があると思うと答えた人に)  
複数回答(%)

0 20 40 60 80

国民全体を対象にした世論調査

あると思う【18%】

ないと思う【51%】

わからない【31%】

アイヌの人々を対象にした意識調査

あると思う【72%】

ないと思う【19%】

わからない【9%】

0 20 40 60

国民全体を対象にした世論調査

報道などを通じてアイヌの人々が差別を受けているという話を聞いたことがある【47%】

漠然と差別や偏見があるイメージがある【40%】

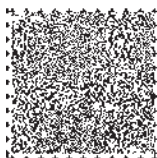
経済格差や教育格差があるイメージがある【25%】

アイヌの人々を対象にした意識調査

漠然と差別や偏見があるイメージがある【55%】

家族・親族・友人・知人が差別を受けている【51%】

差別を受けているという具体的な話を聞いたことがある【51%】





1. 主な人権課題

2. 特集

新型コロナウイルス感染症に関連して発生した人権問題の対応

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護

## 資料 ウポポイ（民族共生象徴空間）の開業

アイヌ文化の復興・創造等の拠点として、北海道白老町に令和2年7月、ウポポイ（民族共生象徴空間）が開業しました。

ウポポイは、「国立民族共生空間」「国立アイヌ民族博物館」等から成り、アイヌの暮らしや伝統芸能を様々な視点から体感することができる、アイヌ文化の素晴らしさを伝える施設です。アイヌ古式舞踊や伝統楽器のムックリ（口琴）演奏、狩猟弓の実演などの多様なプログラムを体験することができます。

令和2年10月には、ウポポイにおいて、札幌法務局と札幌人権擁護委員連合会の主催による人権啓発イベントが開催され、アイヌの人々に対する偏見や差別をなくすための人権啓発活動が行われました。

是非一度、ウポポイを訪れ、アイヌ文化に触れてみてください。



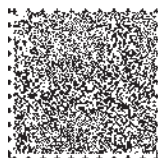
ユネスコの無形文化遺産に登録されているアイヌ古式舞踊（資料：公益財団法人アイヌ民族文化財団）



ウポポイで開催された人権啓発イベント



ウポポイ（資料：公益財団法人アイヌ民族文化財団）



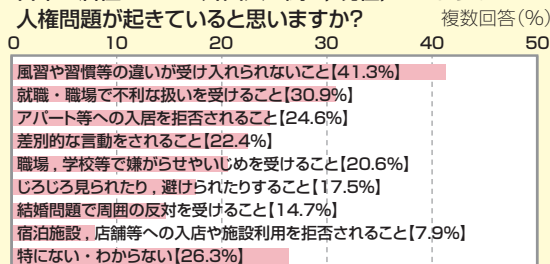
## 7 外国人

文化等の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重し、偏見や差別をなくすことが必要です。

我が国に在留する外国人は、令和2年末現在で約289万人であり、近年高水準で推移しています。こうした中、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐる様々な人権問題が発生しています。

### ●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29年10月調査)から

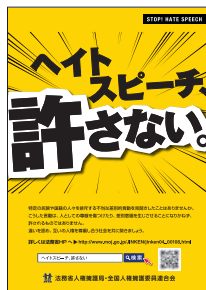
日本に居住している外国人に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？



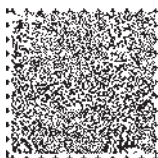
ポスター  
「通じなかったのは言葉じゃなくて、心でした。」

法務省の人権擁護機関では、日本語を自由に話すことの困難な外国人のために、10言語に対応した「外国語人権相談ダイヤル」、 「外国語インターネット人権相談受付窓口」及び「外国人のための人権相談所」を設置して人権相談に応ずるほか、外国人に対する偏見や差別の解消を目指して、人権啓発活動や調査救済活動に取り組んでいます。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めたことから、平成28年6月、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねないことから、法務省の人権擁護機関では、これまでの「外国人の人権」をテーマにした啓発に加え、ヘイトスピーチがあってはならないということの理解を促進するための人権啓発活動や、ヘイトスピーチによる被害等についての人権相談、調査救済活動に取り組んでいます。



ポスター  
「ヘイトスピーチ、許さない。」





## ■外国人に対する差別待遇に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
外国人に対する差別待遇	57	84	62	72	60

You can get the Human Rights Counseling Leaflet for Foreigners from the Ministry of Justice website at : <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>

## 資料 外国語による人権相談

**対応言語** 英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語及びタイ語

**Language** English, Chinese, Korean, Filipino, Portuguese, Vietnamese, Nepali, Spanish, Indonesian, and Thai

## 外国語人権相談ダイヤル(全国共通) (Foreign-language Human Rights Hotline)

☎0570-090911

**対応時間** 平日(年末年始を除く) 9:00~17:00

※この電話は民間の多言語電話通訳サービス提供事業者に接続の上、管轄の法務局・地方法務局につながります。

## 外国語インターネット人権相談(Human rights counseling services on the Internet)

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01>



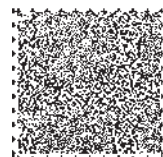
## 外国人のための人権相談所(Human Rights Counseling Centers for Foreigners)

全国の法務局・地方法務局において、通訳を介して面談による人権相談に応じています。

**対応時間** 平日(年末年始を除く) 9:00~17:00

さらに、法務局・地方法務局の窓口以外でも、以下のとおり人権相談所を開設しています。

所在地	開設場所	受付日時	対応言語	お問合せ先
福岡市	アクロス福岡3階こくさいひろば 福岡市中央区天神 1-1-1	毎月 第2土曜日 13:00 ~ 16:00	英語	福岡法務局 人権擁護部 092(739)4151
高松市	アイバル香川 (香川国際交流会館)会議室 高松市番町 1-11-63	毎月 第3金曜日 13:00 ~ 15:00 (予約制)	英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語	高松法務局 人権擁護部 087(821)7850
松山市	愛媛県国際交流センター 松山市道後一 1-1	毎月 第4木曜日 13:30 ~ 15:30	英語	松山地方法務局 人権擁護課 089(932)0888





## 8

## 感染者等～HIV・肝炎～

エイズ、肝炎等、感染症に対する知識や理解の不足から、社会生活の様々な場面で、差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。感染症についての正しい知識を持ち、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

※新型コロナウイルス感染症に関しては、特集（32ページ以下）に掲載しています。

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）は、性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。治療法の進歩により、仮にHIVに感染したとしても、早期発見及び早期治療を適切に行うことで、エイズの発症を予防し、他人への感染リスクも大きく低下させることができます。

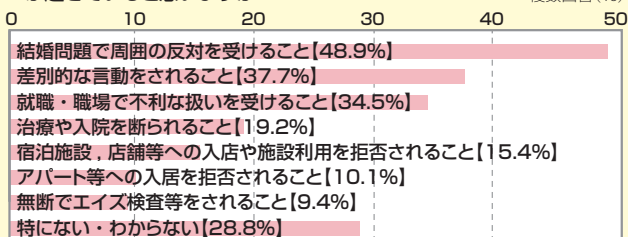
また、肝炎は、その多くがB型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルスに起因するもので、主に血液や体液を介して感染します。感染を予防するためには、血液や体液が付いた器具を共用しないこと、血液や体液が傷や粘膜に直接触れるのを防ぐことが重要であり、そのほかに普段の生活の中で感染することはありません。

しかし、これらの正確な情報が十分に理解されていない結果として、偏見や差別に苦しんでいる感染者や患者、その家族等も少なくありません。

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成29年10月調査）から

エイズ患者・HIV感染者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？

複数回答（%）



政府は、感染者や患者、その家族等に対する偏見や差別をなくすため、これらの感染症についての正しい知識の普及啓発を行っています。法務省の人権擁護機関でも、感染者や患者、その家族等に対する偏見や差別をなくすために、人権啓発活動や人権相談、調査救済活動に取り組んでいます。

■疾病患者に対する差別待遇に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
疾病患者（ハンセン病患者等を除く。）に対する差別待遇	7	42	26	15	44





## 9 ハンセン病患者・元患者・その家族

ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見や差別は、今なお社会に根深く残っています。この偏見や差別を解消するには、ハンセン病に関する正しい知識と、ハンセン病患者・元患者・その家族がおかれている現実を理解することが必要です。

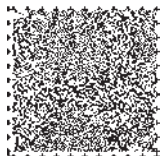
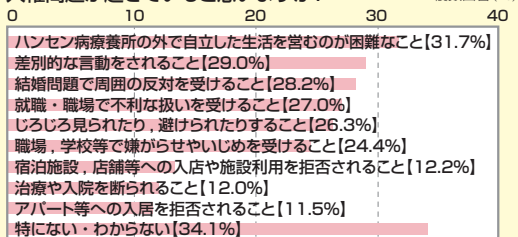
ハンセン病は、「らい菌」に感染することで起こる感染症ですが、「らい菌」の感染力は弱く、非常に伝染しにくい病気です。仮に感染したとしても発病することは極めてまれで、現在では治療法も確立しているため、万一発病しても、早期に発見し適切な治療を行えば後遺症が残ることもありません。しかし、かつて我が国で採られた施設入所政策により、ハンセン病は恐ろしいというイメージが助長され、ハンセン病患者・元患者やその家族は、社会からのいわれのない差別や偏見の対象となってきました。

平成13年5月、国のハンセン病政策の転換が遅れたことなどの責任を問う「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」に対し、国の責任を認める熊本地方裁判所判決が出されました。この判決以後、政府では、平成20年6月に成立した「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」をも踏まえ、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発等に取り組んできました。

令和元年6月には、患者・元患者の家族が偏見や差別の被害等を訴えた「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」に対し、国の責任を認める熊本地方裁判所判決が出されました。これを受けて、同年7月に公表された「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」では、我が国においてかつて採られた施設入所政策の下で、患者・元患者のみならず、家族に対しても、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在し、患者・元患者とその家族が苦痛と苦難を強いられてきたことに対し、政府としての深い反省とお詫びが示されるとともに、家族を対象とした新たな補償の措置を講ずること、関係省庁が

### ●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29年10月調査)から

ハンセン病患者・回復者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？



連携・協力し、患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組むことが示されました。

法務省の人権擁護機関では、総理談話等を受けて、ハンセン病患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発活動の強化に取り組んでいます。

具体的には、ハンセン病問題に関するシンポジウムを開催し、当事者の方々による講演や学生等も参加してパネルディスカッションを行うとともに、シンポジウムの内容を小学生・中学生向けの全国版新聞に掲載するなどして、元患者やその家族の思いを広く周知しています。そのほか、パネル展やインターネット広告を実施したり、啓発動画を作成、配信したりするなど、ハンセン病についての正しい理解の普及と偏見差別の解消に向けて、関係省庁と連携し、様々な人権啓発活動を実施しています。また、ハンセン病患者等に対する差別事案について、人権相談や調査救済活動に取り組んでいます。



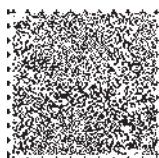
啓発動画  
「ハンセン病問題  
～過去からの証言、  
未来への提言～」



啓発動画  
「ハンセン病  
問題を知る～  
元患者と家族  
の思い～」



インターネットバナー広告



■ハンセン病患者等に対する差別待遇に関する人権侵犯事件の新規救済  
手続開始件数

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
ハンセン病患者等に対する差別待遇	1	2	0	1	0



## 10 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する差別等が発生しています。これらの人の社会復帰のためには、本人の強い更生意欲と併せて、周りの人々の理解と協力が必要です。

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。刑を終えて出所した人たちが、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族はもとより、職場、地域社会の理解と協力が必要です。

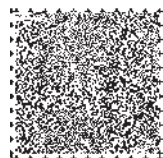
平成29年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、再犯防止推進計画が策定され、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

法務省では、刑を終えて出所した人等に対する就労支援を重要課題の一つとして位置付け、刑を終えて出所した人等を雇用してくれる協力雇用主を募集し、加えて、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う協力雇用主に対して就労奨励金を支払うなど、再犯防止のための積極的な取組を行っています。また、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生について国民の理解・協力を促進し、犯罪や非行のない地域社会を築くため、地域住民の理解と参加を得て、「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」を実施し、刑を終えて出所した人に対する偏見・差別をなくし、これらの人の円滑な社会復帰を促すための啓発活動を全国各地で行っています。

法務省の人権擁護機関では、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくし、社会復帰に資するよう人権啓発活動や人権相談、調査救済活動に取り組んでいます。

### ■刑を終えた人に対する差別待遇に関する人権侵害事件の新規救済手続開始件数

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
刑を終えた人に対する差別待遇	15	8	10	11	5



犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のほかに、興味本位のうわさや心ない中傷により傷つけられたり、プライバシーが侵害されたりするなどの二次的な被害を受けることがあります。犯罪被害者とその家族の人権に配慮することが必要です。

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い打ちを掛けるように、興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの問題が指摘されています。

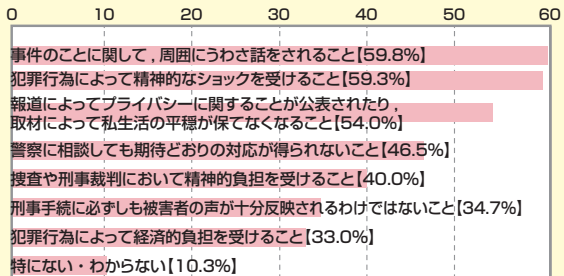
その対策として、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るため、平成17年12月に「犯罪被害者等基本法」に基づく「犯罪被害者等基本計画」が作られ（令和3年3月第4次基本計画策定）、毎年11月25日から12月1日までの1週間を「犯罪被害者週間」として、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、理解を深めてもらうことを目的とした活動が展開されています。

法務省の人権擁護機関では、犯罪被害者等の人権に対する配慮と保護を図るため、人権啓発活動や人権相談、調査救済活動に取り組んでいます。

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成29年10月調査）から

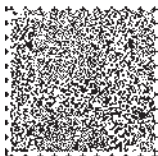
犯罪被害者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いませんか？

複数回答（%）



■犯罪被害者等に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
犯罪被害者等に関する人権侵犯	4	7	8	6	4





## 12 インターネットによる人権侵害

インターネット上において、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害などの人権問題が起きています。インターネットを正しく使用し、人権侵害をなくすことが必要です。

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載など、人権に関わる様々な問題が発生しています。こうした行為は人を傷つけるものであり、場合によっては罪に問われることもあります。インターネット上の人権侵害の問題は、近年深刻化しており、一般のインターネット利用者等に対して、人権に関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進していくことが必要です。

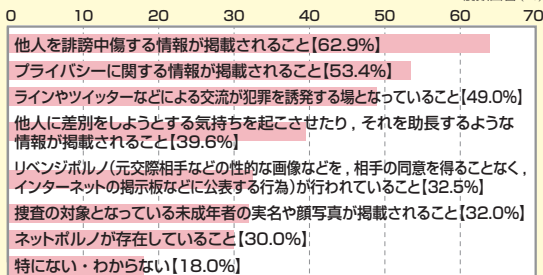
また、小学生・中学生等の青少年のインターネットの利用が年々増加している一方、SNS等を利用した誹謗中傷や違法ダウンロードなど、子どもが加害者や被害者になり、トラブルに巻き込まれる事案も発生しています。そうした状況を踏まえ、平成21年4月から施行されている「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が改正され、平成30年2月から、18歳未満の青少年利用者に対して有害情報のフィルタリング有効化措置を行うことなどが携帯電話事業者等に義務付けられました。

さらに、いわゆるリベンジポルノ等による被害の発生・拡大を防止するため、私的に撮影された性的画像を公表する行為や公表目的で提供する行為に対する罰則及び被害者に対する支援体制の整備等を内容とする「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が、平成26年12月に施行されました。

### ●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29年10月調査から)

インターネットによる人権侵害に関し、現在、どのような問題が起きていると思いますか？

複数回答(%)



法務省の人権擁護機関では、青少年を中心に深刻化するインターネットによる人権侵害への取組として、中学生などを対象に携帯電話会社等の実施するスマホ・ケータイ安全教室と連携した人権教室を全国各地で実施しているほか、インターネット上における人権問題等について、中学生・高校生とその保護者を対象とした啓発冊子や啓発動画を作成しています。また、SNS事業者団体等と共同して、「#No Heart No SNS」をスローガンに、SNS利用に関する人権啓発サイトを開設したり、インターネット上の人権侵害に関する各種相談窓口を整理したフローチャートを法務省ホームページで公表するなど、対策の強化に取り組んでいます。加えて、インターネット上の人権侵害について相談を受けた場合は、プロバイダへの発信者情報開示請求や当該情報の削除依頼の方法について助言するほか、調査の結果、その情報が名誉毀損やプライバシー侵害等に該当すると認められるときは、プロバイダ等にその情報の削除を求めるなど、適切な対応に努めています。



啓発動画  
「インターネットと人権」



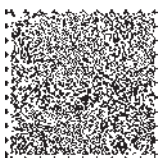
啓発冊子  
「あなたは大丈夫？考えよう！  
インターネットと人権」



SNS 利用に関する人権啓発サイト  
「#No Heart No SNS」

■インターネットに関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
インターネットに関する人権侵犯	1,909	2,217	1,910	1,985	1,693





1. 主な人権課題

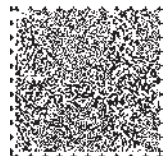
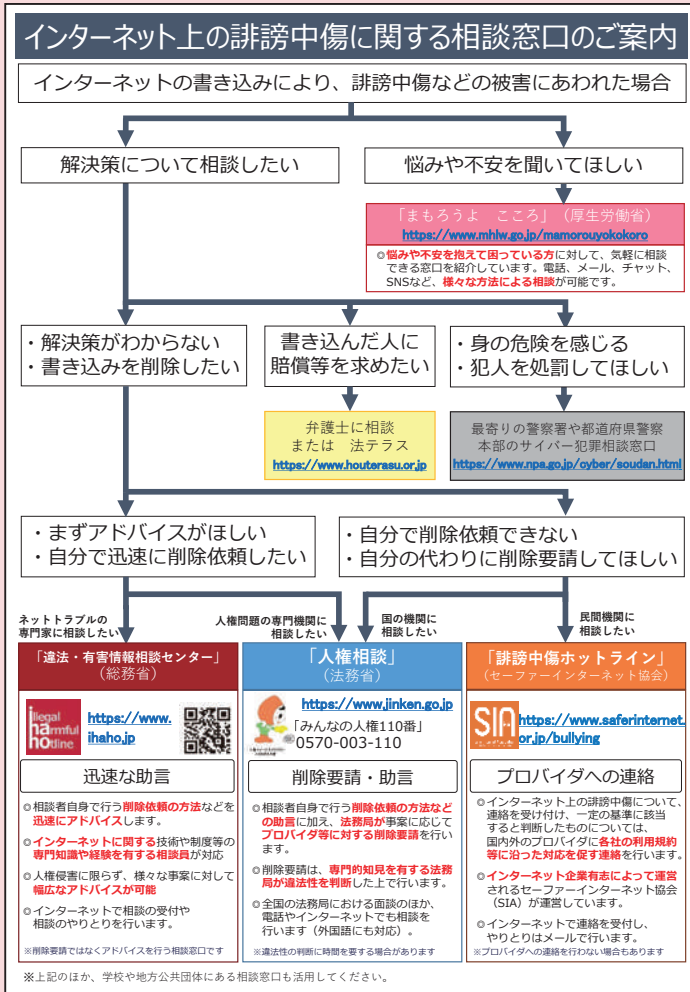
2. 特集  
新型コロナウイルス感染症に関連して発生した人権問題への対応

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護

# 資料 インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内





## 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国に対する主権侵害であるとともに、重大な人権侵害です。

平成18年6月、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的とする「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。この法律では、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

この週間中、政府主催国際シンポジウムを始めとする様々なイベントを開催したり、電車内の中吊り広告やインターネット広告、新聞広告等、各種メディアによる周知・広報を実施したり、様々な活動を行っています。

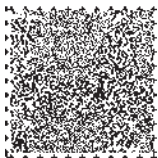
拉致問題は、我が国の喫緊の国民的問題であり、これを始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。



ポスター「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」



政府主催国際シンポジウム





## 14

## ホームレス

ホームレスとなった人々に対して、嫌がらせや暴行を加える事案が発生しています。ホームレスの人権に配慮するとともに、地域社会の理解と協力が必要です。

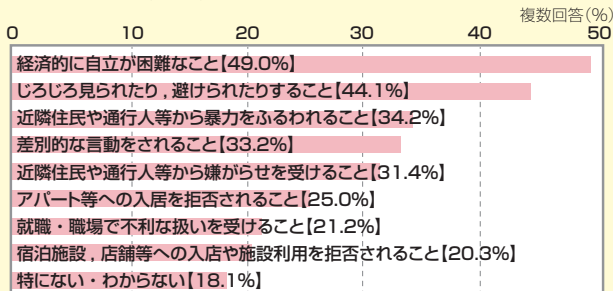
平成14年に制定された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、ホームレスの自立の支援やホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関する施策が、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、総合的に推進されています。

また、同法に基づき、平成30年7月にホームレスの実態に関する全国調査の結果を踏まえて策定した「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」では、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、啓発広報活動、人権相談等の取組により、ホームレスの人権の擁護を推進することが必要であること等が盛り込まれています。

これらも踏まえ、法務省の人権擁護機関では、ホームレスに対する偏見や差別の解消を目指して、人権啓発活動や人権相談、調査救済活動に取り組んでいます。

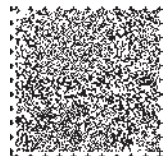
●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29年10月調査)から

ホームレスに関し、現在、どのような人権問題が起きていますか?



■ホームレスに対する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
ホームレスに対する人権侵犯	3	1	1	3	1



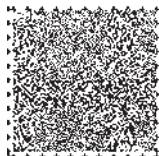
性的指向や性自認（性同一性）を理由とする偏見や差別により、苦しんでいる人々があります。性的指向や性自認（性同一性）に関する正しい理解を深めていくことが必要です。

性的指向とは、人の恋愛や性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念です。同性愛者や両性愛者の人々に対する性的指向を理由とする差別的取扱いについては、現在では不当なことであるという認識が広がっていますが、いまだ偏見や差別があるのが実情です。

性自認（性同一性）とは、自己の性をどのように認識しているのかを示す概念です。性の自己認識と生物学的な性とが一致しない人々は、社会の中で偏見の目にさらされ、昇進を妨げられたり、学校生活でいじめられたりするなどの差別を受けています。

このような性的指向や性自認（性同一性）を理由とする偏見や差別を解消するため、労働施策総合推進法の改正（令和2年6月施行）に基づいて定められた、パワーハラスメント防止のための指針において、相手の性的指向・性自認（性同一性）に関する侮辱的な言動を行うこと等をパワーハラスメントに該当すると考えられる例として明記するなど、職場における性的指向・性自認（性同一性）に関する正しい理解を促進するための取組が進められています。

法務省の人権擁護機関では、性的指向や性自認（性同一性）をテーマとした啓発動画を作成し、配信するなど、各種人権啓発活動を実施するとともに、人権相談、調査救済活動に取り組んでいます。



啓発動画  
「あなたがあなたらしく生きるために 性的マイノリティと人権」



# 1. 主な人権課題

2. 特集  
新型コロナウイルス感染症に関連して発生した人権問題への対応

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護



啓発動画  
「りんごの色  
～LGBTを知っていますか？～」

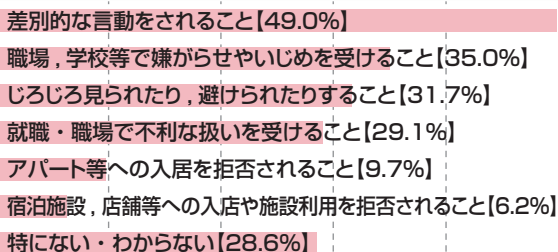


## ●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29年10月調査)から

性的指向に関し、現在、どのような人権問題が起きていますか？

複数回答(%)

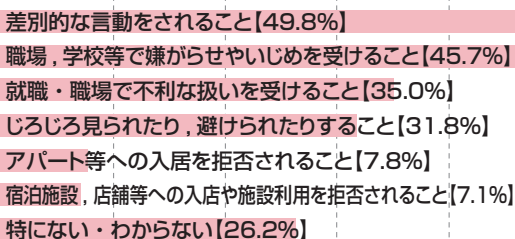
0 10 20 30 40 50



性同一性障害者に関し、現在、どのような人権問題が起きていますか？

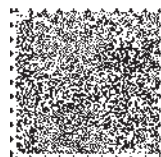
複数回答(%)

0 10 20 30 40 50



## ■性的指向/性自認(性同一性)を理由とした人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
性的指向を理由とした人権侵犯	9	8	7	9	4
性自認(性同一性)を理由とした人権侵犯	6	18	12	8	13



## 人身取引（性的サービスや労働の強要等）

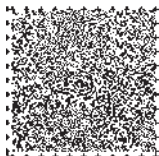
人身取引（性的サービスや労働の強要等）は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められています。これは、人身取引が、その被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その被害の回復は非常に困難だからです。

政府では、人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となってより強力に、総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、平成26年12月、犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画 2014」を策定しました。また、同計画に基づき、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催し、我が国における人身取引の実態の把握、人身取引の防止・撲滅及び被害者の保護を推進するとともに、このような取組について広報を行い、被害に遭っていると思われる者を把握した際の通報を呼び掛けるなど、関係省庁が協力して取組を進めています。

法務省の人権擁護機関では、人身取引についての関心と理解を深めるため、人権啓発活動を実施するとともに、人権相談、調査救済活動に取り組んでいます。

ポスター  
「人身取引対策」

リーフレット  
「人身取引対策」



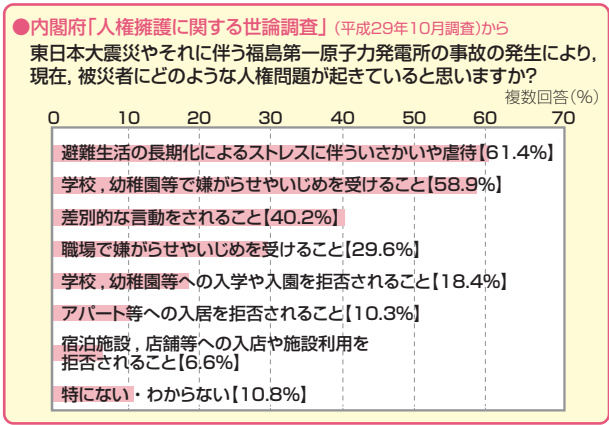


# 17 東日本大震災に起因する人権問題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、被災地域が東日本全域に及び、甚大な人的・物的被害をもたらした未曾有の大災害です。また、地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故は、被害をより深刻なものとししました。多くの人々が今も避難生活を余儀なくされています。

このような中、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評に基づく偏見や差別が今なお懸念されています。

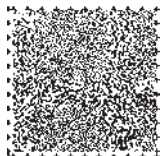
法務省の人権擁護機関では、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評に基づく差別的取扱い等、東日本大震災に伴って生起する様々な人権問題について対処するとともに、新たな人権侵害の発生を防止するため、シンポジウムの開催、啓発動画の掲載等の各種人権啓発活動を実施するとともに、人権相談、調査救済活動に取り組んでいます。



人権シンポジウム  
「震災と人権 人権的観点から被災者支援・避難所運営を考える」(札幌会場)

## 東日本大震災に起因する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
東日本大震災に起因する人権侵犯	5	5	1	0	0



## 2.特集 新型コロナウイルス感染症に関連して発生した人権問題への対応

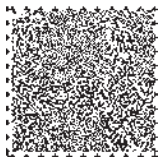
新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者や医療従事者等への偏見や差別を始めとする様々な人権問題が発生しています。

「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」が、令和2年3月から5月にかけて複数回にわたってまとめた「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」では、医療機関や高齢者福祉施設等で大規模な施設内感染事例が発生し、医療・福祉従事者等に対する偏見や差別が広がっており、そうした影響が家族にも及んでいることや、物流など社会機能の維持に必要とされる職業に従事する人々に対しても、同様の事例が見られることなどが言及されました。また、こうした偏見や差別が感染者やその家族の日常生活を困難にするだけでなく、感染者やその家族に過度な不安や恐怖を抱かせ、周囲への感染の報告や検知を遅らせ、それによって更なる感染の拡大につながりかねないことなどについても指摘がされました。

令和2年9月には、感染者や濃厚接触者、医療従事者等に対する偏見・差別の実態把握や啓発の在り方等を検討するため、「新型インフルエンザ等対策有識者会議新型コロナウイルス感染症対策分科会」の下に「偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ」が設置され、様々な関係団体・機関に対するヒアリング等が行われました。その結果においても、医療機関・介護施設や医療・介護従事者及びその家族等に対する差別的な言動、学校や学校関係者等に対する差別的な言動、勤務先に関連する偏見・差別等の行為、インターネットやSNS上での差別的な言動など、様々な場所で様々な態様による差別的な言動が発生していたことが明らかとなっています。

こうした状況の中、令和3年2月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が成立し、新たに、新型コロナウイルス感染症を含む新型インフルエンザ等の患者等に対する差別的取扱いの防止に係る国及び地方公共団体の責務を定める規定が設けられました。

政府は、この規定も踏まえ、新型コロナウイルス感染症患者等の人権が尊重され、何人も差別的取扱い等を受けることがないようにするため、差別的取扱い等の実態把握、患者等に対する相談支援、情報の収集・整理・分析・提供、広報その他の啓発活動を行うこととしています。また、新型コロナウイルス感染症対策を実施するに当たって統一的指針となる「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においても、重要事項として、感染者・濃





## 1. 主な人権課題

厚接触者や、診療に関わった医療機関・医療従事者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけを行うことや、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及に加え、政府の統一的なホームページ（corona.go.jp）を活用し、地方公共団体や関係団体等の取組の横展開にも資するよう、偏見・差別等の防止等に向けた啓発・教育に資する発信を強化することなどを掲げ、各種の取組及び適切な支援を行うこととしています。

法務省の人権擁護機関では、有識者による「新型コロナウイルス感染症と人権に関する座談会」を実施し、その内容を特設サイトや新聞広告等で周知したり、「不安を差別につなげちゃいけない。」をキャッチフレーズとした人権啓発キャンペーンを実施し、特設サイトや SNS での配信、リーフレットの配布、屋外大型ビジョン、電車内・駅構内のサイネージ、ラジオ、雑誌等の各種媒体を活用した広告を展開したりするなどして、誤解や偏見に基づく差別を行わないよう、繰り返し呼びかけるとともに、人権相談窓口の周知を行っています。また、全国の法務局・地方法務局においても、市民運動「シトラスリボンプロジェクト」とも連携しながら、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及、偏見・差別の防止に向けて、人権啓発活動や人権相談、調査救済活動に取り組んでいます。

## 2. 特集 新型コロナウイルス感染症に関連して発生した人権問題への対応

## 3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

## 4. 法務省の人権擁護機関の活動

## 5. 国際社会における人権擁護



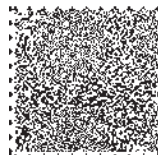
人権啓発特設サイト



法務局における懸垂幕の掲出



新型コロナウイルス感染症と人権に関する座談会





## コロナ対策のつもりが 過剰な反応になっていませんか？

思い込みが差別や偏見を生みます。  
正しい知識・情報に基づいて行動しましょう。

### CASE 1 医療従事者やエッセンシャルワーカーと その家族への差別や偏見

あなたの奥さん、  
病院で働いてるんだよね。  
悪いけどしばらく会社は  
控えてほしい。

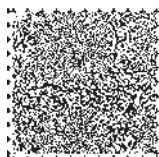
配送業者の子どもは  
学校に来ないで。

あそこ、  
老人介護の施設だよな。  
職員の人はずちの前を  
通らないでほしいな。

#### ～医療従事者やエッセンシャルワーカーに感謝やエールを～

医療従事者やその家族に対する、必要なサービスの提供拒否、行事への参加拒否など様々な問題のある事例が全国で起こっています。また、社会生活の維持に欠かせない業務に携わる人々への差別の事例も多く発生しています。医療従事者やエッセンシャルワーカーに感謝の気持ちを持って接し、むしろエールを送りましょう。

今、みんなが不安に包まれやすくなっています。そんな時だからこそ、自分の言葉や行動が差別や偏見につながっていないか、「誰か」のことではなく「自分のこと」として考えてみるのが大切です。悪意がない言動が人権侵害につながることもあります。そして、感染対策にも影響を与える可能性があります。正しい知識と情報をもとに行動しましょう。それが、新型コロナウイルス感染症から、自分を、家族を、みんなを守ることに繋がります。





## CASE 2 感染者とその家族への差別や偏見

〇〇さん感染したんだけ。  
どうせ夜遊びして  
感染したんじゃないかな？

ネットで見たけど、  
〇〇君のお父さん  
感染してみたい。  
いい迷惑だわ。

〇〇さん職場復帰したけど  
後遺症あるみたい。  
まだうつるかも。  
近寄らないようにしよう。

## ～感染者とその家族に思いやりを～

感染者や濃厚接触者を過剰に避けたり非難したりする差別や偏見が生まれています。中にはプライバシーなどの人権を侵害しかねない事例も見られます。ウイルスには気を付けても誰でも感染する可能性があります。相手の立場に立って、正しい知識をもとに、感染者とその家族に思いやりを持って接しましょう。

## CASE 3 思い込み、過剰な反応による差別や偏見

せきはぜんそくのせい  
だって言うけど、  
絶対コロナに決まっている。  
休めばいいのに。

君、例の大学の  
学生さんだったよね。  
サークルが違って、  
バイト辞めてくれないかな。

県外ナンバーの方は、  
一切、この施設の  
ご利用をお控えください。

## ～正しい情報を確認し、冷静な対応を～

CASE3のように、特定の症状というだけで感染を決めつけてしまったり、あるいは、感染者と同じ大学、同じ地域の居住者というだけで差別・偏見の対象となることがあります。CASE1やCASE2でもそうですが、思い込みを避けて正しい情報を確認し、科学的根拠の乏しい過剰な反応は控え、冷静に行動するようにしましょう。

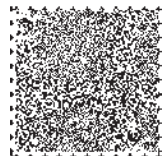
## コロナ差別をしないことはコロナ対策のひとつです。

差別や偏見、嫌がらせが広がると医療従事者やエッセンシャルワーカーの離職が増える可能性があります。また、感染者への同様のことが増えると検査を避けたり、感染を隠そうとする人が増え、感染拡大を抑えにくくなります。



新型コロナウイルス  
感染症対策分科会会長

尾身 茂



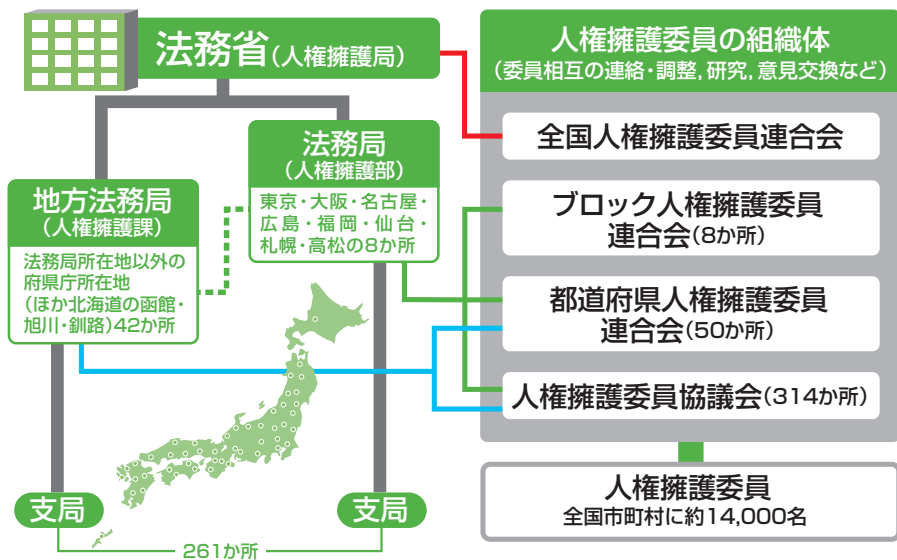
# 3.法務省の人権擁護機関の仕組み

「1.主な人権課題」で述べたとおり、私たちの周りでは人権に関わる様々な問題が起きています。この章では、このような問題に取り組むために設けられている法務省の人権擁護機関の仕組みについて紹介しています。

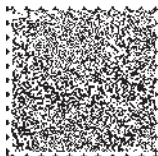


人権相談

## 法務省の人権擁護機関の構成図 (令和3年6月1日現在)



## ① 法務省人権擁護局とその下部機関



国民の人権擁護に携わる国の行政機関として、法務省に人権擁護局が、その下部機関として、法務局に人権擁護部、地方法務局に人権擁護課がそれぞれ設けられており、人権擁護のための活動を行っています。また、法務局・地方法務局の下部機関である支局でも人権擁護の仕事を行っています。



1. 主な人権課題

2. 特集  
新型コロナウイルス感染症に関連して  
発生した人権問題への対応

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護

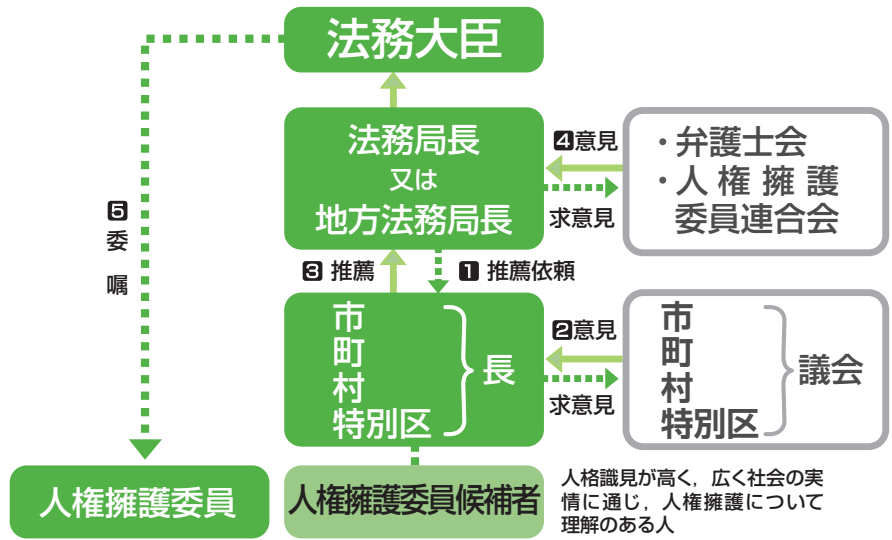
## ② 人権擁護委員

人権擁護委員は、あなたの街の相談パートナーです。相談は無料で秘密は厳守しますので、困ったことがあったら、お気軽に御相談ください。

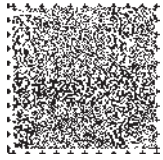
人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間のボランティアの方々です。人権擁護委員制度は、様々な分野の方々、地域の中で人権尊重思想を広め、住民の人権が侵害されないように配慮し、人権を擁護していくことが望ましいという考えから創設されたものであり、諸外国にも例を見ないものです。

現在、約14,000名の委員が全国の各市町村（東京都においては特別区を含む。）に配置され、積極的な活動を行っており、人権擁護委員の組織体には、子どもの人権問題や男女共同参画等、個別の問題に取り組む委員会（又は部会）が設けられています。

人権擁護委員はこうして委嘱されます。



このシンボルマークは、法務省の人権擁護機関が行う啓発広報活動に統一性・独自性を持たせるとともに、人権擁護活動についての親近感を深め、啓発広報活動をより効果的にすることを目的として、平成4年12月から使用されています。



## ■人権擁護委員の活動の様子



被災地における活動（仮設住宅訪問）



人権の花運動



地元企業での研修講師

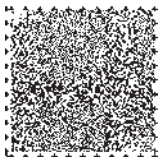


地元FM放送での人権啓発

人権擁護委員は、法務局における人権相談所に加え、市役所等の公共施設、社会福祉施設やデパート等においても、特設人権相談所を随時開設して、住民からの人権相談に応じています。

また、相談等を通じて、被害者から「人権を侵害された」という申告等があった場合は、法務局職員と協力して、人権侵犯事件の調査に当たったり、当事者の関係を調整したりして、事案の円満な解決を図っています。

さらに、地域住民に人権について関心を持ってもらえるような人権啓発活動(小学生や幼稚園児等を対象に、思いやりの大切さを教える「人権教室」(48 ページ参照)の実施や「人権の花運動」(49 ページ参照)の実施、地元企業等における人権研修の講師等)を行っています。



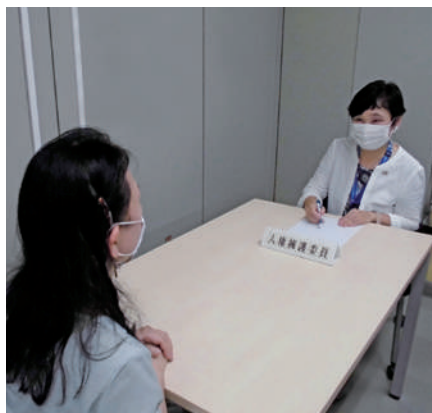
そのほかにも、子どもの人権擁護に関する冊子等を発行・配布したり、放送局の協力を得て、地元FM放送局で人権擁護の活動を紹介したりするなど、各地域においてアイデアに富んだ人権啓発活動を行っています。

あなたの街の人権擁護委員については、お近くの法務局・地方法務局又はその支局にお尋ねください。

## 6月1日は「人権擁護委員の日」です。

全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法が施行された日（昭和24年6月1日）を記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日の前後に特設人権相談所の開設や地域住民の皆さんに人権への理解を深めてもらうための人権啓発活動の実施など、全国各地で取組を展開しています。

ポスター「人権擁護委員制度」

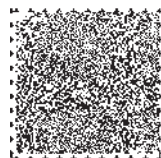


面接による人権相談

## 人権擁護委員のき章



外枠に「かたばみ」の葉をあしらひ、中に菊形の「人」の文字を配したデザイン。「かたばみ」は、地をはって広がっていく根強い植物であり、人権尊重思想が広がっていくようにとの願いが込められています。



1. 主な人権課題

2. 特集  
新型コロナウイルス感染症に関連して発生した人権問題への対応

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護

## 4.法務省の人権擁護機関の活動

それでは、法務省の人権擁護機関では、どのようにして皆さんの人権を守っているのでしょうか。人権擁護機関の活動には、大きく分けて、人権侵害事件の調査救済、人権相談、人権啓発があります。これらの諸活動を通して、皆さんの人権を守るために日々努力しています。

### ① 人権侵害事件の調査救済

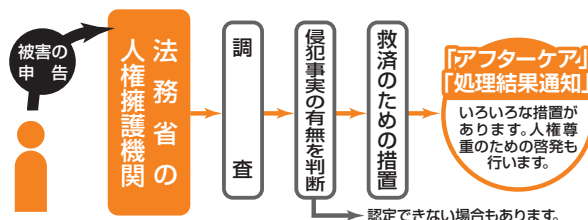
法務省の人権擁護機関は、「人権を侵害された」という被害者からの申出等を受けて、救済手続を開始します。そして、調査結果を踏まえ、事案に応じた適切な措置を講じています。

#### 人権侵害事件の調査救済

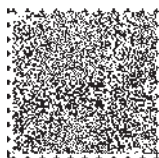
人権が侵害された疑いのある事件を人権侵害事件と呼んでいます。法務省の人権擁護機関では、被害者からの救済の申出があれば、「人権侵害事件調査処理規程」(法務省訓令)に基づき速やかに救済手続を開始します。また、新聞・雑誌等から人権侵害の疑いのある事実を知ることにより、救済手続を開始することもあります。

救済手続の中で、人権侵害の有無を確認するための調査を行います。ただし、この調査は、飽くまで関係者の協力によるいわゆる任意のものであり、警察官や検察官が行うようないわゆる強制捜査ではありません。

#### ■調査救済の流れ



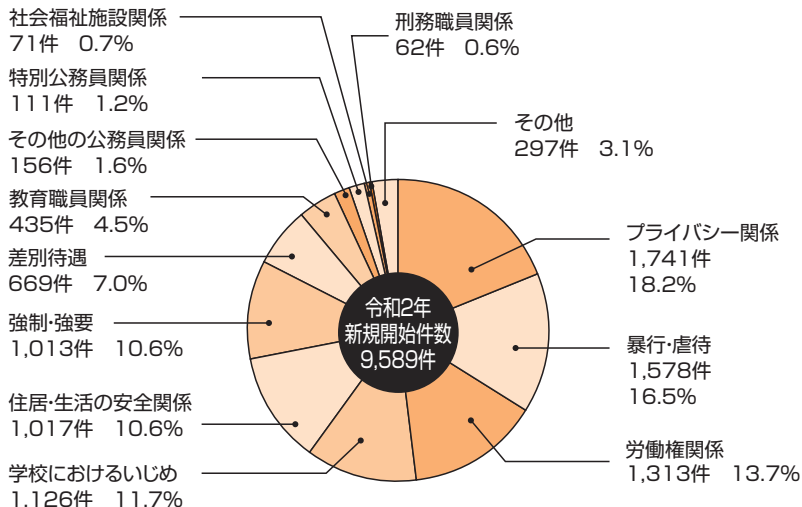
調査の結果、事案に応じて、法律的なアドバイス等をする「援助」や当事者間の話し合いを仲介等する「調整」、人権侵害を行った者に対して改善を求めるための「説示」、人権侵害を行った者に対してする「要請」等の7種類の救済措置のうち、適切な措置を講じます。救済措置のうち「援助」と「調整」については、効果的なタイミングを考え、調査の途中であっても講じます。





また、事案に応じ、事件の関係者に人権についての啓発をすることもあります。救済手続終了後は、被害者に処理結果を通知し、必要に応じ、関係行政機関と連携し、関係者と連絡をとるなどして、被害者のためのアフターケアを行うなどします。

### 令和2年人権侵犯事件数（新規救済手続開始）の種類別内訳



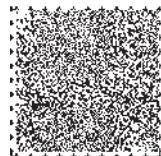
## 人権侵害による被害者の救済事例

法務省の人権擁護機関は、令和2年中に次のような救済措置を講じました。

### ① 暴行・虐待事案 兄による妹に対する性的虐待

家庭における悩みがある中学生と「子どもの人権SOSミニレター」のやり取りを継続していた人権擁護委員に、心を開いてくれた中学生から、兄から性的行為を強要されているとのより深刻な相談があった事案です。

緊急性が高い事案であると判断した法務局及び人権擁護委員は、直ちに中学校及び児童相談所と対応を協議し、中学生の了承を得て児童相談所が面談を実施し、その結果、中学生は児童相談所に一時保護されました。（措置：「援助」）





## ② 暴行・虐待事案 養父による養女に対する性的暴行

小学校高学年の頃から継続して、養父から性的暴行を受けており、また、当該行為を撮影した動画を拡散する等の脅迫を受けているとして、高校生から「子どもの人権110番」に相談があった事案です。

高校生は、当初、養父からの報復を恐れて自らの住所等を明らかにすることに慎重でしたが、法務局は、高校生と何度もやり取りを重ねて信頼関係を構築し、児童相談所及び警察と連携して対応した結果、高校生は児童相談所に一時保護され、養父は逮捕されるに至りました。（措置：「援助」）

## ③ 労働権関係事案 職場の上司による部下に対する行き過ぎた指導

勤務先の上司から、一方的に叱責されたり暴言を吐かれるなどのパワーハラスメントを受けたとして、法務局に相談があった事案です。

法務局が調査した結果、上司による行き過ぎた指導があったことが判明したことから、法務局は、会社側及び被害者に対し、法務局立ち会いの下で職場環境改善のための話合いの場を設けることを提案しました。

その話合いの場において、会社側が、被害者に対し、今後はパワーハラスメント防止に向けた研修や教育の充実等を図ること、職員配置の検討を行うこと等について説明したところ、被害者は理解を示し、パワーハラスメント防止に向けた取組について合意に至り、職場環境が改善されました。（措置：「調整」）

## ④ 学校におけるいじめ事案 小学校におけるいじめ ①

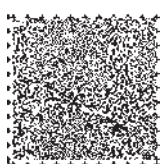
小学生の児童が、同級生から暴言を吐かれたり蹴られたりするなどのいじめを受けているにもかかわらず、学校が十分な対応を行わないとして、母親から相談があった事案です。

法務局の調査の過程で、母親から、道徳の授業の内容について不満が述べられたことから、法務局主催で学校において子どもたちに相手への思いやりの心や生命の尊さについて啓発する人権教室を実施することを提案し、学校側の了承も得て、人権擁護委員が学校に赴いて人権教室を実施しました。母親からは、学校側が様々な配慮をしてくれるようになった点も含めて、法務局の関与に対する謝意が述べられました。学校側においては、被害児童が安心して登校できるよう環境整備が図られ、学校全体で見守り体制が構築されるなどし、両者の関係が修復されるに至りました。（措置：「調整」）

## ⑤ 学校におけるいじめ事案 小学校におけるいじめ ②

小学生の児童が、同級生から、たたかれたり、悪口を言われるなどのいじめを受けているにもかかわらず、学校が十分な対応を行わないとして、母親から相談があった事案です。

法務局は、学校側に不信をつのらせていた母親から丁寧に事情を聴取し、それを踏まえて、学校側に対し、児童の状況を踏まえた配慮の必要性について指摘したところ、学校側からは、児童らに寄り添った対応を行っていくとの考えが示され、児童に対する見守り体制が構築されるに至りました。（措置：「援助」）



**⑥ 強制・強要関係事案 勤務先の代表者による従業員に対するセクシュアルハラスメント**

勤務先の代表者から職場外で会うことや身体的接触を求められるなどしたとして、法務局に相談があった事案です。

法務局が調査した結果、代表者の言動により、被害者が精神的苦痛を被り、出勤もままならなくなるなど、その就労環境が著しく悪化していることが認められました。そこで、法務局は、代表者に対し、職場におけるセクシュアルハラスメントを防止すべき立場にあるにも関わらず、自らの言動により被害者の尊厳を踏みにじり傷付けたことは重大な人権侵害であり、二度と同様の言動を行うことのないよう説示しました。（措置：「説示」）

**⑦ 差別待遇事案 精神障害のある者に対する不適切な対応**

精神障害のある者がクレジットカードの発行申請をしたところ、クレジットカード会社から、発行を認められないとする差別的取扱いを受けたとして、法務局に相談があった事案です。

法務局の調査の結果、クレジットカード会社が当該発行を認めなかった理由について、相談者に対する説明が不十分であったこと、相談者もその点を誤解しクレジットカード会社に不信感をつのらせていたことが判明しました。

そこで、法務局は、相談者に対し、クレジットカード会社に代わってその誤解のあった点について説明するなどしたところ、相談者は、発行手続を進めることができ、両者から法務局に対して謝意が示されました。（措置：「調整」）

**⑧ 差別待遇事案 外国人に対するサービスの利用拒否**

ネイルサロン店をインターネットで予約したところ、外国人であることを理由に電話で予約を取り消されたとして、法務局に相談があった事案です。

法務局がネイルサロン店から事情を聴取したところ、同店は、インターネット予約サイトに、外国人はリピーターからの紹介がなければ利用ができないとの不適切な記載を掲載していましたが、既に当該記載を削除し、今後は外国人であることを理由に利用を拒まない方針であることが判明しました。

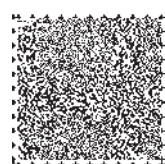
そこで、法務局は、被害者に対し、それらを伝えたと、被害者は、これに理解を示した上、今後は他の客と同様の対応を取って欲しいと要望し、ネイルサロン店もこれを了承しました。（措置：「調整」）

**⑨ 差別待遇事案 性自認（性同一性）を理由とする採用面接における差別的取扱い**

性自認（性同一性）を理由に、会社の採用面接を受けさせてもらえなかったとして、法務局に相談があった事案です。

法務局が面接担当者から事情を聴取したところ、会社側は、被害者への対応が不適切であったことを認め、法務局立ち会いの下、被害者との話合いの場が設けられることになりました。

その話合いの場において、会社側は被害者に謝罪し、今後の採用事務に当たっては、採用希望者の個別の事情にも可能な限り配慮していきたい旨説明し、被害者もこれに理解を示しました。（措置：「調整」）



## ⑩差別待遇事案 部落差別(同和地区出身者であることを理由とする差別)

近隣住民から同和地区出身者であるとして差別する内容の発言を繰り返されたとして、法務局に相談があった事案です。

法務局が調査した結果、被害者を同和地区出身者であるとして不当に差別する発言が繰り返された事実が認められたことから、相手方に対し、本件行為は同和問題に対する理解と認識を欠いた差別的な言動であるとして、反省を促すとともに、同和問題に対する正しい理解と認識を深め今後同様の発言をすることのないよう説示しました。(措置:「説示」)

## ⑪教育職員関係事案 中学校教諭による体罰

中学校教諭が、生徒の頭を両手でつかんで頭突きをし、軽傷を負わせたとして、法務局において調査を開始した事案です。

法務局による調査の結果、教諭が生徒を体罰により負傷させた事実が認められたほか、同教諭は、過去にも体罰を行い、当時の校長から注意を受けていたことが判明しました。

そこで、法務局は、教諭に対し、体罰の不当性を改めて認識させ、今後二度と体罰を行わないよう説示するとともに、校長に対し、教員に対する指導を一層徹底するよう要請しました。(措置:「説示」「要請」)

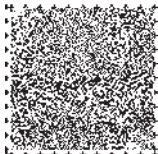
## ⑫教育職員関係事案 小学校における児童に対する不適切な対応

小学生である被害者が、教員から特別支援学級に通うよう強要されたり、叩かれたり、トイレを我慢させられたりするなど、小学校で不適切な指導を受けているとして、母親から法務局に相談があった事案です。

法務局の調査において、学校側から、今後は、児童が安心して通える環境を整えるとともに、母親と信頼関係を構築していきたいとの意向が示され、法務局立ち会いの下、母親との話合いの場が設けられることとなりました。

その話合いの結果、両者は、児童の指導方針について合意に至り、信頼関係を構築することができました。(措置:「調整」)

法務省の人権擁護機関では、被害の申告がしやすいように、「人権侵犯被害申告シート」(右参照)を用意し、法務局・地方法務局に備え置くほか、法務省のホームページに掲載し、自宅でプリントアウトして利用いただけるようにしています。



人権侵犯被害申告シート



The image shows a digital form titled '人権侵犯被害申告シート' (Human Rights Violation Complaint Sheet). The form includes fields for '所在地(法務局)' (Location/Ministry), '被害者' (Victim), and '加害者' (Perpetrator). It also has sections for '被害内容' (Content of violation) and '被害を受けた日時' (Date and time of violation), with radio button options for '性別' (Gender) and '年齢' (Age). There are checkboxes for '被害を受けた場所' (Location of violation) and '被害を受けた状況' (Circumstances of violation). At the bottom, there is a section for 'お問い合わせ' (Contact information) and a note about the form's purpose.



## 2 人権相談

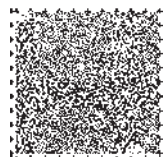
「人権相談」を御存じですか？ 皆さんの毎日の生活の中で、「これは『人権問題』ではないだろうか?」と感じたり、偏見や差別、いじめ等に思い悩んだりすることがあったら相談してください。

法務省の人権擁護機関では、法務局職員や人権擁護委員が人権に関する相談（人権相談）を受け付けています。相談は無料で、難しい手続は何もありません。相談内容についての秘密は厳守します。人権相談の開設場所、開設日時等については、最寄りの法務局・地方方法務局又はその支局にお尋ねください。

なお、電話による人権相談については、「みんなの人権110番」(0570-003-110 (全国共通)) で受け付けています。また、女性や子どもからの人権相談については、それぞれの電話相談を専門に扱う「女性の人権ホットライン」(0570-070-810)、「子どもの人権110番」(0120-007-110) も開設しています。さらに、インターネットでも人権相談を受け付けています。相談窓口に関する詳細は、裏表紙をご覧ください。

このほか、全国の小・中学生に「子どもの人権SOSミニレター」を配布し、手紙による相談に応ずるなど、様々な手段を用意して、子どもたちが相談しやすい体制をとっています（7ページ参照）。

加えて、日本語を自由に話すことの困難な外国人のために、「外国語人権相談ダイヤル」や「外国人のための人権相談所」等も開設しています（17ページ参照）。



人権相談・調査救済制度周知用リーフレット

### ③ 人権啓発

これまで見てきたとおり、我が国においては、様々な人権課題が存在し、今なお、多くの方々が人権侵害に苦しんでいます。一体なぜ人権侵害は起こるのでしょうか。そして、どうすれば人権侵害はなくなるのでしょうか。答えは皆さん一人一人の人権意識にかかっています。

法務省の人権擁護機関では、皆さん一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうために様々な活動を行っています。

具体的には、シンポジウム・講演会等の各種イベントの開催、人権教室や各種研修の実施、ホームページや動画配信サイトでの啓発資料等の公表、インターネット広告の実施、テレビ・ラジオ等による放送、新聞・広報誌への掲載等、様々な活動を行っています。これらの活動を「人権啓発活動」といいます。

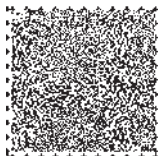
人権啓発活動は、人権侵害を未然に防ぐために必要不可欠なものです。

#### 啓発活動重点目標

法務省の人権擁護機関では、昭和41年度から、毎年その年度の啓発活動の重点目標を掲げ、重点的な人権啓発活動を実施しています。

令和3年度の啓発活動重点目標は、「『誰か』のこと じゃない。」と決めました。多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するためには、誰もが互いの人権を尊重し合う「心のバリアフリー」を推進していくことが必要です。

様々な人権問題について、自分以外の「誰か」のことではなく、自分自身の問題として捉え、人権を尊重することの大切さを正しく認識し、他人の人権にも十分配慮した行動をとることができるよう、人権課題17項目を強調事項として掲げ、人権啓発活動を実施しています。



ポスター  
「令和3年度啓発活動重点目標」





## 1. 主な人権課題

## 2. 特集

新型コロナウイルス感染症に關連して発生した人権問題への対応

## 3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

## 4. 法務省の人権擁護機関の活動

## 5. 国際社会における人権擁護

# 啓発活動強調事項

- ①「女性の人権を守ろう」
- ②「子どもの人権を守ろう」
- ③「高齢者の人権を守ろう」
- ④「障害を理由とする偏見や差別をなくそう」
- ⑤「部落差別(同和問題)を解消しよう」
- ⑥「アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう」
- ⑦「外国人の人権を尊重しよう」
- ⑧「感染症に關連する偏見や差別をなくそう」
- ⑨「ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見や差別をなくそう」
- ⑩「刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう」
- ⑪「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」
- ⑫「インターネットによる人権侵害をなくそう」
- ⑬「北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう」
- ⑭「ホームレスに対する偏見や差別をなくそう」
- ⑮「性的指向及び性自認(性同一性)を理由とする偏見や差別をなくそう」
- ⑯「人身取引をなくそう」
- ⑰「東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう」

# 人権週間



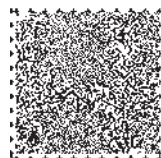
国連は、昭和23年(1948年)の第3回総会で世界人権宣言が採択されたのを記念し、昭和25年(1950年)12月4日の第5回総会において、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定め、加盟国等に人権の発展を更に推進するよう呼び掛けています。我が国では、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24年から、毎年12月10日を最終日とする1週間(12月4日から同月10日)を「人権週間」と定め、全国的な人権啓発活動を展開しています。

ポスター「第72回人権週間」

# 人権啓発活動ネットワーク

法務省の人権擁護機関、都道府県、市町村、公益法人等、人権啓発活動を実施する主体間に横断的なネットワークとして、都道府県単位で「人権啓発活動都道府県ネットワーク協議会」を、また、市町村単位で「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」を設置しています。

このネットワークでは、構成員による共同啓発活動、人権啓発情報の提供等を行っています。



## 全国中学生人権作文コンテスト

次代を担う中学生を対象に、人権についての作文に取り組むことを通じて、人権尊重の重要性、必要性について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けてもらうことを目的として、昭和56年度から、全国中学生人権作文コンテストを実施しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため中止となりましたが、過去の入賞作品を多くの方に読んでもらい、人権について考えるきっかけとしてもらうため、その一部を法務省ホームページ (<http://www.moj.go.jp/JI/NKEN/jinken111.html>) で公開しています(令和元年度の内閣総理大臣賞受賞作品は、50ページ以下参照)。入賞作品を題材とした啓発動画や、入賞作品の英訳なども掲載しています。



法務省ホームページにて、上記動画ほか様々なコンテンツを公開中



## 人権教室

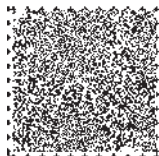
人権教室は、いじめ等について考える機会を作ることによって、子どもたちに、相手への思いやりの心や生命の尊さを学んでもらうこと等を目的とし、全国の人権擁護委員が中心となって実施している人権啓発活動です。

小・中学生等を対象に、人権の花運動(49ページ参照)における学校訪問や道徳科の授業等を利用して実施しています。

近年は、企業の社会的責任(CSR)に対する関心の高まりや、令和2年10月の「『ビジネスと人権』に関する行動計画」の策定等を背景に、企業経営者や従業員を対象とした人権教室(企業啓発)も実施しています。

また、スポーツ選手等を講師に迎え、ゲームや体験談から、助け合いの精神に基づいたフェアプレーの精神等を学んでもらう人権スポーツ教室や、車いす体験、ポッチャ等の障害者スポーツ体験などを通じて、違いを理解し認め合う「心のバリアフリー」を学び、障害の有無に関わらず共生する社会の重要性を認識してもらうことを目的とした体験型の人権教室も実施しています。

さらに、青少年を中心に深刻化するインターネットによる人権侵害への取組として、携帯電話会社等の実施する安全教室と連携した人権教室なども、積極的に実施しています。





## 1. 主な人権課題

## 2. 特集 新型コロナウイルス感染症に関連して 発生した人権問題への対応

## 3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

## 4. 法務省の人権擁護機関の活動

## 5. 国際社会における人権擁護

令和2年度は、43万1,779人を対象にこれらの人権教室が行われました。



法務省ホームページにて、  
左記動画を含む企業向け  
コンテンツを案内中



人権教室

## 人権の花運動

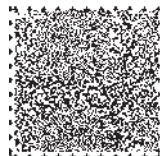
人権の花運動は、子どもたちが協力して花の種子や球根を育てることによって、生命の尊さを実感し、その中で、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的とした人権啓発活動であり、主に小学生を対象に、昭和57年度から実施しています。

この運動は、育てた花を社会福祉施設等に贈ったり、写生会、鑑賞会を開くことで、地域の人々とのコミュニケーションを強め、地域の人々にとっても人権尊重意識を高めてもらうきっかけとなっています。

令和2年度は、3,049校の学校等において、38万7,099人を対象に行われました。



人権の花運動





# 「気軽な助け合いができる 社会をめざして」

香川県 土庄町立土庄中学校 1年 しの はら 篠原 かず なり 和誠

冊子「第39回全国中学生  
人権作文コンテスト入賞作文集」



僕は、生まれつき脳性まひという病気のため、車いすで生活している。車いす生活では不便なことが多いのだが、時々、温かい気持ちになることがある。

それは、毎週通っているリハビリに行くためにバスに乗ろうとした時のことだった。いつもは運転手さんが手伝ってくれるのだが、その日は、車いすに気がついた乗客のおじさんが、すぐさま、「手伝おうか？」と声をかけ、車いすを持ち上げてくれたのだ。バスを止め、かけつけた運転手さんも座席を上げ、車いすを置くスペースを作ってくれた。無事バスに乗れたことにほっとしていると、後ろに座っていたおばさんが、

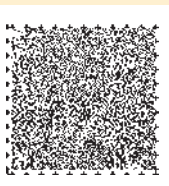
「これ、もらい物やけど食べて。」

とかしわもちを僕の手へ渡してくれた。一人暮らしだと言っていたおばさんは、僕を見て、離れて暮らすお孫さんのことを思い出したのかもしれない。しかし、全く見ず知らずの僕に、こんなに優しくしてくれる人がいるのかと驚いた。思いやりは伝染するのか、こんなやりとりがあったバスの中は、いつもより穏やかな空気に包まれ、居心地がよかった。ほんの三十分ほどのできごとだが、僕の心も温かくなった。

この日は本当に気持ちのよい一日だったが、こんな日ばかりではない。バスや電車の乗客に露骨に嫌な顔をされたり、バスの運転手さんがうまく介助できなかつたりして悲しくなることもある。僕のような車いすの人も、健常者と同じように心配や遠慮することなく生活できないものかと考えていたところ、先日テレビで車いすユーザー寺田ユースケさんのニュースを見た。寺田さんは「車いす押してくれませんか？」と声をかけ、車いすを押してもらいながら全国を回る車いすヒッチハイクの旅をしている。

寺田さんは、僕と同じ脳性まひのため歩くのが不自由だが、健常者に負けたくないと杖を使って生活していた。

しかし、両親のすすめで二十歳の時から葛藤しながらも車いすに乗ると、想像以上の自由に感動し、世界が広がったようだ。そして、「体が動く間に、新しい世界を観る旅がしたい。」





## 1. 主な人権課題

## 2. 特集 新型コロナウイルス感染症に関連して 発生した人権問題の対応

## 3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

## 4. 法務省の人権擁護機関の活動

## 5. 国際社会における人権擁護

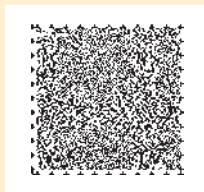
という気持ちが芽生えた。また、旅の中で「車いす押してくませんか?」とお願いすることで、町の中に「気軽な助け合い」を広められるかもしれない。さらに車いすだけでなくベビーカーやご年配の方など、生きづらさを感じている全ての人が気軽に「助けて」と言えるような世の中にできたら・・・と考えるようになったそうだ。今では四百組以上の人に車いすを押してもらいながら、三十を超える都道府県を三年かけて回り、今年の四月には香川にも来ていた。

僕は寺田さんのことを知り、僕と同じ障害のある人がこんなに壮大なチャレンジをしていることに驚いた。僕は、いつでも人に遠慮をしてしまい、なかなかお願いできない。相手に迷惑をかけてしまうのではないかと思うからだ。しかし、寺田さんは知らない人ともすぐに仲良くなり気軽をお願いをする。僕もそのような明るく前向きに人と関わる姿勢を見習いたいと思った。また、寺田さんから、社会をよくするためには、ただ心の中で思うだけではなく、それを行動に移し、まわりの人に働きかけたり理解してもらったりすることが大切だと学んだ。

今までの僕は、健常者に負けたくない、同じように見てほしいという思いのあまり、自分勝手に、人への感謝の気持ちが欠けていたように思う。中学校では、校舎のあちこちにスロープがつけられ、僕が生活しやすいように段差もなくしてもらった。フェリーにはエレベーターがつき、行く先々でいろいろな人が声をかけてくれる。僕は、まわりのたくさんの人に支えられながら生きているのだ。

では、僕は支えてもらうだけの存在なのだろうか。家族は十三年間僕を支え続けてくれているが、僕も家族の支えになっている(はずだ。)両親は特に口に出さないが、手のかかる僕を愛おしんでくれているのはよくわかる。僕は三つ子で、二人の弟たちに宿題を教えることだってある。そう考えると、一方的に「支える」ということは、ないのではないだろうか。誰かの存在が誰かの支えになる。「お互い様」で人間関係は成り立っているのだ。

だから、僕は素直に「助けて。」と言おう。そして、それを当たり前だと思うのではなく、してもらったことに対して素直に「ありがとう。」と言える人になりたい。困ったときは「お互い様」だ。僕も困っている人がいたら、力になりたい。身体を使って助けることは難しいけれど、相談になら乗れる。僕だって誰かの「大切な存在」になりたいのだ。助けて助けられて、感謝する。それが僕のできる「気軽な助け合い」の第一歩だ。



# 5.国際社会における人権擁護

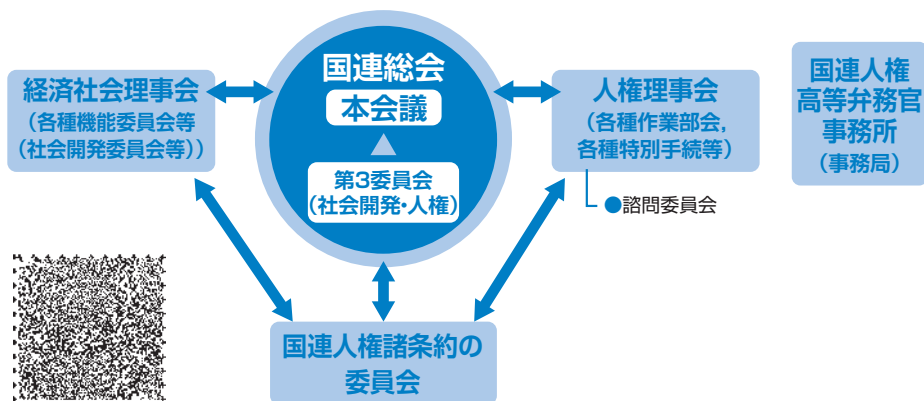
「すべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励すること」は、国際連合（国連）の重要な目的の一つであり、国連では、様々な枠組みを設けて、人権の保障に取り組んできました。冷戦が終結し、グローバル化が進む現在、改めて、人権の尊重が平和の基盤であるとい



うことが、世界の共通認識となっており、国際社会全体で人権問題に取り組もうとする機運が高まってきています。

## ① 国際連合

昭和20年（1945年）に発足した国連は、約70年の歳月を経て、世界の190か国以上が加盟する大きな国際機関となりました。国連には、人権の擁護・促進のための様々な機関が設置されており、国際社会における人権保障の枠組みの中で大きな役割を担っています。





1. 主な人権課題

2. 特集  
新型コロナウイルス感染症に關して  
発生した人権問題の対応

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護

国連を作ろうという考えは、第二次世界大戦の惨禍さんかの中で生まれました。そして、昭和20年（1945年）10月24日に51か国の加盟国により、「国際の平和及び安全を維持…人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励する」（国連憲章第1条）こと等を目的として国連が発足し、令和3年（2021年）3月現在では193か国が国連に加盟しています。国連には、経済、社会、文化等の特定の分野で活動する様々な機関がありますが、人権の分野においても、人権関係条約等が定める人権の保障を確保するための機関が設置されています。平成18年（2006年）3月には、国連が世界の人権問題により効果的に対処するために、経済社会理事会の下部組織であったそれまでの人権委員会に代わって、人権理事会が設立されました。これに伴い、全国連加盟国の人権状況を普遍的に審査する枠組みとして、「UPR（普遍的・定期的レビュー）」が制度化されました。

## 2 世界人権宣言

世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権保障の目標ないし基準を国際的にうたった画期的なものです。これにより、世界の人権を守る動きは大きく進んでいます。

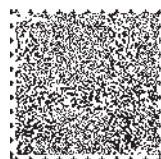
20世紀には、世界を巻き込んだ戦争が二度も起こり、特に第二次世界大戦中においては、特定の人種の迫害、大量虐殺等、人権の侵害や抑圧が横行しました。かつては、人権問題はそれぞれの国の国内問題と考えられていましたが、このような経験から、人権問題は国際社会全体に関わる問題であり、人権の保障が世界平和の基礎であるという考え方が主流になってきました。

そこで、昭和23年（1948年）12月10日、国連第3回総会において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言は、すべての人々が持っている市民的、政治的、経済的、文化的分野にわたる多くの権利を内容とし、前文と30の条文から成っています。

国連は、世界人権宣言が採択されたのを記念し、昭和25年（1950年）12月4日の第5回総会において、12月10日を



パンフレット  
「世界人権宣言70周年」



「人権デー（Human Rights Day）」と定め、加盟国等に人権の発展を更に推進するよう呼び掛けています。

法務省の人権擁護機関では、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24年から毎年、12月10日を最終日とする1週間（12月4日から同月10日）を「人権週間」と定め、全国的に人権啓発活動を展開し、広く国民に人権尊重思想の普及高揚を呼び掛けています（47ページ参照）。

### 世界人権宣言啓発書画



この書画は、書道家小木太法さんとブラジルの画家オタビオ・ロスさんが世界人権宣言に示された人類の英知に感動し、その感動を芸術的に表現しようとしたものです。

### 資料 SDGs達成に向けた法務省の人権擁護機関の取組

持続可能な開発目標（SDGs）は、平成27年（2015年）の国連サミットにて全会一致で採択された国際目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、17のゴール及び169のターゲットが定められており、人権分野は、17のゴールの多くに関連しています。



法務省の人権擁護機関では、SDGs達成に向け、いじめや虐待を始めとする子どもの人権問題について、コミュニケーション手段の多様化を踏まえた人権相談体制の整備等を進めています。電話やインターネットによる相談に加え、「子どもの人権 SOS ミニレター」（7ページ参照）を全国の小・中学校の児童生徒に配布し、子どもがより相談しやすい体制を整えています。

また、人種、障害の有無などの違いを理解し、認め合う「心のバリアフリー」を推進するため、外国人や障害のある人等の人権の尊重をテーマとした人権啓発活動に積極的に取り組んでおり、学校等で人権教室を実施したりするほか、様々な民間団体等と連携・協力して、車椅子体験・障害者スポーツ体験などの体験型の人権啓発活動も広く実施しています。

SDGs が掲げる「誰一人取り残さない」社会が実現されるよう、これからも各種の人権啓発活動を幅広く展開していきます。





## 1. 主な人権課題

## 2. 特集 新型コロナウイルス感染症に関連して 発生した人権問題への対応

## 3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

## 4. 法務省の人権擁護機関の活動

## 5. 国際社会における人権擁護

# 資料 「ビジネスと人権」に関する我が国の取組

企業活動のグローバル化が進む中、企業活動における人権の尊重について国際的な関心が高まっています。

国連の場では、平成23年（2011年）の第17回国連人権理事会で、人権を保護する国家の義務や人権を尊重する企業の責任、ビジネス関連の人権侵害に関する救済へのアクセスについての原則を示した「ビジネスと人権に関する指導原則：国連「保護、尊重及び救済」枠組みの実施」が全会一致で支持されました。この指導原則は、企業活動における人権尊重の指針として用いられています。

企業が人権を尊重した行動をとることは「持続可能な開発目標(SDGs(Sustainable Development Goals))」の実現のためにも重要であり、投資家、市民社会、消費者においても、企業に人権尊重を求める意識が高まってきています。

国内外において「ビジネスと人権」に対する関心が高まる中、政府は「指導原則」の着実な履行の一つとして、「ビジネスと人権」に関する行動計画を策定することを決定しました。そして、企業活動に関連する我が国の法制度や施策等の現状把握、経済界や労働界等との意見交換及び議論等を経て、令和2年10月、「『ビジネスと人権』に関する行動計画」が策定されました。

行動計画では、「ビジネスと人権」に関して、今後政府が取り組む施策が記載されているほか、企業に対し、人権デュー・ディリジェンス（企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対応、情報提供を行うこと）導入促進への期待が表明されています。また、行動計画の周知、人権デュー・ディリジェンスに関する啓発については、全府省庁で実施していくこととされています。

法務省の人権擁護機関においても、企業関係者等を対象に、行動計画に基づく企業行動が国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進に貢献し、企業価値の向上に寄与することの理解を促進するとともに、人権的視点に立った企業活動を促すため、「ビジネスと人権」をテーマとするシンポジウムの開催、企業担当者等が企業内において研修を実施するための啓発資料の作成・公表、企業が人権研修を実施するに当たっての人権擁護委員や法務局職員の講師派遣等、各種の取組を実施しています。

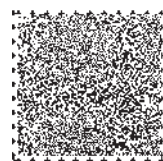
引き続き、行動計画の実施や周知を通じて、責任ある企業活動の促進を図り、国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進に貢献し、日本企業の企業価値と国際競争力の向上、そしてSDGs達成への貢献に努めていきます。



「ビジネスと人権」に関する行動計画



冊子「今企業に求められる『ビジネスと人権』への対応」



### ③ 主要な人権関係条約

世界人権宣言で規定された権利に法的な拘束力を持たせるため、二つの国際人権規約が採択され、その後も個別の人権保障のための条約として様々な条約が採択されています。これらの条約が保障する権利の内容を周知し、理解を深めていくことが一人一人の人権を守ることにつながります。

世界人権宣言が採択された後、この宣言で規定された権利に法的な拘束力を持たせるため、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の二つの国際人権規約が起草され、昭和41年（1966年）の国連総会において全会一致で採択されました。

この二つの国際人権規約は、最も基本的かつ包括的な条約として人権保障のための国際的基準となっています。これに加え、人権に関連する諸条約としては、人種差別撤廃条約、女子差別撤廃条約、拷問等禁止条約、児童の権利条約、強制失踪条約、障害者権利条約等があります。また、地域的な人権条約としては、欧州人権条約、米州人権条約、アフリカ人権憲章等があります。

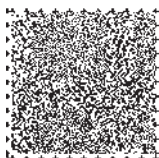
近年、人権擁護のための世界の取組は盛んになっており、我が国も、国際的に重要な役割を果たすことが期待されています。

#### 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）

A規約は、労働の権利、社会保障についての権利、教育及び文化活動に関する権利等のいわゆる社会権を主として規定したものです。

社会権とは、人権の保障を名実共に充実したものとするためには、国家が個人の生活の保障に一定程度の責任を果たすべきであるという認識に立って、国の施策により個人に認められている権利です。

我が国は、昭和54年（1979年）6月に、この規約を批准しました。





1. 主要な人権課題

2. 特集  
新型コロナウイルス感染症に関連して  
発生した人権問題への対応

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護

## 市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）

B規約は、人は生まれながらにして自由であるという基本的考えの下、個人の生活を公権力の干渉や妨害から保護するという観点に立った権利、つまり自由権的権利を中心に規定しています。

具体的には、表現の自由、移動の自由、身体の自由、宗教の自由、集会・結社の自由に加え、参政権が規定されています。締約国は、全ての個人に対して、いかなる差別もなしにこれらの権利が尊重され、確保されることを義務として負っています。

我が国は、昭和54年（1979年）6月に、A規約と共にこの規約を批准しました。

## あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）

人種、民族に対する差別は依然として存在し、このような差別を撤廃するためには、各国に対し、差別を撤廃するための具体的な措置の履行を義務付ける国際文書を作成することが必要とされ、昭和40年（1965年）の国連総会において、この条約が採択されました。

人種差別撤廃条約は、締約国が人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有を確保するため、あらゆる人種間の理解を促進する政策を全ての適当な方法により遅滞なく実施すること等を内容としています。

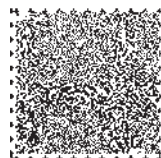
我が国は、平成7年（1995年）12月に、この条約に加入しました。

## 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

全ての人間は、そもそも生まれながらにして自由かつ平等であることから、男女も個人として等しく尊重されるべきであるとの基本的理念を実現するため、昭和54年（1979年）の国連総会において、この条約が採択されました。

女性であるとの理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男性と平等な権利・機会・責任を享受できる、完全な男女平等を実現することを目的として、遅滞なく措置をとることが、締約国には求められています。

我が国は、昭和60年（1985年）6月に、この条約を批准しました。





## 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける 取扱い又は刑罰に関する条約(拷問等禁止条約)

拷問の禁止については、世界人権宣言及びB規約等において既に規定されてきました。しかし、1970年代に、一部の国の軍事独裁政権による拷問と見られる行為に対し国際的な非難が高まったことを背景に、拷問を実効的に禁止する新たな国際文書を作成する必要性が強く認識されるようになり、昭和59年（1984年）の国連総会において、この条約が採択されました。本条約は「拷問」を公務員等が情報収集等のために身体的、精神的な重い苦痛を故意に与える行為と定義し、各締約国が拷問を刑法上の犯罪とするとともに、そのような犯罪人の引渡し等について規定しています。

我が国は、平成11年（1999年）6月に、この条約に加入しました。

## 児童の権利に関する条約(児童の権利条約)

世界には、貧しさや飢え、戦争等で苦しんでいる子どもたちがたくさんいます。そのような現実を踏まえ、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目指して、平成元年（1989年）の国連総会においてこの条約が採択されました。この条約は、18歳未満の全ての人の基本的人権の尊重を促進することを目的としています。

我が国は、平成6年（1994年）4月に、この条約を批准しました。

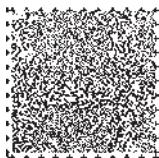


パンフレット「子どもの権利条約」

## 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約(強制失踪条約)

拉致を含む強制失踪が犯罪として処罰されるべきものであることを国際社会において確認するとともに、将来にわたって同様の犯罪が繰り返されることを抑止する意義を持つこの条約は、平成18年（2006年）に国連総会で採択されました。拉致を含む強制失踪を犯罪として定め、その処罰の枠組みの確保及び予防に向け締約国がとるべき措置等について規定するものです。

我が国は、平成21年（2009年）7月に、この条約を批准しました。





## 障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

依然として障害のある人が人権侵害に直面している状況を改善するため、法的拘束力を有する新たな文書を作成する必要性が強く認識されるようになり、平成18年（2006年）の国連総会においてこの条約が採択されました。

この条約は、障害のある人の人権・基本的自由の享有の確保等を目的とし、障害に基づくあらゆる差別の禁止や、障害のある人の社会への参加・包容の促進、条約実施の監視枠組みの設置等の、障害のある人の権利実現のために締約国がとるべき措置等について規定しています。

我が国は、平成26年（2014年）1月に、この条約を批准しました。

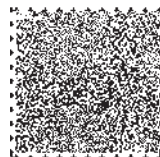
### 資料 我が国が締結している主要な人権関係条約

名称	採択年月日(上) 発効年月日(下)	締結国・地域・機関数
1 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約	1966.12.16 1976. 1. 3	171
2 市民的及び政治的権利に関する国際規約	1966.12.16 1976. 3.23	173
3 あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	1965.12.21 1969. 1. 4	182
4 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	1979.12.18 1981. 9. 3	189
5 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約	1984.12.10 1987. 6.26	171
6 児童の権利に関する条約	1989.11.20 1990. 9. 2	196
7 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約	2006.12.20 2010.12.23	63
8 障害者の権利に関する条約	2006.12.13 2008. 5. 3	182

(2020年10月現在)

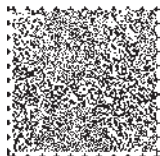


ニューヨークの国連本部で「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」に調印する園田外務大臣 [昭和53年（1978年）当時] (写真提供 UN/DPI)



## 法務局・地方法務局 所在地等一覧

名 称	所 在 地	電 話
札幌法務局	〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-2311
函館地方法務局	〒040-8533 函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎	0138-23-9528
旭川地方法務局	〒078-8502 旭川市宮前1条3-3-15 旭川合同庁舎	0166-38-1111
釧路地方法務局	〒085-8522 釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎	0154-31-5014
仙台法務局	〒980-8601 仙台市青葉区春日町7-25 仙台第3法務総合庁舎	022-225-5739
福島地方法務局	〒960-0103 福島市本内字南長割1-3	024-534-1994
山形地方法務局	〒990-0041 山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎	023-625-1321
盛岡地方法務局	〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	019-624-9859
秋田地方法務局	〒010-0951 秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	018-862-1443
青森地方法務局	〒030-8511 青森市長島1-3-5 青森第2合同庁舎	017-776-9024
東京法務局	〒160-0004 新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13F	0570-011-000
横浜地方法務局	〒231-8411 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	045-641-7926
さいたま地方法務局	〒338-8513 さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎	048-859-3507
千葉地方法務局	〒260-8518 千葉市中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎	043-302-1319
水戸地方法務局	〒310-0061 水戸市北見町1-1 水戸法務総合庁舎	029-227-9919
宇都宮地方法務局	〒320-8515 宇都宮市小幡2-1-11 宇都宮法務総合庁舎	028-623-0925
前橋地方法務局	〒371-8535 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎	027-221-4466
静岡地方法務局	〒420-8650 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎	054-254-3555
甲府地方法務局	〒400-8520 甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎	055-252-7239
長野地方法務局	〒380-0846 長野市大字長野旭町1108 長野第2合同庁舎	026-235-6611
新潟地方法務局	〒951-8504 新潟市中央区西大畑町5191 新潟地方法務総合庁舎	025-222-1563
名古屋法務局	〒460-8513 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館	052-952-8111
津地方法務局	〒514-8503 津市丸之内26-8 津合同庁舎	059-228-4193
岐阜地方法務局	〒500-8729 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎	058-245-3181
福井地方法務局	〒910-8504 福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	0776-22-5090
金沢地方法務局	〒921-8505 金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎	076-292-7804
富山地方法務局	〒930-0856 富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎	076-441-0550
大阪法務局	〒540-8544 大阪市中央区谷町2-1-17 大阪第2法務合同庁舎	06-6942-9496
京都地方法務局	〒602-8577 京都市上京区荒神口通河原町東入生上生洲町197	075-231-0131
神戸地方法務局	〒650-0042 神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎	078-392-1821
奈良地方法務局	〒630-8301 奈良市高畑町552番地 奈良第二地方合同庁舎	0742-23-5457
大津地方法務局	〒520-8516 大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎	077-522-4673
和歌山地方法務局	〒640-8552 和歌山市二番丁3 和歌山地地方合同庁舎	073-422-5131



名 称	所 在 地	電 話
広島法務局	〒730-8536 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 3号館	082-228-5790
山口地方法務局	〒753-8577 山口市中河原町 6-16 山口地方合同庁舎 2号館	083-922-2295
岡山地方法務局	〒700-8616 岡山市北区南方 1-3-58	086-224-5656
鳥取地方法務局	〒680-0011 鳥取市東町 2-302 鳥取第 2 地方合同庁舎	0857-22-2289
松江地方法務局	〒690-0001 松江市東朝日町192-3	0852-32-4200
高松法務局	〒760-0019 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館	087-821-7850
徳島地方法務局	〒770-8512 徳島市徳島町城内 6-6 徳島地方合同庁舎	088-622-4171
高知地方法務局	〒780-8509 高知市栄田町 2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎	088-822-3331
松山地方法務局	〒790-8505 松山市宮田町 188-6 松山地方合同庁舎	089-932-0888
福岡法務局	〒810-8513 福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第 1 法務総合庁舎	092-739-4151
佐賀地方法務局	〒840-0041 佐賀市城内 2-10-20 佐賀合同庁舎	0952-26-2148
長崎地方法務局	〒850-8507 長崎市万才町 8-16 長崎法務合同庁舎	095-826-8127
大分地方法務局	〒870-8513 大分市荷揚町 7-5 大分法務総合庁舎	097-532-3161
熊本地方法務局	〒862-0971 熊本市中央区大江 3-1-53 熊本第 2 合同庁舎	096-364-2145
鹿児島地方法務局	〒890-8518 鹿児島市鴨池新町 1-2	099-259-0684
宮崎地方法務局	〒880-8513 宮崎市別府町 1-1 宮崎法務総合庁舎	0985-22-5124
那覇地方法務局	〒900-8544 那覇市樋川 1-15-15 那覇第 1 地方合同庁舎	098-854-1215

## 人権ライブラリー

本冊子に記載しているビデオだけでなく、人権に関する資料を借りたい方、お探しの方、人権に関する視察・研修や打合せスペースをお探しの方は、人権ライブラリーを御活用ください。遠方の方でも、郵送等による資料の貸出しも行っています。

詳細は、下記までお問い合わせいただくか、人権ライブラリーのホームページを御参照ください。

人権ライブラリー ※公益財団法人人権教育啓発推進センター併設  
〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F  
TEL 03-5777-1919  
FAX 03-5777-1954  
Eメール library@jinken.or.jp  
ホームページ <https://www.jinken-library.jp/>

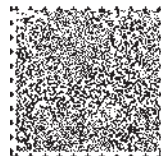
※本冊子は、令和3年版人権教育・啓発白書を基にその概要を記載したものです。

## 人権の擁護

令和3年8月発行

編集発行 法務省人権擁護局

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号 電話(03)3580-4111(代表)



# 人権について困ったことがあれば…。 ひとりで悩まずにご相談ください

## みんなの人権110番 (全国共通人権相談ダイヤル)

ゼロゼロみんなのひやくとおぼん  
 0570-003-110

差別や虐待、ハラスメント等、様々な人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。電話は、おかけになった場所の最寄りの法務局・地方務務局につながり、相談は、法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。

## 子どもの人権110番

ゼロゼロみんなのひやくとおぼん  
 0120-007-110

子どもの人権問題は、周囲の目に付きにくいところで多く起こっています。そして、被害者である子ども自身も、その被害を外部に訴えるだけの力がまだ備わっていなかったり、身近な人に話しにくいといった状況等から、重大な結果に至って初めて気付くという例が少なくありません。そこで、子どもが発する信号をいち早くつかみ、その解決に導くための電話相談を受け付けています。


## 女性の人権ホットライン

ゼロナナゼロのハートライン  
 0570-070-810

DVを始めとする女性に対する暴力、各種ハラスメント、ストーカー行為等、女性をめぐる様々な人権問題について、専門に扱う「女性の人権ホットライン」を全国の法務局・地方務務局の本局に設置して、女性の人権問題をいち早くつかみ、その解決に導くための電話相談を受け付けています。

## インターネット人権相談受付窓口

法務省の人権擁護機関では、インターネットでも人権相談を受け付けています。相談フォームに必要な事項を入力して送信していただくと、あなたの住所を管轄する法務局・地方務務局に相談に関する情報が送信され、後日、メール、電話又は面談により回答します。

インターネット人権相談  検索

パソコン、携帯電話、スマートフォン共通  
<https://www.jinken.go.jp/>

子どもの人権  
SOS-メール 



パソコン、携帯電話、スマートフォン共通  
<https://www.jinken.go.jp/kodomo>

※外国語による人権相談については、17ページ参照

人権イメージキャラクター  
人KENまるもる君



## 人権擁護局HP・公式SNSアカウント

— 様々な情報を発信しています —

法務省人権擁護局HP



Twitter



Facebook



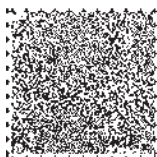
LINE



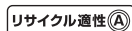
 @MOJ\_JINKEN

 HumanRightsBureau.MOJ

 @JINKEN01



人KEN  
あゆみ  
ちゃん



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

